

改正案	現行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設</u>について適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。</p> <p>二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>三 「燃料体」とは、<u>発電用原子炉に燃料として使用</u>できる形状又は組成の核燃料物質をいう。</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。</p> <p>二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>三 「燃料体」とは、<u>原子炉に燃料として使用できる</u>形状又は組成の核燃料物質をいう。</p>

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条 法第四十三條の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によ

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

五 「保全区域」とは、原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

（原子炉の設置の許可の申請）

第二条 法第二十三條第二項の原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

るものとする。

一 法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状
(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

(2) 耐津波構造（实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) その他の主要な構造

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）
(2) 構造

一 法第二十三条第二項第三号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状
(2) 敷地内における主要な原子炉施設の位置

ロ 原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

（新設）

(2) その他の主要な構造

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 炉心
(2) 構造

(2)(1) 設備	核燃料物質取扱設備の構造	(2) 燃料体	燃料体の最大挿入量 主要な核的制限値 主要な熱的制限値
(2)(1)	核燃料物質取扱設備の構造及び貯蔵能力	(2) 燃料体	燃料体の最大挿入量 主要な核的制限値 主要な熱的制限値
二	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び	()	燃料材（熱を発生させるために成形された核燃料物質をいう。以下同じ。）の種類
(6)(5)	放射線遮蔽体の構造	()	燃料被覆材（核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。以下同じ。）の種類
(6)(5)	その他の主要な事項	()	燃料要素（燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であって、構造上独立の最小単位であるものをいう。以下同じ。）の構造
(4)(3)	原子炉容器	()	燃料集合体の構造
(4)(3)	構造	()	最高燃焼度
(4)(3)	最高使用圧力及び最高使用温度	()	減速材及び反射材の種類
(4)(3)	放射線遮蔽体の構造	()	

(口)(イ) 設備	核燃料物質取扱設備の構造	(口) 燃料体	燃料体の最大挿入量 主要な核的制限値 主要な熱的制限値
(口)(イ)	核燃料物質取扱設備の構造及び貯蔵能力	(口) 燃料体	燃料体の最大挿入量 主要な核的制限値 主要な熱的制限値
二	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び	(1)	燃料材の種類
(ハ)(ホ)	放射線遮へい体の構造	(2)	被覆材の種類
(ハ)(ホ)	その他の主要な事項	(3)	燃料要素の構造
(2)(1)	最高使用圧力及び最高使用温度	(4)	燃料集合体の構造
(2)(1)	構造	(5)	最高燃焼度
(2)(1)	最高使用圧力及び最高使用温度	(5)	減速材及び反射材の種類
(2)(1)	放射線遮蔽体の構造	(5)	
(2)(1)	その他の主要な事項	(5)	
(2)(1)	原子炉容器	(5)	
(2)(1)	構造	(5)	

(3)	核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力	
	原子炉冷却系統施設の構造及び設備	ホ
(1)	一次冷却材設備	
	冷却材の種類	
	主要な機器及び管の個数及び構造	
	冷却材の温度及び圧力	
(2)	二次冷却設備	
	冷却材の種類	
	主要な機器の個数及び構造	
(3)	非常用冷却設備	
	冷却材の種類	
	主要な機器及び管の個数及び構造	
(4)	その他の主要な事項	
へ	計測制御系統施設の構造及び設備	
(1)	計装	
	核計装の種類	
	その他の主要な計装の種類	
(2)	安全保護回路	
	原子炉停止回路の種類	
	その他の主要な安全保護回路の種類	
(3)	制御設備	
	制御材の個数及び構造	
	制御材駆動設備の個数及び構造	
	反応度制御能力	

			(新設)
	原子炉冷却系統施設の構造及び設備		ホ
(1)	一次冷却材設備		
	冷却材の種類		
	主要な機器及び管の個数及び構造		
	冷却材の温度及び圧力		
(2)	二次冷却設備		
	冷却材の種類		
	主要な機器の個数及び構造		
(3)	非常用冷却設備		
	冷却材の種類		
	主要な機器及び管の個数及び構造		
(2)	その他の主要な事項		
(1)	計測制御系統施設の構造及び設備		へ
	計装		
	核計装の種類		
	その他の主要な計装の種類		
(2)	安全保護回路		
	原子炉停止回路の種類		
	その他の主要な安全保護回路の種類		
(1)	制御設備		
	制御材の個数及び構造		
	制御材駆動設備の個数及び構造		
	反応度制御能力		

(3)	(2)	(1)	リ	チ	(3)	(2)	(1)	ト	(5)	(4)
非常用格納容器保護設備の構造	に漏えい率	原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並び	原子炉格納容器の構造及び設備	放射線管理施設の構造及び設備	固体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	その他の主要な事項	非常用制御設備
			原子炉格納施設の構造及び設備	屋内管理用の主要な設備の種類	構造	構造	構造		反応度制御能力	制御材の個数及び構造
			原子炉格納容器の種類	屋外管理用の主要な設備の種類	廃棄物の処理能力	排気口の位置	排気口の位置		主要な機器の個数及び構造	
					構造	構造				

(新設)	(ロ)	(イ)	リ	チ	(ハ)	(ロ)	(イ)	ト	(ホ)	(ニ)
	設計圧力及び設計温度並びに漏えい率	構造	原子炉格納施設の構造及び設備	放射線管理施設の構造及び設備	固体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	その他の主要な事項	非常用制御設備
			屋外管理用の主要な設備の種類	屋内管理用の主要な設備の種類	排気口の位置	排気口の位置	構造		反応度制御能力	制御材の個数及び構造
					廃棄物の処理能力	廃棄物の処理能力	構造		主要な機器の個数及び構造	
					構造	構造				

	<p>(4) その他の主要な事項</p> <p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 常用電源設備の構造</p> <p>(2) 非常用電源設備の構造</p> <p>(3) その他の主要な事項</p>
	<p>三 法第四十三条の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。</p>
	<p>四 法第四十三条の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。</p>
	<p>五 法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。</p>
	<p>六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</p>
	<p>七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合</p>

	<p>(ハ) その他の主要な事項</p> <p>又 その他原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 非常用電源設備の構造</p> <p>(ロ) その他の主要な事項</p>
	<p>三 法第二十三条第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。</p>
	<p>四 法第二十三条第二項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。</p>
	<p>五 法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。</p>
	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>

における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化（設置許可基準規則第ニ条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故（設置許可基準規則第ニ条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。） 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十條の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げ

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二條第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲

るとおりとする。

- 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 (略)
- 四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十一 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

るとおりとする。

- 一 原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 (略)
- 四 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
- 十 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 十一 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(重大事故)

第四条 法第四十三條の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

- 一 炉心の著しい損傷
- 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三條の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第四十三條の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第四十三條の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記

(新設)

(変更の許可の申請)

第三条 令第十四條の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第十四條第三号の変更の内容については、法第二十三條第二項第三号の原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、法第二十三條第二項第五号の原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三條第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イから八までに定める事項を記載すること。

二 令第二十号の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 (略)

四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

二 令第十四条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における原子炉の使用の目的に関する説明書

二 変更後における原子炉の熱出力に関する説明書

三 (略)

四 変更後における原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

- 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五十キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六条 法第四十三條の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三條の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

- 一 第三条第一項第二号二(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原

- 七 変更に係る原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五十キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 変更後における核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

十 変更後における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(新設)

子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの

三 第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）

四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出）

第七条 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八

（新設）

第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事計画
- 2 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。
- 一 前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。
 - 二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
 - 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
 - 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

- 五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
 - 六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
 - 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五十キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
 - 八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
 - 九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
 - 十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 4 | 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(削る)

(設計及び工事の方法の認可の申請)
第三条の二 法第二十七条第一項の規定により、原子炉施設のうち原子炉の附属施設に関する設計及び工事の方法(第三条の八に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする

- る者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 原子炉の附属施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 次の区分による原子炉の附属施設に関する設計及び工事の方法（原子炉の附属施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）
 - イ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
 - ロ 放射性廃棄物の廃棄施設
 - ハ 放射線管理施設
 - ニ 原子炉格納施設
 - ホ その他原子炉の附属施設
 - 四 原子炉の附属施設の変更の場合にあつては、変更の理由
 - 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（原子炉の附属施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準（以下この項及び次条第二項において「技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

(削る)

- 一 圧力容器、熱交換器、管等の耐圧強度
 - 二 放射線遮へい
 - 三 原子炉の附属施設の耐震性
 - 四 安全弁及び逃がし弁の吹出量
 - 五 貯蔵施設における核燃料物質の臨界防止
 - 六 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができ。
 - 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
- (変更の認可の申請)
- 第三条の三 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた原子炉の附属施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による原子炉の附属施設に関する設計及び工事の方法

四 変更の理由

- 2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(削る)

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

- 2 第三条の三の二 法第四十三条の三の二第二項の規定による廃止措置計画の認可に係る原子炉施設についての法第二十七条第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、放射線遮へい物の側壁における線量の値を大きくしないものその他原子炉施設の保全上支障のない変更とする。
- 2 法第二十七条第四項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(削る)

(使用前検査の申請)

- 2 第三条の四 法第二十八条第一項の規定により、原子炉施設のうち原子炉の附属施設の工事(第三条の八に規定する原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。)及び性能について検査を受けようとする者は、

次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 原子炉の附属施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 工事工程表

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

五 申請に係る原子炉の附属施設の使用の開始の予定時期

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第三条の五 法第二十八条第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 放射線遮へい材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(削る)

(削る)

- 二 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 その施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。
- 三 放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他原子炉の附属施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 原子炉の附属施設の性能に関する事項 原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(性能の技術上の基準)

- 第三条の六 法第二十八条第二号に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 安全弁、非常用閉鎖装置その他の非常用安全装置が、法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条及び第三条の十五の三第二項第一号において「申請書等」という。）及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。
 - 二 申請書等及びその添付書類に記載した連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を動作させない装置をいう。）及び警報装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に動作すること。

(削る)

三 原子炉の附属施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

四 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

五 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

六 原子炉格納施設の漏えい率が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

(機構が行う使用前検査)

第三条の六の二 法第二十八条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる検査に関する事務の一部は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条の五第一号及び第二号に掲げる事項についての検査

二 第三条の五第三号及び第四号に掲げる事項についての検査（前条第三号及び第四号の性能の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの）

ち換気設備に関するものを除く。）

（機構が行う使用前検査の通知書）

第三条の六の三 原子力規制委員会は、第三条の四第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第二十八条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を行う時期
 - 四 検査を行う場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
- 2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。
- 一 第三条の二第一項の申請書及び同条第二項の添付書類又は第三条の三第一項の申請書及び同条第二項の添付書類
 - 二 第三条の四第一項の申請書又は同条第二項の届出に係る書類

（削る）

3 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第三条の六の四 法第二十八条第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

- 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けた工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の対象
- 六 検査の方法
- 七 検査の結果

(使用前検査合格証)

第三条の七 原子力規制委員会は、法第二十八条第一項の使用前検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査を受ける原子炉施設)

第三条の八 法第二十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める原子炉施設は、次の各号に掲げるとお

(削る)

(削る)

(削る)

-
- りとする。
- 一 放射線管理施設又は第二条第一項第二号又の規定する原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下この条において「附属施設」という。）に属する容器であつて、非常時に安全装置として使用されるもの
 - 二 原子炉格納施設に属する容器
 - 三 放射線管理施設又は附属施設に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（次号に規定するものを除く。）
 - 四 原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分
 - 五 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは附属施設に属する容器（第一号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの
 - 六 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、放射性
-

廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは附属施設に属する容器（第一号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロボクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするものイ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第三条の九 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（削る）

(削る)

(溶接検査の実施)
第三条の十 法第二十八条の二第一項の溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 溶接作業を行うとき(第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。)

二 法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 突合せ溶接部については、溶接の技術基準による機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき(第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

(溶接検査を要しない場合)

第三条の十一 法第二十八条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみを施した第三条の八第六号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)

(削る)

(削る)

を使用する場合とする。

(溶接の方法の認可)

第三条の十二 法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 溶接施工場の名称及び所在地
 - 三 溶接設備の種類及び容量
 - 四 溶接施工方法の種類
 - 五 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施工方法の範囲
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備
 - 二 溶接施工方法
 - 三 溶接を行う者の知識及び技能
 - 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施工方法による溶接を行うのに適切であること。
 - 二 溶接施工方法が溶接部の強度を確保するのに適切

であること。

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第三条の十三 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の八に規定する原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(溶接検査合格証等)

第三条の十四 機構は、法第二十八条の二第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査を受ける原子炉の附属施設)

第三条の十四の二 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める原子炉の附属施設は、非常用電源設備とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(施設定期検査の申請)

第三条の十五 法第二十九条第一項の規定により原子炉施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする原子炉施設の名称

四 検査を受けようとする事項及び期日

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)

第三条の十五の二 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)内に核燃料物質が存在する場合とする。

2 前項の場合においては、法第二十九条第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱

(削る)

(削る)

- い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。
- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設
 - 三 放射線管理施設
 - 四 非常用電源設備

(機構が行う施設定期検査)

第三条の十五の二の二 法第二十九条第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、第三条の十七各号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもの（換気設備に関するものを除く。）とする。

(削る)

(機構が行う施設定期検査の通知書)

第三条の十五の三 原子力規制委員会は、第三条の十五第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第二十九条第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(削る)

- 二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を行う時期
 - 四 検査を行う場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
- 2 | 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。
- 一 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた後において法第二十七条第一項の認可を受けた原子炉の附属施設が設置されている場合には、申請書等及びその添付書類
 - 二 第三条の十五第一項の申請書又は同条第二項の届出に係る書類
 - 3 | 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。
- (準用)
- 第三条の十五の四 第三条の六の四の規定は、法第二十九條第一項の施設定期検査に準用する。この場合において、「法第二十八條第三項において準用する法第十六條の三第四項」とあるのは「法第二十九條第三項において準用する法第十六條の五第四項」と読み替えるものとする。

(削る)

(施設定期検査合格証)
第三条の十六 原子力規制委員会は、法第二十九条第一項の施設定期検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

(削る)

(施設定期検査の技術上の基準)

第三条の十七 法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた後において法第二十七条第一項の認可を受けた原子炉の附属施設

イ 第三条の六各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

ロ 原子炉の附属施設の放射性物質の漏えいを防止する能力その他の性能が、法第二十八条の使用前検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

二 前号に規定する施設以外の原子炉施設 原子炉施設の放射性物質の漏えいを防止する能力その他の解体に着手した後において維持する必要がある性能が発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)に規定する技術上の基準に適合していること。

(工事の計画の認可を要しない工事等)

(新設)

第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)に係る工事(前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。)

2 | 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)の変更を伴う変更以外の変更とする。

3 | 法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の工事

計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(工事の計画の認可等の申請)

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 | 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項(その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすくように記載しなければならない。

3 | 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 | 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定によ

(新設)

る変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 | 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十条 法第四十三条の三の九第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る発電用原子炉施設の概要

三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 | 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画の届出を要する工事等)

第十一条 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委

(新設)

(新設)

員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工
事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（
発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した
場合又は災害その他非常の場合において、やむを得な
い一時的な工事としてするものを除く。）とする。

2 | 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規
則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変
更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理
の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

（工事の計画の届出）

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工
事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項
を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなけれ
ばならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ
の代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつて
は、変更の理由

2 | 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子
炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて
、同表の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に
係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない

（新設）

。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載するこ

(新設)

とを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(新設)

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
- 四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第

-
- 一 項の規定による届出をした年月日
- 五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所
- 六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事（発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。）に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。
- 一 工事の工程
- 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
- イ 保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間
- ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- 八 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施
-

工 事 の 工 程	検 査 事 項
-----------------------	------------------

3 | する際に行う保安の確保のための措置
 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 | 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 | 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)
 第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。）が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。

(新設)

<p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据</p>	<p>一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができるときになった時</p>
<p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち</p>	<p>原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 材料検査 二 寸法検査 三 外観検査 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 耐圧検査 六 漏えい検査 七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査

<p>三 発電用原子炉に 燃料体を挿入する ことができる状態 になった時</p>	<p>付けが完了した時 及び補助ボイラー の本体の組立てが 完了した時</p>
<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 施設、原子炉冷却系統施設、計 測制御系統施設、放射性廃棄物 の廃棄施設、放射線管理施設、 原子炉格納施設、非常用電源設 備、常用電源設備、火災防護設 備、浸水防護施設、補機駆動用 燃料設備（非常用電源設備及び</p>	<p>ち次に掲げるもの イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を 確認する検査 二 補助ボイラーの構造、機能 又は性能を確認する検査のう ち次に掲げるもの イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を 確認する検査 ホ 耐圧検査 ヘ 漏えい検査</p>

<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができなくなった時</p>	
<p>発電用原子炉の出力運転時に於ける発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であつて、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>	<p>補助ボイラーに係るものを除く。 ）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であつて、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>

（使用前検査を要しない場合）
 第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原

（新設）

原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認め、検査を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合

五 制限工事の場合

（機構が行う使用前検査等）

第十八条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次

（新設）

に掲げるものとする。

一 第十六条の表の上欄第一号及び第二号に掲げる工
事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項

二 第十六条の表の上欄第三号に掲げる工事の工程に
おいて同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げ
るもの

イ 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）
の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げる
もの

(1) 沸騰水型発電用原子炉施設（発電用原子炉施
設（沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）をい
う。以下同じ。）にあつては、原子炉冷却材再
循環設備、原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷
却材補給設備、原子炉補機冷却設備、原子炉冷
却材浄化設備、原子炉格納容器内の原子炉冷却
材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中
欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービン
を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用
規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) 加圧水型発電用原子炉施設（発電用原子炉施
設（加圧水型軽水炉に係るものに限る。）をい
う。以下同じ。）にあつては、一次冷却材の循
環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、
化学体積制御設備、原子炉補機冷却設備、原子
炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する

装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

□ 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうちに掲げるもの

(1) 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、制御材駆動装置、計測装置、安全保護設備（発電用原子炉の非常停止並びに工学的安全施設（設置許可基準規則第二条第二項第十号に規定する工学的安全施設をいう。以下同じ。）その他重大事故等発生時に自動的に作動させる設備の作動に必要な計測制御系統施設に属する設備をいう。以下この項において同じ。））、制御用空気設備、原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、ほう酸注入機能を有する設備、ほう素熱再生設備、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備並びに別表第二の中欄に

掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

八 原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうちに掲げるもの

(1) 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、真空破壊装置、原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備、原子炉格納容器調気設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、格納容器安全設備、アイスコンデンサ設備、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボ

- イラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査
- 三| 第十六条の表の上欄第四号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの
- イ| 原子炉本体の機能又は性能を確認する検査のうち、炉心における燃料体の配置及び臨界状態を確認する検査並びに減速材温度係数の検査
- ロ| 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査
- ハ| 蒸気タービン、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能を確認する検査のうち、発電用原子炉、蒸気タービン及び発電機相互の停止に係るインターロックを確認する検査
- 四| 第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの
- イ| 発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの
- (1) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲

げ
る
も
の

() 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷却材補給設備、原子炉補機冷却設備、原子炉冷却材浄化設備、原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

() 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、化学体積制御設備、原子炉補機冷却設備、原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

() 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、制御材駆動装置、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備、原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置並びに別表

第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

() 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、ほう酸注入機能を有する設備、ほう素熱再生設備、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(3) | 原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうちに掲げるもの

() 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、真空破壊装置、原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備、原子炉格納容器調気設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

() 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、格納容器安全設備、アイスコンデンサ設備、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循

環設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉
格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用
規格に係る設備又は装置に係るもの

(4)

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気夕
ービン、発電用原子炉の運転を管理するための
制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管
理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防
護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備
及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常
用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所
並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設
計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は
装置の機能又は性能を確認する検査

ロ

発電用原子炉の出力運転時（定格出力運転時を
除く。）において実施する検査（沸騰水型発電用
原子炉施設にあつては、原子炉隔離時冷却系に係
るものを除く。）

2

前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造
、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検
査を行う必要があると認められた場合は、当該発電用原子
炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うも
のとする。

3

原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要がある
と認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するも
のとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受ける発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行う時期

(新設)

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一 第九条第一項の申請書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して申請した場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）、第十条第一項の届出書又は第十二条第一項の届出書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して届出をした場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）

二 第十五条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（使用前検査結果の通知）

第二十条 法第四十三條の三の十一第三項において準用する法第十六條の三第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（新設）

- 二 検査を受けた発電用原子炉施設の設置又は変更の
工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の対象
- 六 検査の方法
- 七 検査の結果

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格し
たと認めたときは、当該申請に係る使用前検査合格証
を交付する。

(新設)

(試験使用の承認等の申請)

第二十二条 第十七条第一号又は第三号の承認を受けよ
うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原
子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ
の代表者の氏名
- 二 申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
- 四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認
可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第
一項の規定による届出をした年月日
- 五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年

月日及び使用期間

六 使用の方法

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。
- 一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
- 二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 燃料体の型式

三 法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の数(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。)

五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

(新設)

<p>一 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に</p>	<p>加工の工程</p>	<p>燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査</p>
--	--------------	---

一 加工の工程

二 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員）が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

(新設)

<p>三 加工が完了した時</p>	<p>二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時</p>	<p>係る試験をすることができるとなった時</p>
<p>組み立てられた燃料体に係る次の検査</p> <p>一 寸法検査</p> <p>二 外観検査</p> <p>三 ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）</p>	<p>燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査</p> <p>一 寸法検査</p> <p>二 湾曲度を確認する検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 表面汚染密度検査</p> <p>五 溶接部の非破壊検査</p> <p>六 ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。）</p>	

(燃料体検査を要しない場合)

第二十五条 法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

(新設)

(燃料体の設計の認可)

第二十六条 法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並び

に燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四 燃料体の構造及び重量

五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要(発電用原子炉の型式及び施設番号)(発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。以下同じ。)を含む。

<p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書</p>	<p>二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書</p>	<p>三 燃料体の構造図</p>	<p>四 加工のフローシート</p>	<p>五 品質保証に関する説明書</p>	<p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p>	<p>(機構が行う燃料体検査及び輸入燃料体検査等)</p> <p>第二十七条 法第四十三条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。</p>	<p>一 第二十四条の表の第一号及び第二号に規定する検査</p>	<p>二 第二十四条の表の第三号に規定する検査（第二十五条の規定により原子力規制委員会が支障がないと認めて第二十四条の表の第一号及び第二号の上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用するすることができる旨を指示した場合に限る。）</p>	<p>三 法第四十三条の三の十二第四項の検査のうち、検査を受ける燃料体が使用される発電用原子炉を設置</p>
--	---	---	-------------------	---------------------	-----------------------	--	---	-----------------------------------	---	---

(新設)

した工場又は事業所に搬入された時に行うもの

2 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項又は第三十三条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う燃料体検査の通知書等)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対

(新設)

し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を行う時期

三 検査を行う場所

四 検査の対象

五 検査の方法

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一 第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

二 検査を受ける燃料体に係る第二十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(燃料体検査結果及び輸入燃料体検査結果の通知)

第二十九条 法第四十三条の三の十二第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を行った年月日

(新設)

- 三 検査を行った場所
- 四 検査の対象
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十
二第一項の検査に合格したと認めたときは、当該申請
に係る燃料体検査合格証を交付する。

(新設)

(輸入燃料体検査の申請)

第三十一条 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検
査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混
合酸化物を含む場合を除く。)を受けようとする者は
、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開
始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなけれ
ばならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ
の代表者の氏名
- 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
- 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並び
に燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
- 四 燃料体の構造及び重量
- 五 燃料体の数(燃料要素の集合体である燃料体にあ
つては、燃料要素の数を併せて記載すること。)

- 六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地
- 七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）
- 九 検査を受けようとする期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。
 - 一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書
 - 二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書
 - 三 燃料体の構造図
 - 四 加工のフローシート
 - 五 燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料
 - 六 品質保証に関する説明書
- 3 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、次に掲

げる事項を記載した申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる書類（原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあつては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四 燃料体の構造及び重量

五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）

六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地

七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）

九 検査を受けようとする期日及び場所

提出時期	添付書類
<p>一 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前</p> <p>二 燃料体の本邦への輸送を開始する一月前</p>	<p>前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。</p> <p>前項第五号及び第六号に掲げる書類</p>
<p>4 第一項若しくは前項の申請書又は第二項各号に掲げる事項を説明する書類若しくは前項の表の下欄に掲げる書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>5 第一項又は第三項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p>	
<p>(輸入燃料体検査の実施)</p> <p>第三十二条 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検</p>	

(新設)

2 | 査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。)は、原子力施設検査官(法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が同条第四項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。)が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2 | 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。)は、原子力施設検査官が前条第三項に規定する申請書及び添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

(機構が行う輸入燃料体検査の通知書等)

第三十三条 原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の三の十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第三十一条第一項若しくは第

(新設)

三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の第十二項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、第三十一条第一項の申請書及び同条第二項の書類、同条第三項の申請書及び書類又は同条第四項の書類の写しを添付するものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(輸入燃料体検査合格证)

第三十四条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の第十二項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る輸入燃料体検査合格证を交付する。

(新設)

(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第三十五条 法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
- 二 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。)、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの
- 三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分
- 四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの(前号に規定するものを除く。)
- 五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。以下この条において同じ。)
(若しくは放射線管理施設に属する容器(第二号に規定するものを除く。))又はこれらの施設に属する外

(新設)

径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十三ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカル

スカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）
用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ イ又は口に規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ イ又は口に規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

八 蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

（溶接事業者検査の実施）

第三十六条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（新設）

(溶接事業者検査の記録)

第三十七条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 | 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

(新設)

第三十八条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の

原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設

（新設）

備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみをした第三十五条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接安全管理審査の申請）

第三十九条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（溶接安全管理審査の実施）

第四十条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法
- 二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

（溶接安全管理審査の実施時期）

第四十一条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

- 一 直近の法第四十三条の三の十三第七項の通知（この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期
- 二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要がある時期
- 三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

（溶接安全管理審査の対象となる事項）

第四十二条 法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

（新設）

(溶接安全管理審査結果の通知)

第四十三条 法第四十三条の三の十三第五項の通知は、

次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

- 一 審査を受けた組織の名称
- 二 審査年月日
- 三 審査の結果

(溶接事業者検査を行った旨の表示)

第四十四条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は

溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十五条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規

制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものの以外のものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

(新設)

(新設)

(新設)

、原子炉冷却系統施設（次号に掲げるものを除く。）
 （）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）
 ）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）
 ）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三條の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は

貯蔵に係るものに限る。)以外のものとする。

- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設
- 三 放射線管理施設
- 四 非常用電源設備

(施設定期検査の申請)

第四十六条 法第四十三条の三の十五第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで(第五十六条第二項の一定の期間(第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三月前まで)に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号
 - 四 検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

(新設)

-
- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
 - 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理
 - 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
 - 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
 - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 五 第五十六条第二項に規定する判定方法に関すること（同項の一定の期間を含む。）
 - 六 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類
 - 七 前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉
-

- 施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類）
- 八 前回の施設定期検査において提出した第五号の書類に記載された事項（一定の期間に限る。）を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 3 | 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号
 - 四 検査を受けようとする期日
- 4 | 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 5 | 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四

号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6 前二項に規定するもののほか、第二項第五号に掲げる事項のうち一定の期間を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

7 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十七条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十五条第一項第二号の設備にあつては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び
主な配管の非破壊検査

(新設)

<p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施</p>	<p>一 原子炉本体</p>	<p>発電用原子炉施設の種類</p>	<p>ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査</p> <p>二 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）</p>
<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検</p>	<p>1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査</p> <p>2 再使用する燃料体の外観検査</p> <p>3 炉心における燃料体の配置を確認する検査</p> <p>4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査</p>	<p>定期事業者検査に係る事項</p>	

<p>設</p>	<p>三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）</p>
<p>2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>	<p>1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機</p>

	<p>器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査</p> <p>3 主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査</p> <p>4 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査</p> <p>5 非常用復水器系の作動検査</p> <p>6 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査</p> <p>7 原子炉補機冷却系の作動検査</p> <p>8 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p>
--	--

四 計測制御系統施設

- 1 | 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 | 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査
- 3 | ほう酸水注入系の作動検査

<p>六 放射線管理施設</p>	<p>五 放射性廃棄物の 廃棄施設</p>	
<p>1 プロセスモニタリング設備 及びエリアモニタリング設備 の校正及び作動検査</p> <p>2 中央制御室、緊急時制御室 及び緊急時対策所の非常用循 環系の作動検査及びそのフィ ルター性能検査</p> <p>3 中央制御室、緊急時制御室 及び緊急時対策所の居住性を 確認する検査</p>	<p>気体廃棄物処理系の作動検査</p>	<p>4 安全保護系その他重大事故 等発生時に発電用原子炉を安 全に停止するための回路（以 下「安全保護系等」という。 ）並びに原子炉冷却材再循環 ポンプトリップ系の作動検査</p> <p>5 事故時監視計器及び事故時 試料採取設備の作動検査</p> <p>6 制御用空気圧縮系の作動検 査</p>

七 原子炉格納施設

1	<p>技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 。及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p>
2	<p>原子炉格納容器の漏えい率検査</p>
3	<p>原子炉建屋の気密性能検査</p>
4	<p>主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査</p>
5	<p>原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査</p>
6	<p>原子炉格納容器安全系ポン</p>

<p>八 非常用電源設備</p>	<p>プ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査</p> <p>7 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査</p> <p>8 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p>
<p>三 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）</p>	<p>1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査</p> <p>2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査</p>

<p>発電用原子炉施設の 種類</p>	<p>一 原子炉本体</p>	<p>二 核燃料物質の取 扱施設及び貯蔵施 設</p>	<p>三 原子炉冷却系統 施設（蒸気タービ ンを除く。）</p>
<p>定期事業者検査に係る事項</p>	<p>1 原子炉压力容器本体、原子 炉压力容器支持構造物及び原 子炉压力容器付属構造物の非 破壊検査並びに原子炉圧力容 器本体及び原子炉压力容器付 属構造物の漏えい検査 2 再使用する燃料体の外観検 査 3 炉心における燃料体の配置 を確認する検査 4 発電用原子炉の停止余裕を 確認する検査</p>	<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失 時における燃料体保持機能検 査 2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化 系の作動検査</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項 に規定するクラス1機器（原 子炉冷却系統施設に設置する</p>

	<p>ものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p>
2	<p>加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査</p>
3	<p>加圧器逃がし弁元弁の作動検査</p>
4	<p>主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査</p>

<p>四 計測制御系統施設</p>	
<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 2 クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 3 重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 4 重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p>	<p>5 主蒸気隔離弁の作動検査 6 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査 7 原子炉補機冷却系の作動検査 8 補助給水系ポンプの非破壊検査及び補助給水系の作動検査 9 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p>

六 放射線管理施設	五 放射性廃棄物の 廃棄施設	
1 プロセスモニタリング設備	気体廃棄物処理系の作動検査	<p>下この号において同じ。）、 重大事故等クラス2機器（計 測制御系統施設に設置するも のに限る。以下この号におい て同じ。）及びそれらの支持 構造物の非破壊検査並びにク ラス1機器、クラス2機器、 重大事故等クラス1機器及び 重大事故等クラス2機器の漏 えい検査</p> <p>2 制御用空気圧縮系の作動検 査</p> <p>3 制御棒駆動系の制御棒緊急 挿入検査</p> <p>4 ほう酸ポンプの非破壊検査 及びほう酸注入機能を有する 設備の作動検査</p> <p>5 安全保護系等の作動検査</p> <p>6 事故時監視計器及び事故時 試料採取設備の作動検査</p>

七 原子炉格納施設	<p>及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査</p> <p>2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフルター性能検査</p> <p>3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査</p>
<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器</p>	

<p>2 原子炉格納容器の漏えい率検査</p> <p>3 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査</p> <p>4 原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査</p> <p>5 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査</p> <p>6 アイスコンデンサの冷却性能検査</p> <p>7 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>8 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査</p> <p>9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p>

<p>八 非常用電源設備</p>	<p>1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査</p> <p>2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査</p>
<p>四 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設及び加圧水型発電用原子炉施設にあつては、前三号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項</p> <p>五 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）及び加圧水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。</p> <p>一 第四十五条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 燃料取扱設備の系統運転性能検査</p> <p>ロ 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵</p>	

-
- 能力確認検査
 - ハ 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査
 - 二 第四十五条第二項第二号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ 液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ロ 液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査
 - ハ 液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ニ 液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ホ 固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ヘ 固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ト 固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - 三 第四十五条第二項第三号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ エリアモニタリング設備の設定値確認検査
 - ロ エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ハ エリアモニタリング設備の作動検査
 - ニ プロセスモニタリング設備の設定値確認検査
 - ホ プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
-

- ヘ プロセスモニタリング設備の作動検査
- ト 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査
- チ 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査
- リ 換気設備の性能検査
- 四 第四十五条第二項第四号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ 非常用発電装置の性能検査
 - ロ 無停電電源装置の性能検査

(施設定期検査の実施時期)

第四十八条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十二月を超えない時期とする。

特定重要発電用原子炉施設の区分	施設定期検査を受けるべき時期
一 特定重要発電用	施設定期検査が終了した日以降

(新設)

<p>原子炉施設であつて、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>十三月を超えない時期</p>
<p>二 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>施設定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期</p>
<p>三 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が二十四月以上であるものとして原</p>	<p>施設定期検査が終了した日以降二十四月を超えない時期</p>

2 |

前項の表の上欄の判定期間とは、施設定期検査において、第五十六条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要発電用原子炉施設（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。

一 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、前条第一項第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び発電用原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について施設定期検査を受けなければならないもの

二 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、その施設定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げる特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具
イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルター

であつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉の運転時に於いて技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 使用済燃料を取り扱う機器その他機械又は器具であつて発電用原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条 法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

二 使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき

三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であ

（新設）

ると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受け
るべき時期を定めて承認したとき。

2 | 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は
、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員
会に提出しなければならない。

一 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ
の代表者の氏名

二 | 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及
び所在地

三 | 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、
出力及び施設番号

四 | 直近の施設定期検査が終了した年月日

五 | 施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3 | 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の
使用の状況を記載した書類を添付しなければならない
。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合
には、当該書類を添付することを要しない。

(機構が行う施設定期検査等)

第五十条 法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制
委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原
子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子
炉冷却系統施設、計測制御系統施設(発電用原子炉の
運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃
棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設

(新設)

-
- 、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。
- 2 | 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三條の三の十五第二項の原子力規制委員會規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。
- 3 | 法第四十三條の三の十五第二項において準用する法第十六條の五第三項の規定により原子力規制委員會が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。
- 一 | 第四十七條第一項第一号に掲げる事項
 - 二 | 第四十七條第一項第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ | 原子炉冷却系統施設に係る非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査
 - ロ | 計測制御系統施設に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査
 - ハ | 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査
 - ニ | 原子炉格納施設に係る圧力逃がし装置の作動検査及びフィルター性能検査
 - ホ | 非常用電源設備に係る非常用発電装置の作動検査
 - ヘ | 非常用電源設備に係る直流電源系の作動検査
-

-
- 三 第四十七条第一項第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 原子炉冷却系統施設に係る非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査
 - ロ 計測制御系統施設に係る制御棒駆動系の制御棒緊急挿入検査
 - ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査
 - ニ 原子炉格納施設に係る圧力逃がし装置の作動検査及びフィルター性能検査
 - ホ 非常用電源設備に係る非常用発電装置の作動検査
 - ヘ 非常用電源設備に係る直流電源系の作動検査
 - 四 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。
 - 一 第四十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 第四十七条第二項第三号に掲げる事項のうち、換気設備の性能検査以外のもの
 - 三 第四十七条第二項第四号に掲げる事項のうち、非常用発電装置の性能検査以外のもの
 - 五 前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員
-

会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

6 | 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

7 | 機構は、次条第二項の通知に基づき、第三項又は第四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第五十一条 原子力規制委員会は、第四十六条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 | 原子力規制委員会は、第四十六条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に

(新設)

対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二 検査を受ける発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、第四十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあっては同条第六項に規定する書類を含む。）の写しを添付するものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査結果の通知）

第五十二条 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

（新設）

- 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 二 検査を受けた発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の対象
- 六 検査の方法
- 七 検査の結果

(施設定期検査終了証)

第五十三条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)、

計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）放射線廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

（定期事業者検査の実施時期）

第五十五条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期

（新設）

事業者検査にあつては、第四十八条又は第四十九条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2 | 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 | 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定す

る時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

4 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号
 - 四 直近の定期事業者検査が終了した年月日
 - 五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 5 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行つものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

(新設)

- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するため十分な方法
 - 三 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の場合を作動している状態で確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
 - 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
 - 一 特定発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
 - 二 特定発電用原子炉施設の耐久性に関する研究成果その他の研究成果
 - 三 特定発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
 - 4 第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、十三月上としなければならない。
 - 5 第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、施設定期検査の開始する日の三月前までに設定しなければならない

ない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第二項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

(定期事業者検査の記録)

第五十七条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(特定発電用原子炉施設の評価)

(新設)

(新設)

<p>第五十八条 法第四十三条の三の十六第三項の特定発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シユラウド及びシユラウドサポートに限る。）とする。</p> <p>2 法第四十三条の三の十六第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。</p>	
<p>一 技術基準規則第十八条の規定に適合しなくなると見込まれる時期</p>	<p>次に掲げるところにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。</p> <p>一 定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷（以下「亀裂等」という。）の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。</p> <p>二 前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測</p>

<p>二 補修等の措置の内容</p>	
<p>この表の第一号下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときには、その時期、範囲及び方法が適切であること。</p>	<p>三 前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の規定に適合しなくなると見込まれる時期を定めること。</p>

3

法第四十三條の三の十六第三項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 評価年月日
- 二 評価の対象
- 三 評価の方法
- 四 評価の結果
- 五 評価を行った者の氏名
- 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 評価の実施に係る組織
- 八 評価の実施に係る工程管理
- 九 評価において協力した事業者がある場合には、当

該事業者の管理に関する事項

十 評価記録の管理に関する事項

十一 評価に係る教育訓練に関する事項

4 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、評価された特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

(定期安全管理審査の申請)

第五十九条 法第四十三条の三の十六第四項の審査(以下「定期安全管理審査」という。)を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(定期安全管理審査の実施時期)

第六十条 法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第六十一条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規

(新設)

(新設)

(新設)

制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二 検査記録の管理に関する事項

三 検査に係る教育訓練に関する事項

2| 直近の法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

(定期安全管理審査結果の通知)

第六十二條 法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一 審査を受けた組織の名称

二 審査年月日

三 審査の結果

2| 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第七項の通知（機構が行った法第四十三條の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第四十三條の三の十三第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

(新設)

(電磁的方法による保存)

第六十三條 第三十七條第一項各号、第五十七條第一項各号及び第五十八條第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるとして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三條の三の十三第一項並びに第四十三條の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(運転計画)

第六十四條 法第四十三條の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三條の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は法

(新設)

(運転計画)

第四條 法第三十條の規定による原子炉の運転計画は、原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第二十三條第一項の規定による原子炉の設置の許可又は法第二十六條第一項の規定による変更の許可を受け、その期間内に運転を開始する場合に

第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（法第四十三条の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

4 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第六十五条 法第四十三条の三の八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核

おける運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後速やかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

4 (略)

(合併の認可の申請)

第五条 法第三十一条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款

五 前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款

（新設）

（新設）

載した書類

3 (略)

(許可の取消し)

第六十六条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時まで

3 (略)

(許可の取消し)

第六条 法第三十三条第一項に規定する期間は、法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)

第七条 法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 原子炉施設の保守管理記録 (新設)		

二 第八十一条第一項第四	口 施設定期検査の結果 八 第八十条の規定による 巡視又は点検の状況（法 第四十三条の三の三十二 第二項の認可を受けた場 合の廃止措置対象施設に おいては、巡視の状況に 限る。）並びにその担当 者の氏名	検査の都度 毎日一回。た だし、法第四 十三条の三の 三十二第二項 の認可を受け 、全ての核燃 料物質を廃止 措置対象施設 から搬出した 場合における 当該廃止措置 対象施設に係 る巡視にあつ ては毎週一回 とする。	の期間 同一事項 に関する 次の検査 の時まで の期間 （略）	保守管理
口 第十一条第一項第四号	イ 第十条の規定による巡 視又は点検の状況（法 第四十三条の三の第二 項の認可を受けた場 合の廃止措置対象施設 においては、巡視の状 況に限る。）並びにそ の担当者の氏名	毎日一回。 ただし、法 第四十三条 の三の第二 項の認可 を受け、全 ての核燃料 物質を廃止 措置対象施 設から搬出 した場合に おける当該 廃止措置対 象施設に係 る巡視にあ つては毎週 一回とする	（新設） （略）	保守管理

号の規定による保守管理
の実施状況及びその担当
者の氏名

ホ 第八十一条第一項第五
号の規定による保守管理
に関する方針、保守管理
の目標及び保守管理の実
施に関する計画の評価の
結果及びその評価の担当
者の氏名

(略)

を	実	施	し	た	原	子	炉	施	設	を	解	体	又	は	廃	棄	し	た	後	五	年	が	経	過	す	る	ま	で	の	期	間	評	価	を	実	施	し	た	原	子	電	用	炉	施	設	の	保	守	管	理	に	関	す	る	方	針	、	保	守	管	理	の	目	標	又	は	保	守	管	理	に	関	す	る	計	画	の	改	定	期	間
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

の規定による保守管理の
実施状況及びその担当者
の氏名

ハ 第十一条第一項第五号
の規定による保守管理に
関する方針、保守管理の
目標及び保守管理の実施
に関する計画の評価の結
果及びその評価の担当者
の氏名

(略)

を	実	施	し	た	原	子	炉	施	設	を	解	体	又	は	廃	棄	し	た	後	五	年	が	経	過	す	る	ま	で	の	期	間	評	価	を	実	施	し	た	原	子	電	用	炉	施	設	の	保	守	管	理	に	関	す	る	方	針	、	保	守	管	理	の	目	標	又	は	保	守	管	理	に	関	す	る	計	画	の	改	定	期	間
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<p>二 運転記録（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>イ 二（略）</p>	<p>ホ 発電用原子炉に使用している冷却材及び減速材（流体のものに限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量</p>	<p>ヘ 発電用原子炉内における燃料体の配置</p>	<p>ト 運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検</p>	<p>チ 又（略）</p>	<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>		<p>（略）</p>
<p>二 運転記録（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉に係るものを除く。）</p>	<p>イ 二（略）</p>	<p>ホ 原子炉に使用している冷却材及び減速材（流体のものに限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量</p>	<p>ヘ 原子炉内における燃料体の配置</p>	<p>ト 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検</p>	<p>チ 又（略）</p>	<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>		<p>（略）</p>

口 発電用原子炉への燃料 体の種類別の挿入量 ハチ (略)	(略)	(略)	(略)
四 (略)	(略)	(略)	(略)
五 放射線管理記録			
イ 原子炉本体 (法第四十 三条の三の三十二第二項 の認可を受けた場合を除 く。)、使用済燃料の貯 蔵施設 (法第四十三條の 三の三十二第二項の認可 を受け、全ての核燃料物 質を廃止措置対象施設か ら搬出したときを除く。)、放射性廃棄物の廃棄 施設等の放射線遮蔽物の 側壁における線量当量率	毎日運転中一 回。ただし、 法第四十三條 の三の三十二 第二項の認可 を受けた場合 における使用 済燃料の貯蔵 施設 (廃止措 置対象施設に 限る。) の記 録にあつては 毎日一回とし 、使用済燃料 の貯蔵施設以 外の 施設 (廃止措 置対象施設に	(略)	(略)

口 原子炉への燃料体の種 類別の挿入量 ハチ (略)	(略)	(略)	(略)
三の二 (略)	(略)	(略)	(略)
四 放射線管理記録			
イ 原子炉本体 (法第四十 三条の三の二第二項の認 可を受けた場合を除く。) 、使用済燃料の貯蔵施 設 (法第四十三條の三の 二第二項の認可を受け、 全ての核燃料物質を廃止 措置対象施設から搬出し たときを除く。)、放射 性廃棄物の廃棄施設等の 放射線遮へい物の側壁に おける線量当量率	毎日運転中 一回。ただ し、法第四 十三條の三 の二第二項 の認可を受 けた場合に おける使用 済燃料の貯 蔵施設 (廃 止措置対象 施設に限る 。) の記録 にあつては 毎日一回と し、使用済 燃料の貯蔵 施設以外の	(略)	(略)

<p>二 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期と</p>	<p>八 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>口（略）</p>	<p>限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

<p>二 放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各</p>	<p>八 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>口（略）</p>	<p>施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

六 故記録 発電用原子炉施設等の事	<p>又 放射線業務従事者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>チ・リ</p> <p>又 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行つた場合には、その状況及び担当者の氏名</p>	(略)																	
		(略)																	
五 原子炉施設等の事故記録	<p>又 放射線業務従事者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>チ・リ</p> <p>又 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行つた場合には、その状況及び担当者の氏名</p>	(略)																	
		(略)																	

イ (略)	(略)	(略)	(略)
口 事故の状況及び事故に際して採った処置	(略)	(略)	(略)
八・二 (略)	(略)	(略)	(略)
七・八 (略)	(略)	(略)	(略)
九 廃止措置記録			
イ 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	(略)	(略)
口 イに規定する工事の対象となる発電用原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放	(略)	(略)	(略)

イ (略)	(略)	(略)	(略)
口 事故の状況及び事故に際して採った処置	(略)	(略)	(略)
八・二 (略)	(略)	(略)	(略)
六・七 (略)	(略)	(略)	(略)
八 廃止措置記録			
イ 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	(略)	(略)
口 イに規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物	(略)	(略)	(略)

<p>放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名</p>	<p>十 第六十九条の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>十一 第七十七条第一項の規定による発電用原子炉施設の定期的な評価の結果 イ、チ（略）</p>	<p>十二 第九十一条に規定する防護措置の記録 イ（略） ロ 第九十一条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名</p>	<p>九 第七条の三の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>十 第七条の五第一項の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果 イ、チ（略）</p>	<p>十一 第十五条の二に規定する防護措置の記録 イ（略） ロ 第十五条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

イ 放射能濃度確認対象記録	(略)	(略)	イ 放射能濃度確認対象記録	(略)	(略)
十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。)の	(略)	(略)	十二 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの(以下「放射能濃度確認対象物」という。以下同じ。)の	(略)	(略)
二〇リ (略)	(略)	(略)	二〇リ (略)	(略)	(略)
八 第九十一条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持ち出しの点検の状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)	八 第十五条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持ち出しの点検の状況及びその担当者の氏名	(略)	(略)

放射能濃度確認対象	<p>物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p> <p>(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p> <p>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p> <p>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)						
		(略)						
		(略)						
		(略)						

放射能濃度確認対象	<p>物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p> <p>(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p> <p>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p> <p>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)						
		(略)						
		(略)						
		(略)						

物の測定及び評価に係る記録	(1) (略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)
八 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	(略)	(略)

- 2 (略)
- 3 第一項の表第五号イの線量当量率、同号八の線量当量並びに同号二及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。
- 4 第一項の表第五号二の線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。
- 5 第一項の表第五号二からへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力

物の測定及び評価に係る記録	(1) (略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)
八 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	(略)	(略)

- 2 (略)
- 3 第一項の表第四号イの線量当量率、同号八の線量当量並びに同号二及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。
- 4 第一項の表第四号二の線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。
- 5 第一項の表第四号二からへまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において原子炉設置者がその記録を原子力規制委

規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ニ及びホの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならぬ。

7 第一項の表第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(品質保証)

第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第七十八条

員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 原子炉設置者は、第一項の表第四号ニ及びホの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第四号チ及びリ、第五号、第八号イ及びロ並びに第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第七条の二 法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(品質保証)

第七条の三 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第八条から第十五条までに規定

から第九十条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、第七十七条第一項の規定に基づき措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

(品質保証計画)

第七十条 (略)

(品質保証の実施に係る組織)

第七十一条 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 発電用原子炉設置者(法人にあつてはその代表者)によつて運営されていること。
- 二・三 (略)

第七十二条～第七十四条 (略)

(保安活動の改善)

第七十五条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置(以下「是正処置」という。)に関する手順
- (第一百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象その

する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

2 原子炉設置者は、第七条の五第一項の規定に基づき措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

(品質保証計画)

第七条の三の二 (略)

(品質保証の実施に係る組織)

第七条の三の三 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 原子炉設置者(法人にあつてはその代表者)によつて運営されていること。
- 二・三 (略)

第七条の三の四～第七条の三の六 (略)

(保安活動の改善)

第七条の三の七 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置(以下「是正処置」という。)に関する手順
- (第十九条の十七各号に掲げる事故故障等の事象そ

他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二（略）

三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四（略）

（作業手順書等の遵守）

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（発電用原子炉施設の定期的な評価）

第七十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、十年を超えない期間ごとに、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況を評価すること。

二 発電用原子炉施設における保安活動への最新の技

他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二（略）

三 予防処置に当たっては、自らの原子炉施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四（略）

（作業手順書等の遵守）

第七十七条の四 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（原子炉施設の定期的な評価）

第七十七条の五 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、十年を超えない期間ごとに、原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 原子炉施設における保安活動の実施の状況を評価すること。

二 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知

術的知見の反映状況を評価すること。

2 前項の規定は法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

(管理区域への立入制限等)

第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ (略)

ハ 床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

二 (略)

ニ 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること

見の反映状況を評価すること。

2 前項の規定は法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については適用しない。

(管理区域への立入制限等)

第八条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。

ロ (略)

ハ 床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

二 (略)

ニ 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること

イ (略)

口 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

イ (略)

口 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第九条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第八十条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第八十一条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三條の三の五第一項の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の変更の許可に係る申請書

(原子炉施設の巡視及び点検)

第十条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 三 (略)

2 法第三十五条第一項の規定により、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(原子炉施設の保守管理)

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉の運転中及び運転停止中における原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第二十三条第一項の許可若しくは法第二十六条第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十

若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従つて達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つて保守管理を実施すること。

二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された原子炉施設の性能が維持されるよう原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された原子炉施設の性能が維持されるよう原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従つて達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つて保守管理を実施すること。

イ (略)

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものを除く。））に関する事。

ハ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。

ニ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事。

ホ 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関する事。

ヘ 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関する事。

五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果

イ (略)

ロ 原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。））に関する事。

ハ 原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。

ニ 原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事。

ホ 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関する事。

ヘ 原子炉施設の保守管理に関する記録に関する事。

五 原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果

を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならぬ。

(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、

を原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2 原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならぬ。

(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第十一条の二 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該原子炉施設について

十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に關し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一 (略)

二 事故時における発電用原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

三 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物

四 原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの

五 六 (略)

七 電源を供給する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの

八 発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物(第一号に掲げるものを除く。)

九 発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物

十 十五 (略)

十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)

2

法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発

の保守管理に関する方針(以下「長期保守管理方針」という。)を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一 (略)

二 事故時における原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

三 中央制御室外から原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物

四 原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの

五 六 (略)

七 電源を供給する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの

八 原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物(第一号に掲げるものを除く。)

九 原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物

十 十五 (略)

(新設)

2

法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は

電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

、運転を開始した日以後三十年を経過した原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、長期保守管理方針を策定しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 4 | 発電用原子炉設置者は、第九十二条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を変更しなければならない。
- 5 | 前四項の規定は法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（削る）

- 3 | 原子炉設置者は、第十六条第一項第八号の原子炉の運転期間を変更する場合その他第一項又は前項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第一項又は前項の長期保守管理方針を変更しなければならない。
- 4 | 前三項の規定は法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については適用しない。

（電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十一条の三 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において、津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のため

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の二十二第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

めの活動を行うために必要な要員を配置すること。
三 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

（初期消火活動のための体制の整備）

第十一条の四 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

（新設）

- 二 (略)
- 三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。
- 六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 八 (略)
- (内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
- 第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全

- 一 (略)
- 二 初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。
- (新設)
- 三 初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。
- (新設)
- 四 前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 五 (略)
- (新設)

のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

(新設)

-
- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
 - 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
 - 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
 - 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
 - イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
-

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

(新設)

-
- 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
 - 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
 - イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
 - ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
 - ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉の運転)

(原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わせないこと。

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 (略)

六 運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

七 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わ

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わせないこと。

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 (略)

六 運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

七 緊急しや断が起こつた場合には、しや断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行

せること。

八 (略)

九 運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第百三十四条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。

十 (略)

十一 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

行わせること。

八 (略)

九 運転上の制限（保安規定で定める原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第十九条の十七において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十九条の十七第五号に掲げるときを除く。

十 (略)

十一 原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ （略）

ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ （略）

ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規

制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十八條第一号八の表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五〇七 (略)

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもの)のうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。)に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第八條第一号八の表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五〇七 (略)

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 (略)

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもの)のうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。)に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(貯蔵)

第八十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 二 (略)

3 (略)

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(貯蔵)

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 二 (略)

三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十七条第一項の表第三号及び第四号の記録を引き渡すこと。

五（略）。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二（略）

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第七条第一項の表第三号及び第三号の二の記録を引き渡すこと。

五（略）

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第十五条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二（略）

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 (略)
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 排水施設によつて排出すること。
 - ロ 障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
 - ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 - ニ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
 - ホ 障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。
- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設に

- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 障害防止の効果をもつた廃棄槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 (略)
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 排水施設によつて排出すること。
 - ロ 障害防止の効果をもつた廃液槽に保管廃棄すること。
 - ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 - ニ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
 - ホ 障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。
- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設に

において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によつて排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 (略)

九 第六号八の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ (略)

十 (略)

十一 第六号八の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合

は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広が

において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によつて排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 (略)

九 第六号八の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ (略)

十 (略)

十一 第六号八の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合

は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器にき裂又は破損が生じた場合の汚染の広が

りの防止について必要な措置を講ずること。

ロ二 (略)

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ (略)

十三 十五 (略)

(防護措置)

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。)
及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上

(略)

りの防止について必要な措置を講ずること。

ロ二 (略)

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固化して障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ (略)

十三 十五 (略)

(防護措置)

第十五条の二 法第三十五条第二項の規定により、原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。)
及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上

(略)

<p>四 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びに</p>	<p>のもの ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの 二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの</p>
	<p>(略)</p>

<p>四 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びに</p>	<p>のもの ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの 二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの</p>
	<p>(略)</p>

これらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 (略)

これらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 (略)

<p>七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>八 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの</p> <p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの</p> <p>ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの</p>	
	(略)
<p>七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>八 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの</p> <p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの</p> <p>ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの</p>	
	(略)

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ

毎時を超えるものに限る。)

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によつて区画すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域(以下「周辺防護区域」という。)を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域(以下「立入制限区域」という。)を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防

毎時を超えるものに限る。)

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によつて区画すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域(以下「周辺防護区域」という。)を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域(以下「立入制限区域」という。)を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防

止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四・五 (略)

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特

止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四・五 (略)

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特

定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれてゐる特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3) (略)

八・二 (略)

十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

イ (略)

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を示すものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

八 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者に

定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれてゐる特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3) (略)

八・二 (略)

十 原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

イ (略)

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を示すものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口のかぎ及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ (略)

八 かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者に

その鍵を嚴重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六條第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ（略）

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。第九十六條第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」

にそのかぎを嚴重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ（略）

十四 中央制御室外から原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九條の二第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

という。)については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ (略)

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備(第九十六条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。)については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

イ 周囲にさく等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ (略)

ハ イの規定により設置されたさく等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備(第十九条の二第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。)には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十六条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十・二十一（略）

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の

（新設）

十七 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十八 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第十九条の二第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十九・二十（略）

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の

侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

八・二 (略)

二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

八・二 (略)

二十四～二十九 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号八を除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防

の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

八・二 (略)

二十二 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

八・二 (略)

二十三～二十八 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号八を除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中

「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」と、又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十八号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号八及び二に掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号八及び二に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

- 一 (略)
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。
- 三 五 (略)

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定に

「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号八及び二に掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号八及び二に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

- 一 (略)
- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。
- 三 五 (略)

(保安規定)

第十六条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の

よる保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一・二（略）

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価に関することを含む。）。

四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一・二（略）

三 原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに原子炉施設の定期的な評価に関することを含む。）。

四 原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

（新設）

- 七 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 八 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ（略）
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- (1)（略）
- (2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- (3)（略）
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- (5)（略）
- 八 その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 九 発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。

- （新設）
- 六 原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ（略）
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- (1)（略）
- (2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- (3)（略）
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- (5)（略）
- 八 その他原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 七 原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。

- 十 発電用原子炉の運転期間に関すること。
- 十一 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
- 十二・十三 (略)
- 十四 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十五 (略)
- 十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十七・十九 (略)
- (削る)
- 二十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
- 二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
- 二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
- 二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
- 二十四 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第

- 八 原子炉の運転期間に関すること。
- 九 原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
- 十・十一 (略)
- 十二 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十三 (略)
- 十四 原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十五・十七 (略)
- 十八 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
- 十九 初期消火活動のための体制の整備に関すること。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 二十 原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の

百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。) に関する事。

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関する事(溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事)及び長期保守管理方針を含む。)

二十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する事。

二十七 (略)

二十八 その他発電用原子炉施設に係る保安に關し必要な事項

2 法第四十三條の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる場合に於ては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。

一 前項第十号に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合 発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。)

二 前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関する事を変更しようとする場合(第八十条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長

十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。) に関する事。

二十一 原子炉施設の保守管理に関する事(経年劣化に係る技術的な評価に関する事)及び長期保守管理方針を含む。)

二十二 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有に関する事。

二十三 (略)

二十四 その他原子炉施設に係る保安に關し必要な事項

2 法第三十七條第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に於ては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。

一 前項第八号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合 原子炉の運転期間の設定に関する説明書(原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第十一条の二第三項の見直しの結果を記載した書類を含む。)

二 前項第二十号に掲げる原子炉施設の保守管理に関する事を変更しようとする場合(第十一条の二第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針

期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限り。) 第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は第四項の見直しの結果を記載した書類

3 法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一・二 (略)

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

四・五 (略)

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) (略)

を策定し、又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限り。) 第十一条の見直しの結果を記載した書類

3 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一・二 (略)

三 原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

四・五 (略)

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) (略)

- (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。
- (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。
- (4) (6) (略)
- 八 その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 七 発電用原子炉の運転停止に關する恒久的な措置に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に關すること。
- 九 (略)
- 十三 発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に關すること。
- 十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十五・十六 (略)
- (削る)
- 十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。

- (2) 原子炉施設の構造及び性能に關すること。
- (3) 原子炉施設の廃止措置に關すること。
- (4) (6) (略)
- 八 その他原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 七 原子炉の運転停止に關する恒久的な措置に關すること（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 八 原子炉施設の運転の安全審査に關すること。
- 九 (略)
- 十三 原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に關すること。
- 十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに關すること（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十五・十六 (略)
- 十七 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に關すること（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- (新設)

- 十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 二十一 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 二十二 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）。

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- 十八 原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十九 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 二十 原子炉施設の保守管理に関すること。

二十四 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十五・二十六 (略)

二十七 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

4・5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第九十三条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に應じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

イ 発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための発電用原子炉の操作をいう。）

ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取

二十一 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有に関すること。

二十二・二十三 (略)

二十四 その他原子炉施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

4・5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第十六条の二 法第三十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に應じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第三十七条第五項の規定による検査は、次に掲げる操作（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条第一項に規定する検査の際に行うものに限る。）のときに行うものとする。

一 原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。）

り出し及び装荷のための操作をいう。)

八 沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統(以下「海水系統」という。)の切替えに係る操作(一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。)

二 加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作

二 第八十五条第三号又は第八十六条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認められるものを実施する場合

(削る)

(削る)

3 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

二 燃料の取替えに係る操作(炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。)

三 沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統(以下「海水系統」という。)の切替えに係る操作(一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。)

四 加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作

3 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第九十四条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（原子炉の譲受けの許可の申請）

第十八条 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十九条第一項第四号の原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 令第十九条第一項第六号の原子炉施設の位置、構造及び設備については、第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第十九条第一項第七号の原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定そう入量及び燃焼量を記載すること。

四 令第十九条第一項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

（新設）

（新設）

事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 発電用原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類
- 四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書
- 七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 八 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

2 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類
- 四 原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 五 原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 六 原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書
- 七 原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 八 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
- 九 原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 十 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十五条 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第九十六条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(原子炉主任技術者の選任等)

第十九条 法第四十条第一項の規定による原子炉主任技術者の選任は、原子炉ごとに行うものとする。ただし、同一の工場又は事業所における同一型式の原子炉については、兼任することを妨げない。

(新設)

2 法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第十九条の二 法第四十三条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は

場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 防護区域(第九十一条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五～七 (略)

八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

九～十五 (略)

十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること(第九十一条第二項第二十八号(同条第三項で準用する場合を含む。))に該当するものに限る。)

十八 (略)

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護(核物質防護規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。

二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し二通

事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 防護区域(第十五条の二第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五～七 (略)

(新設)

八～十四 (略)

十五 原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十六 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること(第十五条の二第二項第二十七号(同条第三項で準用する場合を含む。))に該当するものに限る。)

十七 (略)

十八 原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護(核物質防護規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。

十九 その他原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通

とする。

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第九十七条 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(核物質防護管理者の選任等)

第九十八条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び写し二通とする。

(核物質防護管理者の要件)

第九十九条 法第四十三条の三の二十八第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に

とする。

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第十九条の二の二 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(核物質防護管理者の選任等)

第十九条の三 法第四十三条の三第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

2 法第四十三条の三第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通及び副本一通とする。

(核物質防護管理者の要件)

第十九条の四 法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理す

管理することができる地位にある者であること。
二・三（略）

（特定機器の種類）

第百条 法第四十三條の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

- 一 第三條第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置（ブローを要しないものに限る。以下同じ。）
- 二 第三條第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置
- 三 第三條第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備
- 四 第三條第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備
- 五 第三條第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置
- 六 第三條第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

（型式証明の申請）

第百一条 法第四十三條の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

ることができる地位にある者であること。
二・三（略）

（新設）

（新設）

-
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 特定機器の構造及び設備
 - 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。
 - 一 特定機器の安全設計に関する説明書
 - 二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
 - 3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。
 - 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
- (型式証明の変更)
- 第二百二条 法第四十三条の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第
-

(新設)

五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(新設)

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第四百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第四百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の種類又は条件
- 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに

(新設)

(新設)

法人にあつては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の二十九第三項の変更が第一條第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第三十三條の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請の範囲)

第六十六條 法第四十三條の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

(型式指定の申請)

第七十七條 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

-
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 主たる製造工場の名称及び所在地
 - 三 型式設計特定機器の種類
 - 四 型式設計特定機器の名称及び型式
 - 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
 - 六 型式設計特定機器の設計の概要
 - 七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - イ 品質保証の実施に係る組織
 - ロ 品質保証活動の計画
 - ハ 品質保証活動の実施
 - ニ 品質保証活動の評価
 - ホ 品質保証活動の改善
 - 八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 2 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申
-

請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第百八条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

(新設)

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第九十九条 指定製造者等は、第七十七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第一百十条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三十第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書
- 二 第八十八条第一項の規定による承認を行った場合

(新設)

(新設)

型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質保証の実施の記録の保存)

第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようになるために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

第百十二条 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 六 主たる製造工場の名称及び所在地

(新設)

(新設)

2 | 原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 | 原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条 法第四十三条の三の三十一第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 | 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉そ

（新設）

その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第百十四条 法第四十三条の三の三十一第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

(廃止措置として行うべき事項)

第百十五条 法第四十三条の三の三十二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六十五条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定す

(新設)

(廃止措置として行うべき事項)

第十九条の五 法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六十五条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する

る機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第一百六条 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四 七 (略)

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

九 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料

二・三 (略)

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

機関への引渡しとする。

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 廃止措置の対象となる原子炉の名称

四 七 (略)

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

九 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既に使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料

二・三 (略)

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

五 (略)

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

七 十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百七十七条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第一百八十八条 法第四十三条の三の三十二第三項において

五 (略)

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

七 十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 廃止措置の対象となる原子炉の名称

四・五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第十九条の八 法第四十三条の三の二第三項において準

準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第一百九条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。

二 (略)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二百二十条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置

用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第十九条の九 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。

二 (略)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第十九条の十 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の

の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

四 六 (略)

七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通及び写し一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第二百二十一条 法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しを完了していること。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申

終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 (略)

三 廃止措置の対象となる原子炉の名称

四 六 (略)

七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第十九条の十一 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 第七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(旧原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)

請)

第二百二十二条 法第四十三條の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第一百六條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)

第二百二十三条 法第四十三條の三の三十三第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二百二十四条 法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第四十三條の三の三十三第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第一百七條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第二百二十五条 法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する

第十九條の十二 法第四十三條の三の三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第十九條の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)

第十九條の十三 法第四十三條の三の三第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第十九條の十四 法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第四十三條の三の三第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第十九條の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第十九條の十五 法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原

原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第二百二十六条 法第四十三条の三の三十三第四項の規定により準用される法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2 前項の場合においては、法第四十三条の三の十五第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 (略)

(指定の申請)

第二百二十七条 第六十七条第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第四十三条の三の三十三第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第十九条の十六 法第四十三条の三の三十三第四項の規定により準用される法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2 前項の場合においては、法第二十九条第一項の検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 四 (略)

(指定の申請)

第十九条の十六の二 第七条第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第二百二十八条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ (略)

ロ 記録保存業務(第六十七条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。

以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地

ハ・ニ (略)

二七 (略)

八 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第二百二十九条 原子力規制委員会は、第二百二十七条の申請を行つた者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第三十一条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

(申請書及び添付書類)

第十九条の十六の三 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ (略)

ロ 記録保存業務(第七条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下

同じ。)を行う事務所の名称及び所在地

ハ・ニ (略)

二七 (略)

八 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第十九条の十六の四 原子力規制委員会は、第十九条の十六の二の申請を行つた者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第十九条の十六の六の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

八 (略)

二・三 (略)

四 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)

第三十條 原子力規制委員会は、第六十七條第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。

が前條各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(指定の取消し)

第三十一條 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいづれかに該当するときは、第六十七條第五項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十九條各号の規定に適合しなくなつたとき。
- 二 (略)
- 三 不正の手段により第六十七條第五項の指定を受けたとき。
- 四 (略)

八 (略)

二・三 (略)

四 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)

第十九條の十六の五 原子力規制委員会は、第七條第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)が前條各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(指定の取消し)

第十九條の十六の六 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいづれかに該当するときは、第七條第五項の指定を取り消すことができる。

- 一 第十九條の十六の四各号の規定に適合しなくなつたとき。
- 二 (略)
- 三 不正の手段により第七條第五項の指定を受けたとき。
- 四 (略)。

(指定等の公示)

第三百三十二条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第六十七条第五項の指定をしたとき。
- 二 (略)

(報告徴求)

第三百三十三条 (略)

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。以下次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除

(指定等の公示)

第十九条の十六の七 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第七条第五項の指定をしたとき。
- 二 (略)

(報告徴求)

第十九条の十六の八 (略)

(事故故障等の報告)

第十九条の十七 法第六十二条の三の規定により、原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下次条及び第二十四条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 (略)

二 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき若しくは原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき若しくは原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、原子炉設置者の公表があつたときを除く。

- く。
- イ 施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
- 三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
- 四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

- イ 電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであつて、原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
- 三 原子炉設置者が、安全上重要な機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第九条若しくは第九条の二に定める基準に適合していないと認められたとき又は原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
- 四 火災により安全上重要な機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかつたとき。

六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が第九十条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管

五 前三号のほか、原子炉施設の故障（原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかつたとき。

六 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が第十五条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十五条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。

十 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等

理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ（略）

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行つていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ）に

の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ・ハ（略）

十一 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第九条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行つていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）に

。) にある制御棒であつて挿入若しくは引抜き操作を現に行つていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。

十四 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としな
いものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第一百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 (略)

（報告の徴収）

第一百三十六条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所

ある制御棒であつて挿入若しくは引抜き操作を現に行つていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としな
いものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第二十条 法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 原子炉施設に火災が起こり、又は原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 (略)

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 (略)

（報告の徴収）

第二十四条 原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様

ごとに様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2
(略)

(届出書等の提出部数)

第一百三十七条 法第四十三条の三の八第二項及び法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第一百三十八条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第一百三十九条 次の表の上欄に掲げる書類の提出につ

式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2
(略)

(届出書等の提出部数)

第二十五条 法第二十六条第二項及び法第三十二条第二項の規定による届出書の提出部数は正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第二十六条 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十七条 次の表の上欄に掲げる書類の提出につ

ては、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第六十四条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第三百三十一条第一項の報告書	様式第八

2 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 二 第九十五条第二項の届出書
- 三 第九十六条第一項の申請書
- 四 第九十八条第二項の届出書

(フレキシブルディスクの構造)
 第四百四十条 (略)

は、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第四条第一項又は第三項の運転計画	様式第五
第二十四条第一項の報告書	様式第六

2 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 二 第十九条第二項の届出書
- 三 第十九条の二第一項の申請書
- 四 第十九条の三第二項の届出書

(フレキシブルディスクの構造)
 第二十八条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第四百一条 第三百九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二・三 (略)

2 第三百九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第四百十二条 第三百九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

別表第一(第八条、第十一条関係)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第二十九条 第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二・三 (略)

2 第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第三十条 第二十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

(新設)

1 原子 もの 設 係 原 子 施 の 発 電 用 つ て 、 次 工 事 で あ の 変 更 の 工 事 以 外 の 増 加 の 増 加 の 増 加 (一) 発 電 用 原 子 炉 の 基 数 (二) 発 電 用 原 子 炉 の 基 数 (一) 発 電 用 原 子 炉 の 基 数 の 増 加 の 工 事 二 変 更 の 工 事 一 設 置 の 工 事	工 事 の 種 類
1 沸 騰 水 型 発 電	認 可 を 要 す る も の 發 電 用 原 子 炉 の 設 置 發 電 用 原 子 炉 の 基 数 の 増 加 の 工 事
1 沸 騰 水 型 発 電 用	の 事 前 届 出 を 要 す る も

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	掲げるもの	用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの	用原子炉施設に係るもの改造であつて、次に掲げるもの
容器内部構造 原子炉圧力 物に係るもの	容器付属構造 原子炉圧力 物に係るもの	原子炉圧力 容器支持構造 物に係るもの	原子炉圧力 容器本体（監視試験片を除く。）	反射材	炉心に係るものを伴うもの	減速材の変更 応度係数又は 剩反応度、反 格熱出力、過 度係数又は 沸騰水型発電用 原子炉施設に係る ものの修理であつ て、次に掲げるもの	原子炉型式、定 格熱出力、過 度係数又は 沸騰水型発電用 原子炉施設に係る もの	原子炉圧力容器内 部構造物に係るもの	原子炉施設に係る ものの改造（中欄 に掲げるものを除 く。）であつて、 原子炉圧力容器内 部構造物に係るもの
(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	掲げるもの	用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの	用原子炉施設に係るもの
容器内部構造 原子炉圧力 物に係るもの	容器付属構造 原子炉圧力 物に係るもの	原子炉圧力 容器支持構造 物に係るもの	原子炉圧力 容器本体（監視試験片を除く。）	反射材	炉心に係るものを伴うもの	減速材の変更 応度係数又は 剩反応度、反 格熱出力、過 度係数又は 沸騰水型発電用 原子炉施設に係る ものの修理であつ て、次に掲げるもの	原子炉型式、定 格熱出力、過 度係数又は 沸騰水型発電用 原子炉施設に係る もの	原子炉圧力容器内 部構造物に係るもの	原子炉施設に係る ものの改造（中欄 に掲げるものを除 く。）であつて、 原子炉圧力容器内 部構造物に係るもの
(2)	(1)								
持構造物に限る 。、原子炉圧	炉心（炉心支 の取替え る。）に係るもの	（原子炉冷却材 圧力バウンダリ に係るものに限 る。）に係るもの	容器付属構造物 （原子炉冷却材 圧力バウンダリ に係るものに限 る。）に係るもの	又は原子炉圧力 容器付属構造物 （原子炉冷却材 圧力バウンダリ に係るものに限 る。）に係るもの	器本体（監視試 験片を除く。）	原子炉圧力容 器本体（監視試 験片を除く。）	原子炉圧力容 器本体（監視試 験片を除く。）	原子炉施設に係る ものの改造（中欄 に掲げるものを除 く。）であつて、 原子炉圧力容器内 部構造物に係るもの	原子炉施設に係る ものの改造（中欄 に掲げるものを除 く。）であつて、 原子炉圧力容器内 部構造物に係るもの

(2) もの 炉心に係る	を伴うもの 減速材の変更 応度係数又は 剩反応度、反 格熱出力、過 (1) 掲げるもの 炉型式、定	格熱出力、過 剩反応度、反 応度係数又は 減速材の変更 を伴うもの (2) 炉心に係る	用原子炉施設に 係るものの改造 であつて、次に 掲げるもの (1) 炉型式、定	2 もの 加圧水型発電	(8) に係るもの 原子炉本体 の基本設計方 針、適用基準 又は適用規格 の変更を伴う もの
て、次に掲げるも 物の修理であつ 原子炉施設に係る 加圧水型発電用 4	るもの 熱遮蔽材に係 ものの改造であつ 原子炉施設に係る 3	もの 熱遮蔽材に係 ものの改造であつ 原子炉施設に係る 加圧水型発電用	に 影響を及ぼす ものに 加圧水型発電用 原子炉施設に係る 3	測 案内管に限る 又は中性子束計 しくは内部配管 (スパージャ若 又は原子炉圧力 容器内部構造物 容器付属構造物 物、原子炉圧力 力容器支持構造 視試験片を除く 力容器本体(監	力 容器本体(監 視 試験片を除く 力 容器支持構造 物、原子炉圧力 容器付属構造物 又は原子炉圧力 容器内部構造物 (スパージャ若 しくは内部配管 又は中性子束計 測案内管に限る) に係るもの の性能又は強度 に影響を及ぼす ものに 加圧水型発電用 原子炉施設に係る 3

施設 の取 扱	材 質	2	核 燃	1	沸騰水型発電 用原子炉施設に 係るものの改造 であつて、次に	もの の 変 更 を 伴 う	針、適用基準 又は適用規格 の性能又は強 度に影響を及ぼ すもの	(8)	原子炉本体 の基本設計方 針、適用基準 又は適用規格 の変更を伴う もの	(7)	原子炉容器 内部構造物に 係るもの	(6)	原子炉容器 付属構造物に 係るもの	(5)	原子炉容器 支持構造物に 係るもの	試験片を除く。 試験片を除く。	(4)	(3)	原子炉容器 本体（監視試 験片を除く。	反射材	
施設 の取 扱	材 質	1	核 燃	1	沸騰水型発電 用原子炉施設に 係るものの改造 であつて、次に	もの の 変 更 を 伴 う	の の 性 能 又 は 強 度 に 影 響 を 及 ぼ す もの	(2)	原子炉容器 付属構造物又は 原子炉容器内部 構造物に係るも の性能又は強 度に影響を及ぼ すもの	原子炉容器 （監視試験片を 除く。）	原子炉容器本体 （監視試験片を 除く。）	原子炉容器 （炉心（炉心支 持構造物に限る 。）	原子炉容器 （炉心（炉心支 持構造物に限る 。）	原子炉容器 （炉心（炉心支 持構造物に限る 。）	原子炉容器 （炉心（炉心支 持構造物に限る 。）	原子炉容器 （炉心（炉心支 持構造物に限る 。）	原子炉容器 （炉心（炉心支 持構造物に限る 。）	(1)	の	原子炉容器本 体（監視試験片 を除く。）又は 原子炉容器付属 構造物に係るも の取替え	原子炉容器本 体（監視試験片 を除く。）又は 原子炉容器付属 構造物に係るも の取替え

び貯蔵
施設

掲げるもの	(1) 燃料取扱設備に係るもの	(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの	(3) 使用済燃料貯蔵設備（制御棒貯蔵ラック、制御棒貯蔵ハンガ及び使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置を除く。）に係るもの	(4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの	(5) 核燃料物質の取扱施設及
く。）であつて、新燃料貯蔵設備（仮貯蔵庫を除く。）又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）又は使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るものの性能又は強	2			

用容器の密封	用済燃料貯蔵	貯蔵設備（使	(3) 使用済燃料	るもの	限る。）に係	貯蔵ラックに	(2) 新燃料貯蔵	設備（新燃料	貯蔵ラックに	のに限る。）	料を取扱つも	(1) 燃料取扱設	備（使用済燃	料を取扱つも	のに限る。）	に係るもの	新燃料貯蔵	設備（新燃料	貯蔵ラックに	のに限る。）	は適用規格の	変更を伴うも	の
、使用済燃料貯蔵	運搬用容器ピット	蔵槽、使用済燃料	備（使用済燃料貯	使用済燃料貯蔵設	備（新燃料貯蔵ラ	ックに限る。）	、新燃料貯蔵設	備（新燃料貯蔵ラ	ックに限る。）	て、燃料取扱設備	（使用済燃料を取	扱うものに限る。	、新燃料貯蔵設	備（新燃料貯蔵ラ	ックに限る。）	に掲げるもの	燃料取扱設備、新	燃料貯蔵設備又は	使用済燃料貯蔵設	備に係るもの	加圧水型発電用	原子炉施設に係る	ものに影響を及ぼす

設 系 統 施	3 原 子 炉 冷 却	<p>1 </p> <p>沸騰水型発電機の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p> <p>(6) 核燃料物質</p> <p>(5) 燃料取替用水設備に係るもの</p> <p>(4) 貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの</p> <p>使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵容器に限る。）、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備又は燃料取替用水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>性を監視する装置を除く。</p> <p>）に係るもの</p>
設 系 統 施	3 原 子 炉 冷 却	<p>1 </p> <p>沸騰水型発電機原子炉施設に係るもの改造（蒸気タービンに係るもの改造及び中欄の掲げるものを除く。）であって、次に掲</p> <p>ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵容器に限る。）、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備又は燃料取替用水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

(5) 材の循環設備 （原子炉冷却	(4) 材再循環設備 に係るもの	(3) 容器本体の炉 心の原子炉冷 却材の流量又 は蒸気の発生 量の変更を伴 うもの	(2) 原子炉圧力 容器本体の入 口又は出口の 原子炉冷却材 の圧力又は温 度の変更を伴 うもの	(1) 原子炉冷却 材の種類又は 純度の変更を 伴うもの
2				
冷却材圧力バ ウ	環設備（原子 炉冷却材の 再循環設備、 原子炉冷却材	(1) 掲げるもの	装置に係るもの 沸騰水型発電 原子炉施設に係 るものの修理（蒸 気タービンに係 るもの修理を除 く。）であつて、 次に掲げるもの の修理を除く。	原子炉冷却材の 循環設備（ポン プには、給水ポ ンプに限る。） 原子炉冷却材補 給設備（ポンプ を除く。）、原 子炉補機冷却設 備（ポンプを除 く。）又は原子 炉格納容器内の 原子炉冷却材の 漏えいを監視す る

(10) | 原子炉冷却
 (9) | 原子炉補機
 (8) | 原子炉冷却
 (7) | 非常用炉心
 (6) | 残留熱除去

材圧力バウン
 ダリ又は主蒸
 気系に係るも
 のに限る。)
 に係るもの
 冷却設備 (非
 常用のものに
 限る。) に係
 るもの
 原子炉冷却
 材圧力バウン
 ダリに係るも
 のに限り、安全
 弁及び逃がし弁
 を除く。)、残
 留熱除去設備 (原子炉冷却材圧
 力バウンダリに
 係るものに限
 る。)、非常用炉
 心冷却設備その
 他原子炉注水設
 備 (原子炉冷却
 材圧力バウンダ
 リに係るものに
 限る。)、原子
 炉冷却材補給設
 備 (原子炉冷却
 材圧力バウンダ
 リに係るものに
 限る。) 又は原
 子炉冷却材浄化
 設備 (原子炉冷
 却材圧力バウン
 ダリに係るもの
 に限る。) に係

2 |

(11) | 材浄化設備に
係るもの
原子炉冷却
系統施設（蒸
気タービンを
除く。）の基
本設計方針、
適用基準又は
適用規格の変
更を伴うもの
加圧水型発電
用原子炉施設に
係るものの改造
（蒸気タービン
に係るものの改
造を除く。）で
あつて、次に掲
げるもの
（1） | 一次冷却材
の種類又は純
度の変更を伴
うもの
（2） | 原子炉容器
本体の入口又
は出口の一次

(2) | るものの取替え
原子炉冷却材
再循環設備、原
子炉冷却材の循
環設備（原子炉
冷却材圧力バウ
ンダリ又は主蒸
気系に係るもの
に限る。）、残
留熱除去設備、
非常用炉心冷却
設備その他原子
炉注水設備、原
子炉冷却材補給
設備（原子炉隔
離時冷却系に係
るものに限る。
）、原子炉補機
冷却設備（非常
用のものに限る
。）又は原子炉
冷却材浄化設備
に係るものの性
能又は強度に影
響を及ぼすもの

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	
化学体積制 の設備に係るも 他原子炉注水 冷却設備その 非常用炉心 備に係るもの	余熱除去設 るもの	給水設備に係 るもの	主蒸気・主 係るもの	一次冷却材 の循環設備に 係るもの	加圧器の圧 力の変更を伴 うもの	原子炉容器 本体の炉心の 一次冷却材の 流量の変更を 伴うもの	冷却材の圧力 又は温度の変 更を伴うもの
炉冷却材圧力バ 除去設備（原子 循環設備、余熱 掲げるもの	(1) 一次冷却材の 掲げるもの	のの修理を除く。 のの修理を除く。 のの修理を除く。	タービンに係るも のの修理を除く。 のの修理を除く。	原子炉施設に係る ものの修理（蒸気 タービンに係るも のの修理を除く。 のの修理を除く。	視する装置に係る もの	原子炉補機冷却設 備（主要弁を除く ）又は原子炉格 納容器内の一次冷 却材の漏えいを監 視する装置に係る もの	3 加圧水型発電用 原子炉施設に係る ものの改造（蒸気 タービンに係るも のの改造及び中欄 に掲げるものを除 く。）であつて、 原子炉補機冷却設 備（主要弁を除く ）又は原子炉格 納容器内の一次冷 却材の漏えいを監 視する装置に係る もの

3 |

助給水設備そ	であつて、補	設に係るもの	電用原子炉施	(加圧水型発	(1) 給水ポンプ	に掲げるもの	に造であつて、次	に係るものの改	蒸気タービン	更を伴うもの	適用規格の変	適用基準又は	本設計方針、	除く。) の基	気タービンを	(11) 原子炉冷却	系統施設 (蒸	るもの	限る。) に係	常用のものに	冷却設備 (非	(10) 原子炉補機	もの	御設備に係る
--------	--------	--------	--------	--------	-----------	--------	----------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------	------------	---------	-----	----------	--------	---------	------------	----	--------

(2) |

機冷却設備 (非	備又は原子炉補	化学体積制御設	子炉注水設備、	却設備その他原	、非常用炉心冷	、余熱除去設備	気・主給水設備	循環設備、主蒸	一次冷却材の	取替え	() に係るもの	るものに限る。	パウンドリに係	子炉冷却材圧力	積制御設備 (原	係るものに限る	力パウンドリに	原子炉冷却材圧	子炉注水設備 (却設備その他原	、非常用炉心冷	ものに限る。)	ウングリに係る
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	-----	-----------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	----------	---------

<p>の他重大事故等に対処するためのものに限る。()に係るもの</p> <p>(2) 主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのも）に限るもの</p> <p>(3) 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>常用のものに限る。()に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>5 蒸気タービンの設置</p> <p>6 蒸気タービンの改造であつて、次に掲げるものに掲げるもの</p> <p>(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの</p> <p>(2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの</p> <p>(3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの</p> <p>(4) 调速装置又は非常调速装置の種類の変更を伴うもの</p>
---	---

4 制御系	計測					
1 用原子炉施設に	沸騰水型発電					
1 原子炉施設に係る	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="319 750 399 1086">1 沸騰水型発電用</td> <td data-bbox="399 750 869 1086"> を及ぼすもの 又は強度に影響 限る。) の性能 事故等に対処す 設備その他重大 あつて補助給水 設に係るもので 発電用原子炉施 設に係るもので 設に係るもので あつて補助給水 設備その他重大 事故等に対処す 限る。) の性能 又は強度に影響 を及ぼすもの </td> <td data-bbox="869 750 1189 1086"> (2) 給水ポンプ又は主配管に係るもの (加圧水型発電用原子炉施設に係るもの) (溶接補修を除く。) </td> <td data-bbox="1189 750 1276 1086"> (1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの </td> <td data-bbox="1276 750 1369 1086"> 8 蒸気タービンの修理であつて、次に掲げるもの 7 蒸気タービンの取替え うもの </td> </tr> </table>	1 沸騰水型発電用	を及ぼすもの 又は強度に影響 限る。) の性能 事故等に対処す 設備その他重大 あつて補助給水 設に係るもので 発電用原子炉施 設に係るもので 設に係るもので あつて補助給水 設備その他重大 事故等に対処す 限る。) の性能 又は強度に影響 を及ぼすもの	(2) 給水ポンプ又は主配管に係るもの (加圧水型発電用原子炉施設に係るもの) (溶接補修を除く。)	(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの	8 蒸気タービンの修理であつて、次に掲げるもの 7 蒸気タービンの取替え うもの
1 沸騰水型発電用	を及ぼすもの 又は強度に影響 限る。) の性能 事故等に対処す 設備その他重大 あつて補助給水 設に係るもので 発電用原子炉施 設に係るもので 設に係るもので あつて補助給水 設備その他重大 事故等に対処す 限る。) の性能 又は強度に影響 を及ぼすもの	(2) 給水ポンプ又は主配管に係るもの (加圧水型発電用原子炉施設に係るもの) (溶接補修を除く。)	(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの	8 蒸気タービンの修理であつて、次に掲げるもの 7 蒸気タービンの取替え うもの		

(4) 入設備に係る	の	。に係るもの	(3) 装置(非常用)	(2) 制御材に係るもの	の	変更を伴うものに	限る。)	(1) 掲げるもの	の	改造を除く。)	係るものの改造
ほう酸水注	の	。に係るもの	装置(非常用)	の	変更を伴うものに	限る。)	(1) 掲げるもの	の	改造を除く。)	係るものの改造	係るものの改造(発電)
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の

もの	(5) 計測装置（	非常用のもの	に限る。）に	係るもの	(6) 原子炉非常	停止信号の変	更を伴うもの	(7) 工学的安全	施設その他重	大事故等発生	時に自動的に	作動させる設	備（以下この	表及び別表第	二において「	工学的安全施	設等」という	。の起動信	号の変更を伴	(8) 計測制御系	統施設（発電	用原子炉の運	転を管理する	
であつて、次に掲	げるもの	(1) ほう酸水注入	設備（原子炉冷	却材圧力バウン	ダリに係るもの	に限る。）に係	るものの取替え	(2) 制御材駆動装	置（非常用のも	のに限る。）又	はほう酸水注入	設備に係るもの	の性能又は強度	に影響を及ぼす	もの	加圧水型発電用	原子炉施設に係る	ものの改造（発電	用原子炉の運転を	管理するための制	御装置に係るもの	の改造及び中欄に	掲げるものを除く	。であつて、次

2 |

の 変更を伴うもの
 針、適用基準
 又は適用規格
 の変更を伴う
 もの
 加圧水型発電
 用原子炉施設に
 係るものの改造
 (発電用原子炉
 の運転を管理す
 るための制御装
 置に係るもの
 の改造を除く。)
 であつて、次に
 掲げるもの
 (1) 制御方式(非
 常用のものに
 限る。)又は
 制御方法(非
 常用のものに
 限る。)の
 変更を伴うも
 の

4 |

駆動装置ハウジ
 リに係る制御棒
 材圧力バウンダ
 置(原子炉冷却
 制御棒駆動装
 置)
 (1) 制御方式又は
 制御方法の変更
 を伴うもの
 (2) 制御材、ほう
 酸注入機能を有
 する設備(ポン
 プを除く。)、
 計測装置又は制
 御用空気設備に
 係るもの
 加圧水型発電用
 原子炉施設に係
 るものの修理(発
 電用原子炉の運
 転を管理するた
 めの制御装置に
 係るもの
 の修理を除く。)
 であつて、次に
 掲げるもの
 (1) 制御方式又は
 制御方法の変更
 を伴うもの

(2) 制御材（制御棒又はほう酸に限る。）
 (3) 制御棒駆動装置
 (4) ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）
 (5) ほう素熱再生設備に係るもの
 (6) 計測装置（非常用のものに限る。）
 (7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
 (8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を

(2) ングに限る。）
 の取替え
 制御棒駆動装置、ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）
 ほう素熱再生設備又は制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）
 に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

もの	て、次に掲げる	置の改造であつ	るための制御装	の運転を管理す	3 発電用原子炉	もの	の変更を伴う	又は適用規格	針、適用基準	の基本設計方	置を除く。）	ための制御装	転を管理する	用原子炉の運	統施設（発電	(10) 計測制御系	の	に係るも	るものに限る	給ラインに係	の機器への供	(9) 設備（非常用	制御用空気 伴うもの
----	---------	---------	---------	---------	--------------	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------------	---	------	--------	--------	--------	----------------	---------------

5 放射 性廃棄 物の廃 棄施設	(1) 制御方式の 変更を伴うも の (2) 中央制御室 機能の変更を 伴うもの (3) 中央制御室 外原子炉停止 機能の変更を 伴うもの (4) 緊急時制御 室機能の変更 を伴うもの 改造であつて、次 に掲げるもの (1) 気体、液体 又は固体廃棄 物処理設備（ 気体廃棄物処 理に係る容器 又は原子炉格 納容器パウン ダリに係るも のに限る。） 若しくは排気
1	改造（中欄に掲 げるものを除く。 ）であつて、気体 、液体若しくは固 体廃棄物貯蔵設備 （ポンプを除く。 ）、気体、液体若 しくは固体廃棄物 処理設備（ポンプ 、圧縮機、送風機 、排風機及びブロ ワを除く。）、堰

施設	線管理	6 放射
係るもの改造	1 用原子炉施設に沸騰水型発電	(2) 筒に係るもの 放射線性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
もの改造（中欄	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	2 その他の設備又は原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置に係るもの 1 修理であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器パウングダリに係るものに限る。）又は排気筒に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

<p>であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）</p> <p>(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）</p> <p>(3) 換気設備（非常用のものに限る。）</p> <p>(4) 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、中央制御室遮蔽又は緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防</p>	<p>に掲げるものを除く。）であつて、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備又は生体遮蔽装置に係るもの</p> <p>2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、換気設備（非常用のものに限る。）又は生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、中央制御室遮蔽又は緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限</p>
---	--

に係るもの	のに限る。)	(非常用のも タリング設備	(2) エリアモニ タリング設備)に係るもの	ものに限る。	備(非常用の	ニタリング設	(1) プロセスモ	掲げるもの	であつて、次に	係るものの改造	用原子炉施設に	加圧水型発電	伴うもの	規格の変更を	基準又は適用	計方針、適用	施設の基本設	(5) 放射線管理	に係るもの	のに限る。)	て設置するも	護を目的とし	
遮蔽、外部遮蔽又	装置(中央制御室	。又は生体遮蔽	常用のものに限る	て、換気設備(非	ものの修理であつ	原子炉施設に係る	4 加圧水型発電用	の	遮蔽装置に係るも	ング設備又は生体	動式周辺モニタリ	タリング設備、移	、固定式周辺モニ	モニタリング設備	ング設備、エリア	プロセスモニタリ	く。)であつて、	に掲げるものを除	もの改造(中欄	原子炉施設に係る	3 加圧水型発電用	影響を及ぼすもの	の性能又は強度に	る。)に係るもの

(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(4) 生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、外部遮蔽又は緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）

(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

5 黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設（発電用原子炉施設（減速材として黒鉛を使用し、冷却材として炭酸ガスを使用する原子炉に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）（ただし、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合に限る。）に係るもの。この項に係るものは、改造であつて、

7 | 原子
炉格納
施設

1 | 沸騰水型発電
用原子炉施設に
係るものの改造
であつて、次に
掲げるもの
(1) 原子炉格納
容器に係るも
の
(2) 原子炉建屋
に係るもの
(3) 圧力低減設
備その他の安
全設備（原子
炉格納容器調
気設備にあつ
ては、原子炉
格納容器パウ
ンダリに係る

2 | 1 | 口セスモニタリン
グ設備、エリアモ
ニタリング設備、
固定式周辺モニタ
リング設備、移動
式周辺モニタリン
グ設備に係るもの
1 | 沸騰水型発電用
原子炉施設に係る
ものの改造（中欄
に掲げるものを除
く。）であつて、
圧力低減設備その
他の安全設備（原
子炉格納容器調気
設備に限る。）に
係るもの
2 | 沸騰水型発電用
原子炉施設に係る
ものの修理であつ
て、原子炉格納容
器、原子炉建屋又
は圧力低減設備そ
の他の安全設備（
原子炉格納容器調

計方針、適用	(4) 原子炉格納施設の基本設計	もの	全設備に係る	(3) 備その他の安全設備	(2) 二次格納施設に係るもの	の	(1) 原子炉格納容器に係るもの	掲げるもの	であつて、次に	係るものの改造	用原子炉施設に	加圧水型発電	伴うもの	規格の変更を	基準又は適用	計方針、適用	(4) 原子炉格納施設の基本設計	もの	に係るもの	ものに	限る。	
																						3

8	他	用	炉	(1)	属	常	電	設
所	電	子	の	非	施	用	源	備
基準又は適用規格の変更を伴うもの								
改造であつて、次に掲げるものに掲げるもの								
(1) 常用電源設備との切換方法の変更を伴うもの								
(2) ガスタービン(ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機(空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。))を								
1 改造(中欄に掲げるものを除く。)								
タービン、内燃機関又は燃料設備に係るもの								
2 修理であつて、ガスタービン(ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機(空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。))を除外し、内燃機関(機関若しく								

<p>除く。)に係 るもの</p>	(3)	<p>内燃機関(機 関若しくは 過給機、調 速装置若しくは 非常調速装置 、内燃機関に 附属する冷却 水設備、内燃 機関に附属す る空気圧縮設 備(空気だめ 又は圧縮機に 限る。)又は 燃料デイトン ク若しくはサ ーピスタック に限る。)に 係るもの</p>	(4)	<p>ガスタービ ン及び内燃機 関以外を用い た発電装置に 係るもの</p>
<p>は過給機、調 速装置、内燃機 関に附属する冷 却水設備、内 燃機関に附属 する空気圧縮 設備(空気だめ 又は圧縮機に 限る。)又は燃 料デイトンク 若しくはサー ピスタックに 限る。)及び内 燃機関以外を 用いた発電装 置、燃料設備 (貯蔵槽又は容 器に限る。) 、発電装置又 は励磁装置に 限る。)又はそ の電源装置(非 常用のものに 限る。)に係る ものの性能又 は強度に影響 を及ぼすもの</p>				

			(2)															
備	源	用	常															
設	電	電																
				2	1													
掲	で	発	発	伴	規	基	計	設	(9)	も	る	用	源	(8)	係	(7)	(6)	(5)
げ	あ	電	電	う	格	準	方	備	非	の	。)	の	装	そ	る	に	発	燃
る	っ	機	機	も	の	又	針	の	常	。	に	に	置	他	冷	電	電	料
も	、	の	の	の	変	は	、	設	用	。	係	。	に	の	却	機	機	設
	次	改	設		更	適	適	備	電	。	。	。	。	電	設	又	。	備
	に	造	置		を	用	用	の	源	。	。	。	。	。	備	。	。	。
				1														
ト	容	ト	電															
ア	量	以	圧															
ン	十	上	十															
ペ	万	で	七															
ア	キ	あ	万															
上	ロ	っ	ポ															
の	ル	て																

(2) 電圧調整装 の	(1) 二十パーセ ント以上の電 圧又は容量の 変更を伴うも の	の	(2) 周波数の変 更を伴うもの	3 電圧三十万ボ ルト以上かつ容 量十キロボ ルトアンペア以上 の	4 電圧三十万ボ ルト以上かつ容 量十キロボ ルトアンペア以上 の	(1) 二十パーセ ント以上の電 圧又は容量の 変更を伴うも の	2 電圧十七万ボ ルト以上であつて、 容量十キロボ ルトアンペア以上の 変圧器の改造（中 欄に掲げるものを 除く。）	3 電圧十七万ボ ルト以上であつて、 容量十キロボ ルトアンペア以上の 変圧器の改造（中 欄に掲げるものを 除く。）であつて 、次に掲げるもの	(1) 二十パーセン ト以上の電圧又 は容量の変更を 伴うもの	(2) 電圧調整装置 を付加するもの	4 送電線引出口の 遮断器（需要設備 と電氣的に接続す

<p>6 送電線引出口の遮断器（需要を除外する）</p>	<p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備）（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表第六号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電氣的に接続するためのもものを除く。（であつて、電圧三十万ボルト以上のもの設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p>
<p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備）（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表第六号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電氣的に接続するためのもものを除く。（であつて、電圧三十万ボルト以上のもの設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p>	<p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備）（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表第六号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電氣的に接続するためのもものを除く。（であつて、電圧三十万ボルト以上のもの設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p>

<p>設備と電氣的に接続するためのものを除く。) であつて、電圧三十万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断器にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの</p>	<p>7 遮断機であつて、周波数低下による事故の拡大を防止するため設置するもののうち電気事業(電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。)の用に供す</p>
<p>6 断電流の変更を伴うもの 他の者が設置する電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。)(需要設備を除く。)と電氣的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものの取替え</p>	

(3) |
イ | 助 |
ラ | ボ | 補 |

8 |
の | 設 | 置 |
改 | 造 | だ | っ | て |
、 | 常 | 用 | 電 | 源 | 設 | 備 |
の | 基 | 本 | 設 | 計 | 方 | 針 |
、 | 適 | 用 | 基 | 準 | 又 | は |
適 | 用 | 規 | 格 | の | 変 | 更 |
を | 伴 | う | も | の |

2 | 1 |

(4) |
原 | 油 | 又 | は | 原 | 油 | 以 |
燃 | 料 | の | 種 | 類 | (|
の | 変 | 更 | を | 伴 | う | も | の |
(3) |
安 | 全 | 弁 | の | 能 | 力 |
更 | を | 伴 | う | も | の |
高 | 使 | 用 | 温 | 度 | の | 変 | 更 | を | 伴 | う | も | の |
(2) |
再 | 熱 | 器 | の | 最 | 高 |
使 | 用 | 圧 | 力 | 又 | は | 最 | 高 |
使 | 用 | 温 | 度 | の | 変 | 更 | を | 伴 | う | も | の |
(1) |
次 | に | 掲 | げ | る | も | の |
最 | 高 | 使 | 用 | 圧 | 力 |
又 | は | 最 | 高 | 使 | 用 | 温 | 度 | の | 変 | 更 | を | 伴 | う | も | の |
改 | 造 | だ | っ | て |、 | 設 | 置 |

(4) 火災防護設備													
(3) 火災防護設備に係るもの				(2) 消火設備に係るもの				(1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの				改造であつて、次に掲げるものに掲げるもの	
								5 燃料運搬設備又は燃料貯蔵設備の設置		4 安全弁の取替えを伴うもの		3 取替え	
				響を及ぼすもの		の性能又は強度に影響を及ぼすもの		消火設備に係るもの		火災区画構造物又は		区域構造物若しくは	
								修理であつて、火災		修理であつて、		(5) 補助ボイラーに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
												更を伴うもの	
												°(の別)の変更を伴うもの	
												外の石油(液化石油ガスを除く	

(6)		(5)	
動機	補	設	浸
(1)	に掲げ るもの	(1)	に掲げ るもの
燃料貯蔵設	改造であつて、次 うもの 格の変更を伴 準又は適用規 方針、適用基 設の基本設計 (3)	護設備に係る もの (2)	改造であつて、次 うもの 格の変更を伴 準又は適用規 方針、適用基 備の基本設計
の性能又は強度に影	修理であつて、燃料 貯蔵設備に係るもの	内郭浸水防 護設備(防水 区画構造物又 は区画排水設 備に限る。)	修理であつて、外郭 浸水防護設備又は内 郭浸水防護設備(防 水区画構造物又は区 画排水設備に限る。)に係るものの性能 又は強度に影響を及 ぼすもの

(9)	物	構	土	地	(8)	設	取	常	(7)	。	除	の	を	も	に	係	ラ	ボ	補	及	設	電	常	(設	燃
緊	造	木	内	敷	備	水	用	非	〽	〽	く	を	も	に	係	ラ	ボ	補	及	設	電	常)	備	料	
				改	造			改																(2)	備	燃
改				造				造																	に	に
造																									係	係
で																									る	る
あ																									もの	もの
っ																									の	の
て、																									を	を
次																									及	及
																									ば	ば
																									す	す
																									もの	もの
																									を	を
																									及	及
																									ば	ば
																									す	す
																									もの	もの
																									を	を
																									及	及
																									ば	ば
																									す	す
																									もの	もの

各 発 電	用 原 子 電	炉 設 置 す る	に 共 通	種 類	施 設 の 種 類	原 子 炉	発 電 用	事 項	一 般 記 載	記 載 す べ き 事 項	添 付 書 類 (認 可 の 申 請 又 は 届 出 に 係 る 工 事 の 内 容 に 関 係 あ る も の に 限 る。)	送 電 関 係 一 覧 図	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域

別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

（新設）

工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること）	2	原子力発電炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること）
------------------------------------	---	----------------------------------

内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書	工場又は事業所の概要を明示した地形図	主要設備の配置の状況を明示した
--	--------------------	-----------------

許可との整	炉の設置の	発電用原子	書	熱出力計算	精算図	炉施設の熱	発電用原子	類	説明した書	内容を十分に	新技術の内	と。	記載するこ	類も併せて	び接地の種	類、太さ及	は電線の種	）について	器を除く。	計器用変成	（接地線）	単線結線図	断面図	平面図及び
-------	-------	-------	---	-------	-----	-------	-------	---	-------	--------	-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------

合性に関する説明書	排気中及び	排水中の放	射性物質の	濃度に関する説明書	人が常時勤務し、又は	頻繁に出入	する工場又は	事業所内の	場所における	線量に関する説明書	耐震設計上	重要な設備	を設置する	施設に関する説明書（	自然現象への	配慮に関する	説明を含む。）
-----------	-------	-------	-------	-----------	------------	-------	--------	-------	--------	-----------	-------	-------	-------	------------	--------	--------	---------

びに当該排	る排水路並	下に施設す	びにその地	いう。並	いた場所を	る場所を除	おそれがあ	量を超える	告示する線	定に基づき	が同号の規	る線量のみ	放射線に係	おける外部	その場所に	域のうち、	する管理区	四号に規定	条第二項第	区域（第二	がある管理	するおそれ	により汚染	放射性物質
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

水路に施設	する排水監	視設備及び	放射性物質	を含む排水	を安全に処	理する設備	の配置の概	要を明示し	た図面	取水口及び	放水口に関	する説明書	設備別記載	事項のうち	、容量又は	注入速度、	最高使用圧	力、最高使	用温度、再	結合効率、	加熱面積、	伝熱面積、	揚程又は吐	出圧力、原
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

動機	の出力	、外径、閉	止時間、漏	えい率、制	限流量、落	下速度、駆	動速度及び	挿入時間、	効率、吹出	圧力、慣性	定数、回転	速度半減時	間、慣性モ	メント、	設定破裂圧	力並びに設	計温度の設	定根拠に関	する説明書	環境測定装	置（放射線	管理用計測	装置に係る	ものを除く	。の構造
----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

図及び取付 箇所を明示 した図面	クラス1機 器（技術基 準規則第二 条第二項第 三十三号に 規定するク ラス1機器 をいう。）	及び炉心支 持構造物の 応力腐食割 れ対策に関 する説明書 （クラス1 機器にあつ ては、支持 構造物を含 めて記載す ること。）	安全設備（ 技術基準規 則第二条第
------------------------	--	---	-------------------------

二項第九号	に規定する	安全設備を	いう。)	及び	重大事故	等対処設備	(設置許可	基準規則第	二条第二項	第十四号に	規定する重	大事故等対	処設備をい	う。)が使	用される条	件の下にお	ける健全性	に関する説	明書	発電用原子	炉施設の火	災防護に関	する説明書	発電用原子	炉施設の溢
-------	-------	-------	------	----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

水防護に關する説明書	發電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壞に伴う飛散物による損傷防護に關する説明書	通信連絡設備に關する説明書及び取付箇所を明示した図面	安全避難通路に關する説明書及び安全避難通路を明示した図面	非常用照明に關する説明
------------	---	----------------------------	------------------------------	-------------

		原子炉 本体
沸騰水型発電用原子炉 施設に係るものにあつ ては、次の事項	1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び 反応度係数（減速材 温度係数、燃料棒温 度係数、減速材ボイ ド係数及び出力反応 度係数）並びに減速 材の名称、種類及び 組成	明書及び取 付箇所を明 示した図面 耐震性に関 する説明書 強度に關す る説明書 構造図 原子炉本体 の基礎に關 する説明書 及びその基 礎の状況を 明示した図 面
2 炉心に係る次の事 項	(1) 炉心形状（チャ ンネルボックスの 主要寸法及び材料 を付記すること。 ）、格子形状、燃 料集合体数、炉心 有効高さ及び炉心 等価直径	監視試験片 の取付箇所 を明示した 図面 原子炉（圧 力）容器の 脆性破壊防 止に關する 説明書 設計及び工

寸法、材料及び	使用温度、主要	使用圧力、最高	称、種類、最高	ドサポートの名	ド及びシユラウ	イ 炉心シユラウ	(5) 炉心支持構造物に係る次の事項	(4) 熱的制限値（最小限界出力比及び最大線出力密度）	(3) 燃料材の最高温度	及び核燃料物質の最大装荷量	記載すること。）	荷及び取替の別に	最高燃焼度（初装	。）、燃料集合体	別に記載すること	初装荷及び取替の	(2) 燃料材の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること	事に係る品質管理の方法等に関する説明書
---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	--------------------	-----------------------------	--------------	---------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---	---------------------

個数	口	上部格子板の	名称、種類、最	高使用圧力、最	高使用温度、主	要寸法、材料及	び個数	八	炉心支持板の	名称、種類、最	高使用圧力、最	高使用温度、主	要寸法、材料及	び個数	二	燃料支持金具	の名称、種類、	最高使用圧力、	最高使用温度、	主要寸法、材料	及び個数	ホ	制御棒案内管	の名称、種類、	最高使用圧力、	最高使用温度、	主要寸法、材料	及び個数
----	---	--------	---------	---------	---------	---------	-----	---	--------	---------	---------	---------	---------	-----	---	--------	---------	---------	---------	---------	------	---	--------	---------	---------	---------	---------	------

(3)	
イ	原子炉圧力容器 の名称、種類、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数
ロ	原子炉格納容 器スタビライザ の名称、種類、 最高使用温度、 主要寸法、材料 及び個数
ハ	中性子束計測 ハウジングの名 称、種類、最高 使用圧力、最高 使用温度、主要 寸法、材料及び 個数
ニ	制御棒駆動機 構ハウジングの 個数

ホ	制御棒駆動機構 ハウジング支持 金具の名称、 種類、最高使用 温度、主要寸法 、材料及び個数	ヘ	原子炉冷却材 再循環ポンプモ ーターケーシング (改良型沸騰水 型発電用原子炉 施設に係るもの に限る。)の名 称、種類、最高 使用圧力、最高 使用温度、主要 寸法、材料及び 個数	ト	ジェットポン プ計測管貫通部
---	---	---	---	---	-------------------

イ	次の事項	内部構造物に係る	(4)	原子炉圧力容器	数及び取付箇所	寸法、材料、個	制限流量、主要	の名称、種類、	ものに限る。）	子炉施設に係る	騰水型発電用原	限器（改良型沸	り	及び個数	主要寸法、材料	最高使用温度、	最高使用圧力、	の名称、種類、	う酸水注入配管	チ	、材料及び個数	温度、主要寸法	種類、最高使用	シールの名称、
イ	蒸気乾燥器の																			差圧検出・ほ	圧力、最高使用	種類、最高使用		

蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ハ シュラウドヘットの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ホ スパー ज्या及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ヘ 中性子束計測
---	------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	------------------------------------	----------

減速材の名称、種類	並びに	び圧力係数)	及び	係数、ボイド係数及	温度係数、ドツプラ	反応度係数(減速材	力、過剰反応度及び	1 炉型式、定格熱出	ては、次の事項	施設に係るものにあつ	加圧水型発電用原子炉	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	品質保証の実施	に係る組織	6 設計及び工事に係	及び適用規格	5 原子炉本体の基本	設計方針、適用基準	案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数
-----------	-----	--------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------	---------	------------	------------	-----	-----	-----	-----	-----	---------	-------	--------------	--------	--------------	-----------	-----------------------

タルピー上昇熱水	価値及び核的エン	夕落下時の制御棒	値(制御棒クラス	(4) 核的・熱的制限	度	(3) 燃料材の最高温	荷量	燃料物質の最大装	ること。)及び核	取替の別に記載す	焼度(初装荷及び	燃料集合体最高燃	載すること。)、	及び取替の別に記	は富化度(初装荷	燃料材の濃縮度又	(2) 燃料材の種類、	価直径	効高さ及び炉心等	(1) 炉心形状、燃料	集合体数、炉心有	2 及び組成	炉心に係る次の事
----------	----------	----------	----------	-------------	---	-------------	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	-----	----------	-------------	----------	--------	----------

八	上部炉心板の	料及び個数	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	

柱の名称、種類	ト 下部炉心支持 び個数	高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数	高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数	へ 下部炉心板の 名称、種類、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数	、最高使用圧力 、最高使用温度 、主要寸法、材 料及び個数	ホ 下部炉心支持 板の名称、種類 、最高使用圧力 、最高使用温度 、主要寸法、材 料及び個数	、最高使用圧力 、最高使用温度 、主要寸法、材 料及び個数	ニ 上部炉心支持 柱の名称、種類 、最高使用圧力 、最高使用温度 、主要寸法、材 料及び個数	、最高使用圧力 、最高使用温度 、主要寸法、材 料及び個数	名称、種類、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数
---------	---------------------	---------------------------	--------------------------------------	---	--	---	--	---	--	---

イ 名称、種類、最	支持構造物の	事項	(2) 原子炉容器支持	構造物に係る次の	種類、初装荷個	数及び取付箇所	並びに監視試験片	の種、種類、最	高使用圧力、最	高使用温度、最	使用温度、主要寸	法、材料及び個数	(1) 原子炉容器本体	の名称、種類、最	高使用圧力、最	高使用温度、最	使用温度、主要寸	法、材料及び個数	並びに監視試験片	の種、種類、最	高使用圧力、最	高使用温度、最			
													5	原子炉容器に係る	材料及び個数	4	熱遮蔽材の名称、	種類、主要寸法、材	料及び個数	3	反射材の名称、種	類、組成、主要寸法	、材料及び個数	、最高使用圧力	、最高使用温度

構造物に係る制御	(4)	原子炉容器内部 び個数 要寸法、材料及 高使用温度、主 高使用圧力、最 名称、種類、最 炉内計装筒の 、材料及び個数 温度、主要寸法 圧力、最高使用 種類、最高使用 た管台の名称、 原子炉容器ふ 事項	(3)	原子炉容器付属 び個数 要寸法、材料及 高使用温度、主 名称、種類、最 基礎ボルトの び個数 要寸法、材料及 高使用温度、主 名称、種類、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数 原子炉容器付属 構造物に係る次の 事項	高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数

核燃料 物質の 取扱施 設及び 貯蔵施 設	棒クラスタ案内管 の名称、種類、主 要寸法、材料及び 個数 6 原子炉本体の基本 設計方針、適用基準 及び適用規格 7 設計及び工事に係 る品質管理の方法等 に関する次の事項 (1) 品質保証の実施 に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 沸騰水型発電用原子炉 施設に係るものにあつ ては、次の事項 1 燃料取扱設備に係 る次の事項 (1) 新燃料又は使用 済燃料を取扱う機 器の名称、種類、 容量、主要寸法、 耐震性に関	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設に係る機 器の配置を 明示した図 面及び系統 図
--------------------------------------	--	--

			2																	
(1)	新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む。)	()の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	係る次の事項	新燃料貯蔵設備に	冷却方法及び材料	種類、主要寸法、	に放射線遮蔽材の	材料及び個数並びに	温度、主要寸法、	用圧力、最高使用	類、容量、最高使	(3)	使用済燃料運搬	用容器の名称、種	(2)	原子炉ウエルの	名称、種類、主要	寸法及び材料	付箇所	材料、個数及び取

3											
使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項											
(6) ガの名称、種類、		(5) ヲの名称、種類、		(4) ツクの名称、種類		(3) 使用済燃料貯蔵		(2) 使用済燃料運搬		(1) 使用済燃料貯蔵	
制御棒貯蔵ハン		容量、主要寸法、		破損燃料貯蔵ラ		ラックの名称、種		材料及び個数		槽の名称、種類、	
材料及び個数		容量、主要寸法、		容量、主要寸法		類、容量、主要寸		主要寸法、材料及		容量、主要寸法、	
達しないこ		の核燃料物		燃料取扱設		計測範囲及		の取付箇所		貯蔵用容器	
とに関する		質が臨界に		備、新燃料		び警報動作		書を、検出器		の密封性を	
		料貯蔵設備		貯蔵設備及		範囲に関する		置の構成に		監視する装	
		び使用済燃		る説明書		を明示した		関する説明		使用済燃料	
		料貯蔵設備		燃料取扱設		図面並びに		書の構成に		る説明書	
		の核燃料物		備、新燃料		計測範囲及		置の構成に		使用済燃料	
		質が臨界に		貯蔵設備及		び警報動作		の取付箇所		貯蔵用容器	
		料貯蔵設備		る説明書		を明示した		書を、検出器		の密封性を	
		び使用済燃		燃料取扱設		図面並びに		置の構成に		監視する装	
		料貯蔵設備		備、新燃料		計測範囲及		関する説明		使用済燃料	
		の核燃料物		貯蔵設備及		び警報動作		書の構成に		る説明書	
		質が臨界に		燃料取扱設		範囲に関する		置の構成に		使用済燃料	
		とに関する		る説明書		を明示した		関する説明		貯蔵用容器	

4 冷却浄化設備に係る	使用済燃料貯蔵槽	個数	困、取付箇所及び	称、種類、計測範	監視する装置の名	用容器の密封性を	(9) 使用済燃料貯蔵	付箇所及び個数	類、計測範囲、取	る装置の名称、種	び漏えいを監視す	槽の温度、水位及	(8) 使用済燃料貯蔵	冷却方法及び材料	種類、主要寸法、	に放射線遮蔽材の	(7) 使用済燃料貯蔵	材料及び個数	容量、主要寸法、					
の放射線遮	運搬用容器	使用済燃料	説明書	力に関する	深の遮蔽能	貯蔵槽の水	使用済燃料	説明書	力に関する	器の冷却能	料貯蔵用容	び使用済燃	料貯蔵槽及	、使用済燃	運搬用容器	使用済燃料	る説明書	防止に関す	合体の落下	器の燃料集	を取扱う機	使用済燃料	新燃料又は	説明書

(1) 次の事項	蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可	

搬型の別に記載すること。）	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(6) る過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に
---------------	---	------------------------------	----------------------------------	---

6	設計及び工事に係	基準及び適用規格	基本設計方針、適用	施設及び貯蔵施設の	5	核燃料物質の取扱	付記すること。)	合は、取付箇所を	載し、可搬型の場	及び可搬型の別に記	及び材料(常設及	温度、外径、厚さ	用圧力、最高使用	(8)	主配管(スプレ	イヘッドを含む。)	の名称、最高使	に記載すること。	設及び可搬型の別	及び取付箇所(常	、駆動方法、個数	、主要寸法、材料	力、最高使用温度	種類、最高使用圧	(7)	記載すること。)	主要弁の名称、
---	----------	----------	-----------	-----------	---	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	----------	----------	-----	---------	----------	---	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----	----------	---------

る品質管理の方法等	に関する次の事項	(1) 品質保証の実施	に係る組織	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善	加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項	1 燃料取扱設備に係る次の事項	(1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	(2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キヤナルの名称、種類、主要寸法及び材料	(3) 使用済燃料運搬材料
-----------	----------	-------------	-------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------------	-----------------	--	---------------------------------------	---------------

(2) 使用済燃料運搬 材料及び個数	(1) 槽の名称、種類、 容量、主要寸法、 使用済燃料貯蔵	3 備に係る次の事項	使用済燃料貯蔵設 材料及び個数	容量、主要寸法、 クの名称、種類、 材料及び個数	(2) 新燃料貯蔵ラッ クの名称、種類、 容量、主要寸法、 材料及び個数	(1) 新燃料貯蔵庫の 名称、種類、容量 、主要寸法、材料 及び個数	係る次の事項	2 新燃料貯蔵設備に 冷却方法及び材料	種類、主要寸法、 に放射線遮蔽材の	材料及び個数並び 温度、主要寸法、 用圧力、最高使用	類、容量、最高使 用圧力、最高使用	用容器の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用
-------------------------	---------------------------------------	--------------	--------------------	--------------------------------	---	---	--------	--------------------------	----------------------	----------------------------------	----------------------	----------------------------------

用容器ピットの名 称、種類、容量、 主要寸法、材料及 び個数	(3) 使用済燃料貯蔵 ラックの名称、種 類、容量、主要寸 法、材料及び個数	(4) 破損燃料貯蔵ラ ックの名称、種類 、容量、主要寸法 、材料及び個数	(5) 使用済燃料貯蔵 用容器の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数並び に放射線遮蔽材の 種類、主要寸法、 冷却方法及び材料	(6) 使用済燃料貯蔵 槽の温度、水位及 び漏えいを監視す る装置の名称、種
---	---	--	---	---

	4	
(7) 類、計測範囲、取 付箇所及び個数	(7) 使用済燃料貯蔵 用容器の密封性を 監視する装置の名 称、種類、計測範 囲、取付箇所及び 個数	使用済燃料貯蔵槽 冷却浄化設備に係る
(1) 熱交換器の名称 、種類、容量、最 高使用圧力（管側 及び胴側の別に記 載すること。） 最高使用温度（管 側及び胴側の別に 記載すること。） 、伝熱面積、主要 寸法、材料、個数 及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。		

(5) 数 ろ過装置の名称	(4) 貯蔵槽の名称、 種類、容量、主要 寸法、材料及び個	(3) 容器の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料、個数及び取 付箇所（常設及び 可搬型の別に記載 すること。）	(2) ポンプの名称、 種類、容量、揚程 又は吐出圧力、最 高使用圧力、最高 使用温度、主要寸 法、材料、個数及 び取付箇所並びに 原動機の種類、出 力、個数及び取付 箇所（常設及び可 搬型の別に記載す ること。）
------------------	-------------------------------------	---	--

<p>(6) 種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(7) 主配管（スプレイヘッドを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を</p>
--	--

5 付記すること。 燃料取替用水設備 に係る次の事項	(1) ポンプの名称、 種類、容量、揚程 又は吐出圧力、最 高使用圧力、最 高使用温度、主要寸 法、材料及び個数 並びに原動機の種 類、出力、個数及 び取付箇所 (2) 主配管の名称、 最高使用圧力、最 高使用温度、外 径、厚さ及び材料 核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設の 基本設計方針、適用 基準及び適用規格	7 設計及び工事に係 る品質管理の方法等 に関する次の事項 (1) 品質保証の実施 に係る組織
------------------------------------	--	---

原子炉	冷却系	統施設
-----	-----	-----

又は吐出圧力、慣性	(1) 種類、容量、揚程	項	ポンプの名称、	環設備に係る次の事	3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事	2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量	温度	炉冷却材の圧力及び入口及び出口の原子	1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子	次の事項	除く。) にあつては、	タービンに係るものを	沸騰水型発電用原子炉	(5)	(4)	(3)	(2)
					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)	物を含めて記載すること。	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)	理系統図	の給水処	蒸気タービ	び系統図	した図面及	配置を明示	係る機器の	系統施設に	原子炉冷却	保安活動の改善

項	4	(3)	及び取付箇所	、駆動方法、個数	、主要寸法、材料	力、最高使用温度	種類、最高使用圧	(2)	付記すること。)	及び定格回転速度を	動機の冷却方式及	プにあつては、原	インターナルポン	、出力及び個数(びに原動機の種類	、材料及び個数並	用温度、主要寸法	使用圧力、最高使	度半減時間、最高	性定数又は回転速	構造図

(4) ろ過装置の名称	材料及び個数	温度、主要寸法、	用圧力、最高使用	類、容量、最高使	(3) 容器の名称、種	類、出力及び個数	並びに原動機の種	法、材料及び個数	使用温度、主要寸	高使用圧力、最高	又は吐出圧力、最	種類、容量、揚程	(2) ポンプの名称、	数	寸法、材料及び個	、伝熱面積、主要	記載すること。)	側及び胴側の別に	最高使用温度(管	載すること。)	及び胴側の別に記	高使用圧力(管側	(1) 熱交換器の名称
て海水を使	冷却水とし	の種類及び	ンの冷却水	蒸気タービ	説明書	理に関する	ンの振動管	蒸気タービ	説明書	法に関する	ンの制御方	蒸気タービ	明書	に関する説	効吸込水頭	ポンプの有	冷却設備の	非常用炉心	の防止に関	する説明書	による損傷	は温度変動	した図面

(7) 主要弁の名称、	箇所及び吹出場所 すること。)、取付 その個数を付記す を有する場合は、 数(自動減圧機能 料、駆動方法、個 量、主要寸法、材 、吹出圧力、吹出 し弁の名称、種類	(6) 安全弁及び逃が び取付箇所 法、材料、個数及 制限流量、主要寸 、最高使用温度、 類、最高使用圧力 類、最高使用圧力 設計及び工 事に係る品 質管理の方 法等に關す る説明書	(5) 主蒸気流量制限 器(改良型沸騰水 型発電用原子炉施 設に係るものを除 く。)の名称、種 類、最高使用圧力 使用温度、主要寸 法、材料及び個数 安全弁及び 逃がし弁の 吹出量計算 書(バネ式 のものに限 る。) 取水量を記 載した書類 合は、可能 用しない場
-------------	---	--	---

(2) 熱交換器の名称	載すること。)	及び可搬型の別に記	取付箇所(常設及び	寸法、個数並びに	計外気温度、主要	却水標準温度、設	入口及び出口の冷	池の種類、容量、	(1) 冷却塔又は冷却	係る次の事項	5 残留熱除去設備に	、厚さ及び材料	高使用温度、外径	最高使用圧力、最	(8) 主配管の名称、	すること。)	及び漏えい率を付記	ては、閉止時間及	蒸気隔離弁にあつ	及び取付箇所(主	、駆動方法、個数	、主要寸法、材料	種類、最高使用圧
-------------	---------	-----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	--------	--------------	---------	----------	----------	-------------	--------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

(3) 種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（3）ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4)	圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(5)	ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(6)	主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

<p>(9) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取</p>	<p>(8) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(7) 主配管（使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>
------------------------------------	---	--

付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	6	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項 (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、
---	---	---

材料、個数及び取 付箇所（常設及び 可搬型の別に記載 すること。）	(3) 貯蔵槽の名称、 種類、容量、主要 寸法、材料、個数 及び取付箇所	(4) ろ過装置の名称 、種類、容量、最 高使用圧力、最高 使用温度、主要寸 法、材料、個数及 び取付箇所（常設 及び可搬型の別に 記載すること。）	(5) 安全弁及び逃が し弁の名称、種類 、吹出圧力、吹出 量、主要寸法、材 料、駆動方法、個 数及び取付箇所（ 常設及び可搬型の 別に記載すること ）。
--	---	---	---

<p>使用温度、主要寸 高使用圧力、最高 又は吐出圧力、最 種類、容量、揚程</p>	<p>7 (1) 設備に係る次の事項 ポンプの名称、</p>	<p>原子炉冷却材補給 と。 管所を付記するこ 型の場合は、取付 別に記載し、可搬 常設及び可搬型の 、厚さ及び材料（ 高使用温度、外径 最高使用圧力、最</p>	<p>(7) 主配管の名称、</p>	<p>及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。 、駆動方法、個数</p>	<p>(6) 主要弁の名称、 種類、最高使用圧 力、最高使用温度</p>
--	--	---	--------------------------	--	--

8	(5) 原子炉補機冷却設 、厚さ及び材料 高使用温度、外 最高使用圧力、最 主配管の名称、 及び取付箇所	(4) 種類、最高使用圧 力、最高使用温度 、主要寸法、材料 、駆動方法、個数	(3) 種類、容量、主要 寸法、材料及び個 数 貯蔵槽の名称、 材料及び個数	(2) 容器の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 管所	法、材料、個数及 び取付箇所並び に 原動機の種類、出 力、個数及び取付 箇所
---	--	---	---	--	--

(3) ポンプの名称、	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、	(1) 備に係る次の事項 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
------------------	--	---

<p>(4) 種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(5) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
<p>容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取</p>	<p>種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>

付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の
------------------------	---	--	---

(1) 熱交換器の名称	9 設備に係る次の事項	と。	の別に記載すること。	(常設及び可搬型	個数及び取付箇所	機の種類、出力、	付箇所並びに原動	寸法、個数及び取	種類、容量、主要	(10) 排風機の名称、	と。	の別に記載すること。	(常設及び可搬型	個数及び取付箇所	機の種類、出力、	付箇所並びに原動	寸法、個数及び取	種類、容量、主要	(9) 送風機の名称、	と。	箇所を付記すること。	別の場合は、取付	別に記載し、可搬
-------------	---------------	----	------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------------	----	------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------------	----	------------	----------	----------

(4) 種類、最高使用圧 、主要弁の名称、 法、材料及び個数	使用温度、主要寸 高使用圧力、最高 、種類、容量、最	(3) る過装置の名称 、種類、容量、最 類、出力及び個数 並びに原動機の種 法、材料及び個数 使用温度、主要寸 高使用圧力、最高 又は吐出圧力、最 種類、容量、揚程	(2) ポンプの名称、 数 、伝熱面積、主要 寸法、材料及び個 側及び胴側の別に 記載すること。 載すること。 最高使用温度（管 側及び胴側の別に 記載すること。）
--------------------------------------	----------------------------------	---	---

(2) 保安活動の計画	(1) 品質保証の実施に係る組織	に関する品質管理の方法等	に關する次の事項	12) 設計及び工事に係る品質管理の方法等	適用規格	方針、適用基準及び適用規格	除く。)の基本設計	設(蒸気タービンを	11) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計	個数	範囲、取付箇所及び	の名称、種類、計測	えいを監視する装置	の原子炉冷却材の漏	10) 原子炉格納容器内	、厚さ及び材料	高使用温度、外径	最高使用圧力、最	(5) 主配管の名称、	及び取付箇所	、駆動方法、個数	、主要寸法、材料	力、最高使用温度
-------------	------------------	--------------	----------	-----------------------	------	---------------	-----------	-----------	--------------------------------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------	---------	----------	----------	-------------	--------	----------	----------	----------

容量、最高使用圧	の名称、種類、	を記載すること。	ある場合はその旨	蒸気流量制限器が	(1) 蒸気発生器（主	設備に係る次の事項	4	3	2	1	次の事項	除く。）にあつては、	タービンに係るものを	施設に係るもの（蒸気	加圧水型発電用原子炉	(5)	(4)	(3)	保安活動の改善	保安活動の評価	保安活動の実施
							一次冷却材の循環	加圧器の圧力	原子炉容器本体の	一次冷却材の種類											
							炉心の一次冷却材の	流量	及び純度並びに原子	炉容器本体の入口及	び出口の一次冷却材										

(3) 加压器（スプレ	類、出力及び個数	並びに原動機の種	法、材料及び個数	使用温度、主要寸	高使用圧力、最高	性モーメント、最	又は吐出圧力、慣	種類、容量、揚程	(2) ポンプの名称、	及び取付位置	法、材料、個数及	具の種類、主要寸	に伝熱管振止め金	材料及び個数並び	本数、主要寸法、	熱面積、伝熱管の	すること。）、加	伝熱管の別に記載	二次側、管板及び	用温度（一次側、	こと。）、最高使	管の別に記載する	側、管板及び伝熱	力（一次側、二次
-------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	--------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

(6) 種類、最高使用圧 主要弁の名称、 吹出場所	(5) し弁の名称、種類 、吹出圧力、吹出 量、主要寸法、材 料、駆動方法、個 数、取付箇所及び 吹出場所	(4) 名称、種類、容量 、最高使用圧力、 最高使用温度、主 要寸法、材料、個 数及び取付箇所（ 比例ヒータ及び後 備ヒータの別に記 載すること。）	イがある場合はそ の旨を記載するこ と。（の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数
---------------------------------	--	---	--

高使用温度、外径	(3)	主配管の名称、 及び取付箇所	種類、最高使用圧 力、最高使用温度	(2)	数及び取付箇所 主要弁の名称、 種類、最高使用圧 力、最高使用温度	(1)	5 備に係る次の事項	安全弁及び逃が し弁の名称、種類 、吹出圧力、吹出 量、主要寸法、材 料、駆動方法、個 数	主蒸気・主給水設 備に係る次の事項	(7)	主配管の名称、 及び取付箇所 最高使用圧力、最 高使用温度、外 径、厚さ及び材料	力、最高使用温度 、主要寸法、材料 、駆動方法、個 数
----------	-----	-------------------	----------------------	-----	--	-----	---------------	--	----------------------	-----	--	--------------------------------------

6 厚さ及び材料 余熱除去設備に係	6 余熱除去設備に係 る次の事項	(1) 冷却塔又は冷却 池の種類、容量、 入口及び出口の冷 却水標準温度、設 計外気温度、主要 寸法、個数並びに 取付箇所（常設及 び可搬型の別に記 載すること。）	(2) 熱交換器の名称 、種類、容量、最 高使用圧力（管側 及び胴側の別に記 載すること。） 、 最高使用温度（管 側及び胴側の別に 記載すること。） 、伝熱面積、主要 寸法、材料、個数 及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。
------------------------	-----------------------	--	---

、吹出圧力、吹出	(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類	記載すること。)	及び可搬型の別に	び取付箇所（常設	類、出力、個数及	並びに原動機の種	個数及び取付箇所	圧力、主要寸法、	(4) 種類、容量、吐出	圧力、主要寸法、	出力、個数及び取付	箇所（常設及び可	搬型の別に記載す	ること。)	原動機の種類、出	法、材料、個数及	び取付箇所並びに	使用温度、主要寸	(3) 種類、容量、揚程	ポンプの名称、	又は吐出圧力、最	高使用圧力、最高
----------	-----------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------------	----------	-----------	----------	----------	-------	----------	----------	----------	----------	----------------	---------	----------	----------

-
-
-
-
- (8) 送風機の名称、
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-
-
-
-

<p>使用温度、主要寸 高使用圧力、最高 又は吐出圧力、最 種類、容量、揚程</p>	<p>(1) ポンプの名称、 設備に係る次の事項</p>	<p>7 非常用炉心冷却設 備その他原子炉注水 非常用炉心冷却設 備に係る次の事項 ポンプの名称、 種類、容量、揚程 又は吐出圧力、最 高使用圧力、最高 使用温度、主要寸</p>	<p>(9) 排風機の名称、 種類、容量、主要 寸法、個数及び取 付箇所並びに原動 機の種類、出力、 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型 の別に記載するこ と。)</p>
--	----------------------------------	--	---

<p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(3) 貯蔵槽（格納容器再循環サンプルを含む。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>
--	--	--

<p>高使用温度、外径</p>	<p>(7) 主配管の名称、</p>	<p>最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。</p>	<p>(6) 主要弁の名称、</p>	<p>種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。</p>	<p>(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類</p>	<p>、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
-----------------	--------------------	--	--------------------	---	----------------------------	---	---

、厚さ及び材料（ 常設及び可搬型の 別に記載し、可搬 型の場合は、取付 箇所を付記するこ と。）	8	化学体積制御設備 に係る次の事項	(1) 熱交換器の名称 、種類、容量、最 高使用圧力（管側 及び胴側の別に記 載すること。）、 最高使用温度（管 側及び胴側の別に 記載すること。） 、伝熱面積、主要 寸法、材料及び個 数	(2) ポンプの名称、 種類、容量、揚程 又は吐出圧力、最 高使用圧力、最高 使用温度、主要寸 法、材料及び個数
---	---	---------------------	--	---

(7) 及び取付箇所 主配管の名称、	(6) 種類、最高使用圧 力、最高使用温度 、主要寸法、材料 、駆動方法、個数	(5) 安全弁及び逃が し弁の名称、種類 、吹出圧力、吹出 量、主要寸法、材 料、駆動方法、個 数及び取付箇所	(4) 法、材料及び個数 使用温度、主要寸 高使用圧力、最高 種類、容量、最	(3) 及びに原動機の種 類、出力及び個数 容器の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数
-------------------------	--	--	---	---

最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	原子炉補機冷却設備に係る次の事項	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）	最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）	伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常
-------------------------	------------------	--	--	--------------------------	-------------------------

(5) 容器の名称、種類	(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
--------------	---	--

(6) 類、容量、最高使用 圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料、個数及び取 付箇所（常設及び 可搬型の別に記載 すること。）	(7) る過装置の名称 、種類、容量、最 高使用圧力、最高 使用温度、主要寸 法、材料及び個数	(8) 主要弁の名称、 種類、最高使用圧 力、最高使用温度 、主要寸法、材料 、駆動方法、個数 及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。	(8) 主配管の名称、 最高使用圧力、最 高使用温度、外径 、厚さ及び材料（
--	---	---	---

<p>10 の一次冷却材の漏え</p>	<p>(9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(10) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>
--------------------------	--	---	--

いを監視する装置の 名称、種類、計測範 囲、取付箇所及び個 数	11 原子炉冷却系統施 設（蒸気タービン 除く。）の基本設計 方針、適用基準及び 適用規格	12 設計及び工事に係 る品質管理の方法等 に関する次の事項 (1) 品質保証の実施 に係る組織	(2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	蒸気タービンに係るも のにあつては、次の事 項 1 蒸気タービン本体 に係る次の事項 (1) 種類、定格出力 、気筒数、主蒸気
--	--	---	--	---

温度、冷気面積 イ 種類、冷却水	(4) 復水器に係る次の事項 の種類、駆動方法及び個数	(3) 调速装置及び非常调速装置の種類並びに调速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	(2) 軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度 車室、円板、隔板、噴口、翼、車
---------------------	--------------------------------	---	--	--

及び材料	口 空気抽出器、	復水ポンプ及び	冷却水ポンプの	種類、容量及び	個数	2	蒸気タービンの附	属設備に係る次の事	(1) 項	冷却塔又は冷却	池の種類、容量、	入口及び出口の冷	却水標準温度、設	計外気温度、主要	寸法並びに個数	(2)	熱交換器（湿分	分離器を含む。）	に係る次の事項	イ	種類、容量又	は発生蒸気量、	入口及び出口の	温度、最高使用	圧力（一次側及	び二次側の別に	記載すること。
------	----------	---------	---------	---------	----	---	----------	-----------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	---------	-----	---------	----------	---------	---	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(3) |

水設備の種類、容	すること。)	可搬型の別に記載	付箇所を常設及び	のにあつては、取	対処するためのも	の他重大事故等に	て補助給水設備そ	に係るものであつ	発電用原子炉施設	出力(加圧水型	類、原動機の種類	給水ポンプの種	箇所	、個数及び取付	出圧力、吹出量	全弁の種類、吹	る熱交換器の安	口 蒸気を発生す	料並びに個数	、主要寸法、材	載すること。)	二次側の別に記	度(一次側及び)、最高使用温
----------	--------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----	---------	---------	---------	---------	----------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

量及び個数並びに 給水処理設備の種 類、容量及び個数 (4) 管等に係る次の 事項	イ 主配管の最高 使用圧力、最高 使用温度、外径 、厚さ及び材料 (加圧水型発電 用原子炉施設に 係るものであつ て補助給水設備 その他重大事故 等に対処するた めのものにあつ ては、常設及び 可搬型の別に記 載し、可搬型の 場合は、取付箇 所を付記するこ と。 ロ 蒸気だめ、ド レンタンクの最 高使用圧力、最
---	---

計測制御系統 施設																										
あつては、次の事項	に係るものを除く。	するための制御装置に	用原子炉の運転を管理	施設に係るもの（発電	沸騰水型発電用原子炉	(5)保安活動の改善	(4)保安活動の評価	(3)保安活動の実施	(2)保安活動の計画	(1)品質保証の実施	に係る組織	に関する次の事項	る品質管理の方法等	4 設計及び工事に係	準及び適用規格	3 本設計方針、適用基	付箇所	蒸気タービンの基	吹出圧力、吹出	量、個数及び取	がし弁の種類、	八 安全弁及び逃	がし弁の種類、	高使用温度、主	要寸法及び材料	に係る組織
置を明示し	く。	測装置を除	る機器（計	統施設に係	計測制御系																					

1) 制御方式及び制御方法	(1) 発電用原子炉の制御方式 発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式 (2) 発電用原子炉の制御方法 制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法
た図面及び系統図	制御能力に ついての計 算書（最大 反応度価値 、反応度制 御能力、停 止余裕、負 の反応度添 加率、ほう 酸及びほう 酸水の貯蔵 量並びにほ う素濃度の 根拠に關す る説明を併 記すること 。 耐震性に關 する説明書 （支持構造 物を含めて 記載するこ と。）

2 制御材に係る次の事項	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
3 (1) 制御棒の名称、種類、組成、反応制御能力、停止余裕、最大反応度 (2) 制御棒の名称、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量 制御材駆動装置に係る次の事項	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び設定値の根
(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸	設定値の根

及び可搬型の別	取付箇所（常設	出力、個数及び	原動機の種類、	取付箇所並びに	材料、個数及び	度、主要寸法、	力、最高使用温	力、最高使用圧	揚程又は吐出圧	種類、容量、	イ ポンプの名称	項	設備に係る次の事	(2)	制御棒駆動水圧	記載すること。）	及び可搬型の別に	及び取付箇所（常設	類、出力、個数及	つては原動機の種	動駆動の場合にあ	挿入時間並びに電	所、駆動速度及び	法、個数、取付箇	法、材料、駆動方
中央制御室	する説明書	御方法に関	置に係る制	めの制御装	管理するた	炉の運転を	発電用原子	る説明書	適用に關す	保護系等の	用する安全	御方式を使	デジタル制	する説明書	の根拠に關	及び設定値	路の説明図	（作動）回	信号の起動	動（作動）	施設等の起	工学的安全	説明書	拠に關する	

に記載すること。	の機能に関する説明書
ロ 容器の名称、	、中央制御
種類、容量、最	室外の原子
高使用圧力、最	炉停止機能
高使用温度、主	及び監視機
要寸法、材料、	能並びに緊
個数及び取付箇	急時制御室
所（常設及び可	の機能に関
搬型の別に記載	する説明書
すること。）	安全弁の吹
ハ 過装置の名	出量計算書
称、種類、容量	（バネ式の
、最高使用圧力	ものに限る
、最高使用温度	）
、主要寸法、材	設計及び工
料、個数及び取	事に係る品
付箇所（常設及	質管理の方
び可搬型の別に	法等に關す
記載すること。	る説明書
ニ 主要弁の名称	
、種類、最高使	
用圧力、最高使	
用温度、主要寸	

4 (1) 種類、容量、揚程 又は吐出圧力、最 高使用圧力、最高 使用温度、主要寸 法、材料、個数及 び取付箇所並びに	に係る次の事項 ほう酸水注入設備	こと。 箇所を付記する の場合は、取付 記載し、可搬型 び可搬型の別に び材料（常設及 、外径、厚さ及 、最高使用温度 、最高使用圧力 主配管の名称	法、材料、駆動 方法、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること
--	---------------------	---	---

原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径
---------------------------------------	---	--	-----------------------------

、厚さ及び材料（ 常設及び可搬型の 別に記載し、可搬 型の場合は、取付 箇所を付記するこ と。）	5 計測装置に係る次 の事項（警報装置を 有する場合は、その 動作範囲を付記する こと。）	(1) 起動領域計測装 置（中性子源領域 計測装置、中間領 域計測装置）及び 出力領域計測装置 の名称、検出器の 種類、計測範囲、 個数及び取付箇所 （常設及び可搬型 の別に記載するこ と。）	(2) 原子炉压力容器 本体の入口又は出 口の原子炉冷却材
---	---	--	---------------------------------------

<p>(3) 原子炉圧力容器 本体内の圧力又は 水位を計測する装 置の名称、検出器 の種類、計測範囲 、個数及び取付箇 所（常設及び可搬 型の別に記載する こと。）</p>	<p>(4) 原子炉格納容器 本体内の圧力、温 度、酸素ガス濃度 又は水素ガス濃度 を計測する装置の 名称、検出器の種</p>
--	--

類、計測範囲、個 数及び取付箇所（ 常設及び可搬型の 別に記載すること ）。	(5) 原子炉冷却材浄 化設備に係る原子 炉冷却材の水質を 計測する装置の名 称、検出器の種類 、計測範囲、個数 及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。	(6) 原子炉冷却材再 循環流量（改良型 沸騰水型発電用原 子炉施設に係るも のにあつては、炉 心流量）を計測す る装置の名称、検 出器の種類、計測 範囲、個数及び取 付箇所（常設及び
--	---	---

可搬型の別に記載すること。）	(7) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(8) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(9) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型
----------------	--	---	---

の別に記載すること。	(10) 原子炉格納容器	本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(11) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	6) 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、原子炉非常停止に要する信号の
------------	--------------	---	--	---

<p>個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件</p>	<p>7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件</p> <p>8 制御用空気設備に係る次の事項</p> <p>(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設</p>
-------------------------------------	--

<p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
---	---	--

(2) 原子炉冷却材再	<p>。別に入力は、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。</p> <p>(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所（電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること）。</p>	<p>9) 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>
-------------	--	---

<p>循環ポンプMGセ ットの名称、発電 機の種類、容量、 主要寸法、回転速 度及び個数並びに 原動機の種類、容 量、主要寸法、電 圧、個数及び取付 箇所（可変流体継 手を有する場合は 、種類、出力、す くい管速度及び個 数を記載すること ）。</p>	<p>10 計測制御系統施設 （発電用原子炉の運 転を管理するための 制御装置を除く。） の基本設計方針、適 用基準及び適用規格 11 設計及び工事に係 る品質管理の方法等 に関する次の事項 (1) 品質保証の実施 に係る組織</p>
--	---

却材の温度の制御	制御方法（一次冷	制御棒の位置の	制御方法	(2) 発電用原子炉の	護系等の制御方式	御方式及び安全保	加圧器の水位の制	、加圧器の圧力、	反応度の制御方式	発電用原子炉の	制御方式	(1) 発電用原子炉の	方法	1 制御方式及び制御	あつては、次の事項	に係るものを除く。）に	するための制御装置に	用原子炉の運転を管理	施設に係るもの（発電	加圧水型発電用原子炉	(5) 保安活動の改善	(4) 保安活動の評価	(3) 保安活動の実施	(2) 保安活動の計画

2 を含む。)、一次 冷却材のほう素濃 度の制御方法、加 圧器の圧力、加圧 器の水位の制御方 法及び安全保護系 等の制御方法 制御材に係る次の 事項	(1) 制御棒の名称、 種類、組成、反応 度制御能力、停止 余裕、主要寸法及 び個数	(2) ほう酸の名称、 種類、組成、反応 度制御能力、停止 余裕、貯蔵量、負 の反応度添加率及 び出力運転時のほ う素濃度	(3) パーナブルポイ ズンの名称、種類 、組成、反応度制 御能力、主要寸法
---	--	---	---

及び個数	3 制御棒駆動装置の 名称、種類、最高使 用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料 、駆動方法、個数、 取付箇所、駆動速度 及び挿入時間並びに 原動機の種類、出力 、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の 別に記載すること。	4 ほう酸注入機能を 有する設備に係る次 の事項	(1) ポンプの名称、 種類、容量又は注 入速度、揚程又は 吐出圧力、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料、個数及び取 付箇所並びに原動 機の種類、出力、
------	--	----------------------------------	---

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(3) 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数
---	--	---

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）	5 ほう素熱再生設備に係る次の事項 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。） 、伝熱面積、主要寸法、材料及び個
--------------------------	--	--

(1) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	(2) 数 る過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	6
			計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

<p>(4) 原子炉格納容器 本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の</p>	<p>(3) 加圧器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
--	--	--

種類、計測範囲、 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型 の別に記載するこ と。)	(5) 蒸気発生器内の 水位を計測する装 置の名称、検出器 の種類、計測範囲 、個数及び取付箇 所(常設及び可搬 型の別に記載する こと。)	(6) 主蒸気の圧力、 温度又は流量を計 測する装置の名称 、検出器の種類、 計測範囲、個数及 び取付箇所(常設 及び可搬型の別に 記載すること。)	(7) 原子炉格納容器 本体への冷却材流 量を計測する装置 の名称、検出器の
---	--	--	--

種類、個数及び取付	7	原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付	(8) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(9) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-----------	---	----------------------------	--	--

筒所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件	8 工学的安全施設等の作動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の作動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件	9 制御用空気設備に係る次の事項 (1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、
--	--	---

<p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料</p>	<p>(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
--	---	--

、駆動方法、個数 及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。	(5) 主配管の名称、 最高使用圧力、最 高使用温度、外径 、厚さ及び材料（ 常設及び可搬型の 別に記載し、可搬 型の場合は、取付 箇所を付記するこ と。）	10) 計測制御系統施設 （発電用原子炉の運 転を管理するための 制御装置を除く。） の基本設計方針、適 用基準及び適用規格 11) 設計及び工事に係 る品質管理の方法等 に関する次の事項 (1) 品質保証の実施 に係る組織
--	--	--

放射性的廃棄物の施設	
(1) 係る次の事項 ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数を除く。	1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る機 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 3 緊急時制御室操作機能 1 制御方式 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1 は次の事項 置に係るものにあつては次の事項 管理するための制御装置に係るものにあつては次の事項 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては次の事項 (5) 保安活動の改善 (4) 保安活動の評価 (3) 保安活動の実施 (2) 保安活動の計画
放射性廃棄物の施設に係る機器（流体状態の放射性廃棄物の検出装置及び自動警報装置並びに排気筒を除く。）	放射性廃棄物の施設に係る機器（流体状態の放射性廃棄物の検出装置及び自動警報装置並びに排気筒を除く。）

(6) 名称、種類、容量、主要寸法及び材料	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(4) 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法
した図面（	その基礎の状況を明示した図面（	排気筒の基礎に関する説明書及び	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

種類、容量、揚程	(2) ポンプの名称、 数	寸法、材料及び個 、伝熱面積、主要 記載すること。 側及び胴側の別に 記載すること。 最高使用温度(管 側及び胴側の別に 記載すること。)、 及び胴側の別に記 載すること。)、 最高使用温度(管 側及び胴側の別に 記載すること。)	(1) 熱交換器の名称 、種類、容量、最 高使用圧力(管側 及び胴側の別に記 載すること。)、 最高使用温度(管 側及び胴側の別に 記載すること。)	個数を付記すること 種類、処理能力及び その装置の名称、 種類、処理能力及び 個数を付記すること	熱交換器の名称 、種類、容量、最 高使用圧力(管側 及び胴側の別に記 載すること。)、 最高使用温度(管 側及び胴側の別に 記載すること。)	固体廃棄物 処理設備に おける放射 性物質の散 逸防止に関 する説明書	自立型のも のに限る。	2 料	気体、液体又は固 体廃棄物処理設備に 係る次の事項(機器 がある処理能力を発 揮することを目的と して一体となつた装 置を構成する場合は 、その装置の名称、 種類、処理能力及び 個数を付記すること	流体状の放 射性廃棄物 の漏えいの 拡大防止能 力及び施設 外への漏え い防止能力 についての 計算書
								自立型のも のに限る。		

(5) 器(放射性物質の 廃棄物の運搬用容 器)	流体状の放射性 廃棄物の運搬用容 器	の制御方法	に漏えい防止のた めの制御方法	材料及び個数並び に漏えい防止のた めの制御方法	温度、主要寸法、 材料及び個数並び に漏えい防止のた めの制御方法	用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数並び に漏えい防止のた めの制御方法	類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数並び に漏えい防止のた めの制御方法	(4) 容器の名称、種 類、容量、最高使 用圧力、最高使用 温度、主要寸法、 材料及び個数並び に漏えい防止のた めの制御方法	及び個数	機の種類、出力及 び個数	及び個数並びに原動 機の種類、出力及 び個数	圧力、主要寸法及 び個数並びに原動 機の種類、出力及 び個数	種類、容量、吐出 圧力、主要寸法及 び個数並びに原動 機の種類、出力及 び個数	(3) 圧縮機の名称、 種類、容量、吐出 圧力、主要寸法及 び個数並びに原動 機の種類、出力及 び個数	数	種類、出力及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	寸法、材料及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	最高使用圧力、最 高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	は到達真空度)、 最高使用圧力、最 高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	空ポンプにあつて は到達真空度)、 最高使用圧力、最 高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	又は吐出圧力(真 空ポンプにあつて は到達真空度)、 最高使用圧力、最 高使用温度、主要 寸法、材料及び個 数並びに原動機の 種類、出力及び個 数	計算書
線管理用計	器(放射	施設に係る	放射線管理	る説明書	法等に関する 説明書	質管理の方 法等に関する 説明書	事に係る品 質管理の方 法等に関する 説明書	設計及び工 事に係る品 質管理の方 法等に関する 説明書	作範囲に関 する説明書	及び警報動 作範囲に関 する説明書	に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	装置の構成 に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	び自動警報 装置の構成 に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	検出装置及 び自動警報 装置の構成 に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	の漏えいの 検出装置及 び自動警報 装置の構成 に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	射性廃棄物 の漏えいの 検出装置及 び自動警報 装置の構成 に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	流体状の放 射性廃棄物 の漏えいの 検出装置及 び自動警報 装置の構成 に關する説 明書、検出 器の取付箇 所を明示し た図面並び に計測範囲 及び警報動 作範囲に関 する説明書	計算書

濃度が三十七ミリ ベクレル毎立方セ ンチメートル（流 体が液体の場合に あつては、三十七 キロベクレル毎立 方センチメートル ）以上の流体状の 放射性廃棄物を内 包するものに限る 。の名称、種類 、容量、最高使用 圧力、最高使用温 度、主要寸法、材 料及び個数並びに 放射線遮蔽材の種 類、冷却方法、主 要寸法及び材料	測定装置を除 く。の配 置を明示し た図面及び 系統図
(6) 放射性 廃棄物（原子炉冷 却材圧力パウンダ リ内に施設された ものから発生する 高放射化された主 要な廃棄物に限る	放射線管理 用計測装置 の構成に関 する説明書 放射線管理 の系統図及 び検出器の 取付箇所を 明示した図 面並びに計 測範囲及び 警報動作範 囲に関する 説明書 管理区域の 出入管理設 備及び環境 試料分析装 置に関する

及び取付箇所	(9) 種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数	(8) 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料
る説明書	中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	構造図	説明書 耐震性に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)

ト固化装置、ガラ 固化装置、セメン 置、アスファルト 溶融装置、圧縮装 置、アスファルト に係る焼却装置、 減容・固化設備	(14) 出力及び個数 に原動機の種類、 寸法及び個数並び 種類、容量、主要 寸法及び個数並び	(13) 出力及び個数 に原動機の種類、 寸法及び個数並び 種類、容量、主要 寸法及び個数並び	(12) 出力及び個数 排風機の名称、 種類、容量、主要 寸法及び個数並び に原動機の種類、 出力及び個数	(11) 送風機の名称、 種類、容量、主要 寸法及び個数並び 厚さ及び材料 高使用温度、外径 厚さ及び材料	(10) 主配管の名称、 最高使用圧力、最 高使用温度、外径 設計及び工 事に係る品 質管理の方 法等に関する 説明書
---	---	---	--	--	--

流体状の放射性 本体外に設置され	(1) 係る次の事項 原子炉格納容器	3 堰その他の設備に 記載すること。	筒及び外筒の別に 材料及び個数（内	(16) 種類、主要寸法、 排気筒の名称、 材料及び個数	(15) 種類、主要寸法、 排気口の名称、 材料及び個数	種類、出力及び個	数並びに原動機の	寸法、材料及び個	は処理能力、主要	称、種類、容量又	外の主要機器の名	(1)から(13)ま	置に係る主要機器	ラスチック固化装	ス固化装置又はプ
---------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------	---	---	----------	----------	----------	----------	----------	----------	------------	----------	----------	----------

(2) 放射性廃棄物の放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。

（ ）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。

5 放射線廃棄物の廃棄施設の基本設計方	筒所及び個数 類、計測範囲、取付 警報装置の名称、種 の検出装置又は自動 射性廃棄物の漏えい 備からの流体状の放 備又は廃棄物処理設 体外の廃棄物貯蔵設 原子炉格納容器本 囲及び材料	4 施設外への漏えい を防止するために 施設する堰（放射 性廃棄物運搬用容 器にあつては、流 体状の放射性廃棄 物の施設外への漏 えいを防止するた めに施設する設備 ）の名称、主要寸 法、材料及び取付 箇所並びに床面及 び壁面の塗装の範 囲及び材料
-----------------------	--	--

放射線
管理
施設

針、適用基準及び適用規格	6	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	(1) 品質保証の実施に係る組織	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項	1	放射線管理用計測装置に係る次の事項 (警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。	(1) プロセスモニタリング設備に係る	次の事項	イ 主蒸気管中の放射性物質濃度	放射線管理
														する説明書
														の構成に関する
														放射線管理用計測装置
														系統図
														た図面及び
														置を明示し
														く。の配
														測装置を除
														線管理用計
														機器（放射
														施設に係る
														放射線管理

を計測する装置 の名称、検出器 の種類、計測範 囲、取付箇所（ 常設及び可搬型 の別を記載し、 監視・記録の場 所を付記するこ と。）及び個数	用計測装置 の系統図及び び検出器の 取付箇所を 明示した図 面並びに計 測範囲及び 警報動作範 囲に関する 説明書
口 原子炉格納容 器本体内の放射 性物質濃度を計 測する装置の名 称、検出器の種 類、計測範囲、 取付箇所（常設 及び可搬型の別 を記載し、監視 ・記録の場所を 付記すること。 ）及び個数	管理区域の 出入管理設 備及び環境 試料分析装 置に関する 説明書 耐震性に関 する説明書 （支持構造 物を含めて 記載するこ と。） 強度に關す る説明書（ 支持構造物
八 放射線物質に より汚染するお それがある管理 区域から環境に	

放出する排水中 又は排気中の放 射性物質濃度を 計測する装置の 名称、検出器の 種類、計測範囲 、取付箇所（常 設及び可搬型の 別を記載し、監 視・記録の場所 を付記すること ）及び個数 。エリアモニタリ ング設備に係る次 の事項	(2)	中央制御室の 線量当量率を計 測する装置の名 称、検出器の種 類、計測範囲、 取付箇所（常設 及び可搬型の別 を記載し、監視 ・記録の場所を 付記すること。	を 含 め て 記 載 す る こ と 。 ° ） 構造図 生体遮蔽装 置の放射線 の遮蔽及び 熱除去につ いての計算 書 中央制御室 及び緊急時 制御室の居 住性に関す る説明書 設計及び工 事に係る品 質管理の方 法等に關す る説明書
---	-----	---	--

蔵槽エリアの線 使用済燃料貯 蔵槽エリアの線	二 及び個数	を付記すること 視・記録の場所 別を記載し、監 設及び可搬型の 種類、計測範囲 、取付箇所（常 名称、検出器の 計測する装置の の線量当量率を 計測する装置の 名称、検出器の 種類、計測範囲 、取付箇所（常	八 緊急時対策所 の線量当量率を	を付記すること	視・記録の場所 別を記載し、監 設及び可搬型の 種類、計測範囲 、取付箇所（常	口 緊急時制御室 の線量当量率を	及び個数
------------------------------	-----------	---	------------------------	---------	---	------------------------	------

量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個及び個数

ホ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個

<p>的に設置する可搬型 設置するもの。一時 又は排気設備として 防止する目的で給気 による放射線障害を より汚染された空気 並びに放射性物質に 用のものに限る。） 設置するもの（非常 及び緊急時対策所に 御室、緊急時制御室 2 </p>	<p>及び取付箇所 換気設備（中央制 御室、緊急時制御室 及び緊急時対策所に 設置するもの（非常 用のものに限る。） 並びに放射性物質に より汚染された空気 による放射線障害を 防止する目的で給気 又は排気設備として 設置するもの。一時 的に設置する可搬型</p>	<p>(3) 数 固定式周辺モニ タリング設備の名 称、検出器の種類 、計測範囲、取付 箇所（監視・記録 の場所を付記する こと。）及び個数 (4) 移動式周辺モニ タリング設備の名 称、検出器の種類 、計測範囲、個数 及び取付箇所</p>
--	--	--

<p>(1) 係る次の事項 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>	<p>(3) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、</p>
---	---	--

個数及び取付箇所 (常設及び可搬型 の別に記載するこ と。)	(4) 排風機の名称、 種類、容量、主要 寸法、個数及び取 付箇所並びに原動 機の種類、出力、 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型 の別に記載するこ と。)並びに設計 上の空気の流入率 (5) フィルター(公 衆の放射線障害の 防止及び中央制御 室の従事者等の放 射線防護を目的と して設置するもの に限る。)の名称 、種類、効率、主 要寸法、個数及び 取付箇所(常設及 び可搬型の別に記
---	--

5	設計及び工事に係	基準及び適用規格	4	放射線管理施設の	基本設計方針、適用	及び材料	要寸法、冷却方法及	（の名称、種類、主	置するものを除く。	蔽材及び一時的に設	置するものを除く。	搬用容器の放射線遮	蔽材、放射性廃棄物運	用容器の放射線遮蔽	材、使用済燃料貯蔵	用容器の放射線遮蔽	る。使用済燃料運搬	て設置するものに限	射線防護を目的とし	において従事者等の放	及び緊急時対策所に	並びに緊急時制御室	室遮蔽、原子炉遮蔽	補助遮蔽、中央制御	次遮蔽、二次遮蔽、	3	生体遮蔽装置（一	載すること。）
---	----------	----------	---	----------	-----------	------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	----------	---------

の 種 類 、 計 測 範	の 名 称 、 検 出 器	を 計 測 す る 装 置	放 射 性 物 質 濃 度	イ 主 蒸 気 管 中 の	次 の 事 項	リ ン グ 設 備 に 係 る	(1) プ ロ セ ス モ ニ タ	困 を 付 記 す る こ と。	場 合 は 、 そ の 動 作 範 圍 を 付 記 す る こ と。	(警 報 装 置 を 有 す る 場 合 は 、 そ の 動 作 範 圍 を 付 記 す る こ と。	装 置 に 係 る 次 の 事 項	1 放 射 線 管 理 用 計 測	て は 、 次 の 事 項	施 設 に 係 る も の に あ つ	加 圧 水 型 発 電 用 原 子 炉	(5) 保 安 活 動 の 改 善	(4) 保 安 活 動 の 評 価	(3) 保 安 活 動 の 実 施	(2) 保 安 活 動 の 計 画	(1) 品 質 保 証 の 実 施	に 係 る 組 織	に 関 す る 次 の 事 項	る 品 質 管 理 の 方 法 等
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	--	---	---	--	---------------------------------	--	--	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------	--------------------------------------	---

困、取付箇所（
常設及び可搬型
の別を記載し、
監視・記録の場
所を付記するこ
と。）及び個数

ロ 原子炉格納容
器本体内の放射
性物質濃度を計
測する装置の名
称、検出器の種
類、計測範囲、
取付箇所（常設
及び可搬型の別
を記載し、監視
・記録の場所を
付記すること。
）及び個数

ハ 蒸気発生器ブ
ローダウン水中
の放射性物質濃
度を計測する装
置の名称、検出
器の種類、計測
範囲、取付箇所

付箇所（常設及	、計測範囲、取	、検出器の種類	する装置の名称	物質濃度を計測	出水中の放射性	水 一次冷却材抽	回数	ることを）及び	の場所を付記す	し、監視・記録	搬型の別を記載	所（常設及び可	測範囲、取付箇	出器の種類、計	装置の名称、検	濃度を計測する	中の放射性物質	二 復水器排ガス	数	こと。）及び個	場所を付記する	、監視・記録の	型の別を記載し	（常設及び可搬
---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---	---------	---------	---------	---------	---------

イ|の|事|項|
中央制御室の

(2)|
ング設備に係る次
エリアモニタリ
。及び個数
を付記すること
視・記録の場所
別を記載し、監
設及び可搬型の
、取付箇所（常
種類、計測範囲
名称、検出器の
計測する装置の
放射性物質濃度を
又は排気中の放
放出する排水中
区域から環境に
それがある管理
へ|放射線物質に
及び個数
より汚染するお
記すること。
及び個数
記録の場所を付
記載し、監視・
び可搬型の別を

線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。及び個数

ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。及び個数

ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の

種類、計測範囲	取付箇所（常	設及び可搬型の	別を記載し、監	視・記録の場所	を付記すること	。及び個数	二	原子炉格納容	器本体内の線量	当量率を計測す	る装置の名称、	検出器の種類、	計測範囲、取付	箇所（常設及び	可搬型の別を記	載し、監視・記	録の場所を付記	すること。）及	び個数	ホ	使用済燃料貯	蔵槽工リアの線	量当量率を計測	する装置の名称	、検出器の種類	、計測範囲、取
---------	--------	---------	---------	---------	---------	-------	---	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	---	--------	---------	---------	---------	---------	---------

(3) | 称、検出器の種類 | タリング設備の名 | 固定式周辺モニ | 数 | こと。) 及び個 | 場所を付記する | 、監視・記録の | 型の別を記載し | (常設及び可搬 | 範囲、取付箇所 | 器の種類、計測 | 置の名称、検出 | 率を計測する装 | として線量当量 | 射線防護を目的 | 区域内の人の放 | へ | 放射線物質に | 及び個数 | 記すること。) | 記録の場所を付 | 記載し、監視・ | び可搬型の別を | 付箇所(常設及 |

(1) 種類、最高使用圧 主要弁の名称、	(4) 計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限り。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項
-------------------------	--

力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。	(3) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
--	---	---

補助遮蔽、中央制御	3	次遮蔽、二次遮蔽、 生体遮蔽装置（一 載すること。） び可搬型の別に記 取付箇所（常設及 要寸法、個数及び 、種類、効率、主 に限る。）の名称 として設置するもの 射線防護を目的と 室の従事者等の放 防止及び中央制御 衆の放射線障害の フィルター（公	(5) (4) 排風機の名称、 種類、容量、主要 寸法、個数及び取 付箇所並びに原動 機の種類、出力、 個数及び取付箇所 （常設及び可搬型 の別に記載するこ と。）並びに設計 上の空気の流入率
-----------	---	--	---

<p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p>	<p>5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p>	<p>4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>室遮蔽、外部遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。 使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。） の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p>
-------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---

、取付箇所（監視	の種類、計測範囲	）の名称、検出器	する装置に限る。	性物質濃度を計測	又は排気中の放射	に放出する排水中	管理区域から環境	するおそれがある	性物質により汚染	リング設備（放射	(1) プロセスモニタ	罫を付記すること）	場合は、その動作範	（警報装置を有する	装置に係る次の事項	1 放射線管理用計測	次の事項	係るものにあつては、	型発電用原子炉施設に	黒鉛減速炭酸ガス冷却	(5) 保安活動の改善	(4) 保安活動の評価	(3) 保安活動の実施	(2) 保安活動の計画
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------

・記録の場所を付 記すること）及び 個数	(2) エリアモニタリ ング設備に係る次 の事項	イ 中央制御室の 線量当量率を計 測する装置の名 称、検出器の種 類、計測範囲、 取付箇所（監視 ・記録の場所を 付記すること。 ）及び個数	ロ 放射性物質に より汚染するお それがある管理 区域内の人の放 射線防護を目的 として線量当量 率を計測する装 置の名称、検出 器の種類、計測 範囲、取付箇所
----------------------------	-----------------------------------	--	---

(2) 保安活動の計画	(1) 品質保証の実施に係る組織に関する次の事項	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等	2 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること）及び個数	(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
-------------	--------------------------	-----------------------	-------------------------------	--------------------------------------	--	---

		原子炉格納施設	
		沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項	
		1 原子炉格納容器に係る次の事項	
		(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数(ドライウエル及びサプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。)	
		(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料	
		(3) 保安活動の実施	
		(4) 保安活動の評価	
		(5) 保安活動の改善	
		原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	
		耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	
		強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	
		原子炉格納施設設計条件に関する	

		2					
(3)	及び個数	(3)	及び個数	(4)	及び個数	(3)	及び個数
エアロックスの名	称、最高使用圧力	機器搬出入口の	称、最高使用圧力	原子炉格納容器	称又は貫通部番号	原子炉建屋に係る	称、最高使用圧力
び個数	、最高使用温度、	名称、主要寸法及	、最高使用温度、	配管貫通部及び電	種類、個数、最	原子炉建屋原子	脆性破壊防
	主要寸法、材料及	び個数	主要寸法、材料及	気配線貫通部の名	高使用圧力、最	炉棟の名称、種	止に関する
	び個数	要寸法、材料及	び個数	称又は貫通部番	使用温度、構成、	類、設計気密度、主	説明を併せ
		た図面		号	説明書	況を明示し	て記載する
		圧力低減設		原子炉格納	原子炉格納	の基礎の状	こと。
		備のポンプ		施設の基礎	原子炉格納	況を明示し	こと。
		の有効吸込		能に関する	原子炉格納	た図面	こと。
		水頭に関する		濃度低減性	原子炉格納	圧力低減設	こと。
		る説明書		説明書	原子炉格納	備のポンプ	こと。
					原子炉格納	の有効吸込	こと。
					原子炉格納	水頭に関する	こと。
					原子炉格納	る説明書	こと。

(4) ベント管の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	3) 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項	(4) スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	称、主要寸法及び個数
						安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）
						設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5) ベントヘッドの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。 ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力
-----------------------	--	------------------------	---

（管側及び胴側の別に記載すること。）
（最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）
（伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること

二 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、

主要寸法、材料及び個数	ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	チ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	リ 主配管（スプレイヘッドを含む。）の名称、
-------------	---	--	---------------------------

最高使用圧力、 最高使用温度、 外径、厚さ及び 材料（常設及び 可搬型の別に記 載し、可搬型の 場合は、取付箇 所を付記するこ と。）	又 送風機の名称 、種類、容量、 主要寸法、個数 及び取付箇所並 びに原動機の種 類、出力、個数 及び取付箇所（ 常設及び可搬型 の別に記載する こと。）	ル 排風機の名称 、種類、容量、 主要寸法、個数 及び取付箇所並 びに原動機の種 類、出力、個数
---	---	--

(管側及び胴側	、最高使用圧力	称、種類、容量	口 熱交換器の名	称、種類、容量	及び取付箇所(常設及び可搬型	の別に記載する	こと。)	(7)	放射性物質濃度	制御設備及び可燃	性ガス濃度制御設	備並びに格納容器	再循環設備に係る	次の事項	イ 冷却塔又は冷	却池の種類、容	量、入口及び出	口の冷却水標準	温度、設計外気	温度、主要寸法	、個数並びに取	付箇所(常設及	び可搬型の別に	記載すること。
---------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	------	-----	---------	----------	----------	----------	----------	------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

八、ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二	圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ホ	加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ヘ	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、

個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	チ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使
-----------------------------	--	--	------------------------

用温度、主要寸 法、材料、駆動 方法、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること ）。	又 主配管の名称 、 最高使用圧力 、 最高使用温度 、 外径、厚さ及 び材料（常設及 び可搬型の別に 記載し、可搬型 の場合は、取付 箇所を付記する こと。）	ル ブロワの名称 、 種類、容量、 主要寸法、個数 及び取付箇所並 びに原動機の種 類、出力、個数 及び取付箇所（ 常設及び可搬型
--	---	--

の別に記載すること。）	カ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	ク 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-------------	--	--

(8) | カ | こと。) | 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヨ | フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

調気設備に係る次の事項

取付箇所	二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び	八 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	口 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
------	---	--	--	---

ホ	主配管の名称	、	最高使用圧力	、	最高使用温度	、	外径、厚さ及	び材料	圧力逃がし装置	(9)	に係る次の事項	イ	容器の名称、	種類、容量、最	高使用圧力、最	高使用温度、主	要寸法、材料、	個数及び取付箇	所（常設及び可	搬型の別に記載	すること。）	ロ	主要弁の名称	、	種類、最高使	用圧力、最高使	用温度、主要寸	法、材料、駆動	方法、個数及び	取付箇所（常設	及び可搬型の別	に記載すること

の別に記載する	常設及び可搬型	及び取付箇所（	類、出力、個数	及び取付箇所並	及び取付箇所並	主要寸法、個数	種類、容量、	ホ 排風機の名称	こと。）	箇所を付記する	の場合は、取付	記載し、可搬型	及び可搬型の別に	び材料（常設及	、外径、厚さ及	、最高使用温度	、最高使用圧力	二 主配管の名称	箇所	、個数及び取付	主要寸法、材料	設定破裂圧力、	八 圧力開放板の
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	----------	------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	----------	----	---------	---------	---------	----------

こと。	へ フィルター	公衆の放射線障	害の防止を目的	として設置する	ものに限る。	の名称、種類、	効率、主要寸法	、個数及び取付	箇所（常設及び	可搬型の別に記	載すること。）	4	原子炉格納施設の	基本設計方針、適用	基準及び適用規格	5	設計及び工事に係	る品質管理の方法等	に関する次の事項	(1) 品質保証の実施	に係る組織	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善	加圧水型発電用原子炉
-----	------------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	----------	-----------	----------	---	----------	-----------	----------	-------------	-------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------

施設に係るものにあつては、次の事項	1 原子炉格納容器に係る次の事項	(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数	(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) エアロツクの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号
-------------------	------------------	--	---	--	-------------------------------------

料	設計温度及び材	類、設計圧力、	イルの名称、種	ロ アニュラスシ	及び材料	種類、主要寸法	ート壁の名称、	イ 外周コンクリ	係る次の事項	(2) 鋼製格納容器に	料	、主要寸法及び材	計負圧、設計温度	の名称、種類、設	ユラス区画構造物	納容器に係るア二	コンクリート製格	(1) プレストレスト	る次の事項	二次格納施設に係	主要寸法及び材料	使用温度、構成、	高使用圧力、最高	、種類、個数、最	2

、最高使用圧力	口、種類、容量	熱交換器の名称、種類、容量	、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	温度、設計外気温度、主要寸法	口の冷却水標準	量、入口及び出口の冷却水標準	却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準	イ、冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準	備に係る次の事項	(1) 格納容器安全設備に係る次の事項	他の安全設備に係る次の事項	3、圧力低減設備その及び材料	(3) ハイブリッド型格納容器に係る外周コンクリート壁の名称、種類、設計圧力、主要寸法及び材料
---------	---------	---------------	------------------------------	----------------	---------	----------------	-----------------------	-------------------------------	----------	---------------------	---------------	----------------	---

（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、

ト	主要弁及び逃 がし弁の名称、 種類、吹出圧力 、吹出量、主要 寸法、材料、駆 動方法、個数及 び取付箇所（常 設及び可搬型の 別に記載するこ と。）
チ	主要弁の名称 、種類、最高使 用圧力、最高使 用温度、主要寸 法、材料、駆動 方法、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること 。）
リ	主配管の名称 、最高使用圧力 、最高使用温度

、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）	又 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	ル 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型
--	---	--

(2)|
の別に記載する
こと。)|
アイスコンデン
サ設備に係る次の
事項|
イ| 上部、下部及
びアイスコンデ
ンサのコンパ
ー
トメントの主要
寸法及び材料
ロ| 下部入口ドア
、中間デッキ
ア及び上部デ
ッキ
キドアの主要寸
法及び材料
ハ| アイスバスケ
ットの種類、主
要寸法、材料及
び個数
ニ| エアリタ
ン
ファン
の種類、容
量、主
要寸法及
び個数
ホ| 空気冷却
ファンクー
ラの名称

付箇所（常設及	、個数並びに取	温度、主要寸法	温度、設計外気	口の冷却水標準	量、入口及び出	却池の種類、容	イ 冷却塔又は冷	次の事項	再循環設備に係る	備並びに格納容器	性ガス濃度制御設	制御設備及び可燃	(4) 放射性物質濃度	取付箇所	動方法、個数及び	要寸法、材料、駆	の名称、種類、主	(3) 真空逃がし装置	び個数	要寸法、材料及	へ ドレン管の主	数	主要寸法及び個	、種類、容量、
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	------	----------	----------	----------	----------	-------------	------	----------	----------	----------	-------------	-----	---------	----------	---	---------	---------

び可搬型の別に記載すること。

ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

取付箇所並びに 原動機の種類、 出力、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること	二 圧縮機の名称 、種類、容量、 吐出圧力、主要 寸法、個数及び 取付箇所並びに 原動機の種類、 出力、個数及び 取付箇所（常設 及び可搬型の別 に記載すること	ホ 加熱器の名称 、種類、容量、 最高使用圧力、 最高使用温度、 主要寸法、材料 、個数及び取付 箇所（常設及び
--	--	---

可搬型の別に記載すること。)	へ	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)	ト	蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)	チ	加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料
----------------	---	--	---	---	---	---

ル 再結合装置の	こと。	箇所を付記する	の場合は、取付	記載し、可搬型	び可搬型の別に	び材料（常設及	び外径、厚さ及	、最高使用温度	、最高使用圧力	、	又 主配管の名称	。	に記載すること	及び可搬型の別	取付箇所（常設	方法、個数及び	法、材料、駆動	用温度、主要寸	用圧力、最高使	、種類、最高使	リ 主要弁の名称	載すること。）	可搬型の別に記	、個数及び取付
-------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	-------------	---	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------------	---------	---------	---------

名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
--	--

カ	排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	ヨ	フィルタ（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法
---	--	---	---

(5) |
イ | 容器の名称、
種類、容量、最
高使用圧力、最
高使用温度、主
要寸法、材料及
び個数及び取付
箇所（常設及び
可搬型の別に記
載すること。）
に係る次の事項
圧力逃がし装置
載すること。）

ロ | 主要弁の名称
、種類、最高使
用圧力、最高使
用温度、主要寸
法、材料、駆動
方法、個数及び
取付箇所（常設
及び可搬型の別
に記載すること
。）

八 压力開放板の 設定破裂圧力、 主要寸法、材料 、個数及び取付 箇所	二 主配管の名称 、最高使用圧力 、最高使用温度 、外径、厚さ及 び材料（常設及 び可搬型の別に 記載し、可搬型 の場合は、取付 箇所を付記する こと。）	ホ 排風機の名称 、種類、容量、 主要寸法、個数 及び取付箇所並 びに原動機の種 類、出力、個数 及び取付箇所（ 常設及び可搬型 の別に記載する こと。）
---	--	--

発
電
用

そ
の
他

へ
フ
ィ
ル
タ
ー
（
公
衆
の
放
射
線
障
害
の
防
止
を
目
的
と
し
て
設
置
す
る
も
の
に
限
る
。）
の
名
称
、
種
類
、
効
率
、
主
要
寸
法
、
個
数
及
び
取
付
箇
所
（
常
設
及
び
可
搬
型
の
別
に
記
載
す
る
こ
と
。）
4 | 原
子
炉
格
納
施
設
の
基
本
設
計
方
針
、
適
用
基
準
及
び
適
用
規
格
5 | 設
計
及
び
工
事
に
係
る
品
質
管
理
の
方
法
等
に
関
す
る
次
の
事
項
(1) | 品
質
保
証
の
実
施
に
係
る
組
織
(2) | 保
安
活
動
の
計
画
(3) | 保
安
活
動
の
実
施
(4) | 保
安
活
動
の
評
価
(5) | 保
安
活
動
の
改
善

					1 施設	の	原子
					非	附属	炉
					常		
					電		
					源		
					設		
					備		

（常設及び可搬 設計及び工	口） 主要な管の主 要寸法及び材料 （パネ式の ものに 限る	記載すること。 び可搬型の別に 記載すること。 付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	回轉速度、被動 機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	設計外気温度、 回轉速度、被動 機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	圧力及び温度、 設計外気温度、 回轉速度、被動 機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	入口及び出口の 圧力及び温度、 設計外気温度、 回轉速度、被動 機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	の種類、出力、 入口及び出口の 圧力及び温度、 設計外気温度、 回轉速度、被動 機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	イ ガスタービン の種類、出力、 入口及び出口の 圧力及び温度、 設計外気温度、 回轉速度、被動 機一体の危険速 度、排出ガス量 、個数並びに取 り付箇所（常設及 び可搬型の別に 記載すること。	(1) 係 る次の事項 ガスタービンに 係る次の事項	2 非 常 用 電 源 装 置 に 係 る 次 の 事 項	1 切 換 方 法	1 常 用 電 源 設 備 と の

<p>型の別に記載し、可搬型の場合、取付箇所を付記すること。</p>	<p>事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>八 調速装置及び非常調速装置の種類</p>	
<p>ニ ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。） 、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。） 主要寸法、材料、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	

ホ) ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項

1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

へ
3 | 空気圧縮機
及びガス圧縮
機の種類、容
量、吐出圧力
、個数及び取
付箇所（常設
及び可搬型の
別に記載する
こと。）
4 | 冷却塔又は
冷却池の種類
、容量、個数
及び取付箇所
（常設及び可
搬型の別に記
載すること。）
1 | 係る次の事項
種類、入口
及び出口の温
度、個数並び
に取付箇所（
常設及び可搬

数及び取付箇	、吹出量、個	類、吹出圧力	逃がし弁の種	2 安全弁及び	ること。)	箇所を付記す	場合は、取付	し、可搬型の	型の別に記載	常設及び可搬	さ及び材料(度、外径、厚	、最高使用温	最高使用圧力	1 主要な管の	係る次の事項	に附属する管に	ト ガスタービン	及び材料	力、主要寸法	の最高使用圧	2 中間冷却器	すること。)	型の別に記載
--------	--------	--------	--------	-----------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	--------	---------	------------	------	--------	--------	-----------	--------	--------

備の名称、種類	属する冷却水設	八 内燃機関に附	非常調速装置の名称及び種類	口 調速装置及び	に記載すること	及び可搬型の別	取付箇所（常設	速度、個数及び	口の圧力、回転	給機の種類、出	付箇所並びに過	、個数並びに取	種類及び使用量	転速度、燃料の	種類、出力、回	イ 機関の名称、	次の事項	(2)	内燃機関に係る	に記載すること	可搬型の別に	所（常設及び

、容量、個数及 び取付箇所（常 設及び可搬型の 別に記載するこ と。）	二 内燃機関に附 属する空気圧縮 設備に係る次の 事項	1 空気だめの 名称、種類、 容量、最高使 用圧力、最高 使用温度、主 要寸法、材料 、個数及び取 付箇所（常設 及び可搬型の 別に記載する こと。）	2 空気だめの 安全弁の名称 、種類、吹出 圧力、吹出量 、主要寸法、
---	---	--	--

個 数 及 び 取 付 箇	要 寸 法 、 材 料 、	高 使 用 温 度 、 主	高 使 用 圧 力 、 最	種 類 、 容 量 、 最	タ ン ク の 名 称 、	ク 又 は サ ー ピ ス	ホ 燃 料 デ イ タ ン	す る こ と 。	型 の 別 に 記 載	常 設 及 び 可 搬	び 取 付 箇 所 （	出 力 、 個 数 及	動 機 の 種 類 、	箇 所 並 び に 原	個 数 及 び 取 付	、 主 要 寸 法 、	量 、 吐 出 圧 力	称 、 種 類 、 容	3 圧 縮 機 の 名	す る こ と 。	型 の 別 に 記 載	常 設 及 び 可 搬	び 取 付 箇 所 （	材 料 、 個 数 及
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(3)	ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(4)	燃料設備に係る次の事項	イ ポンプの名称	、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別
----------------------	-----	---	-----	-------------	----------	---

に記載すること	口	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	八	貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	ニ	主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付
---------	---	---	---	--	---	---

(5) 箇所を付記すること。
 発電機に係る次の事項
 イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ハ 保護継電装置の名称及び種類
 ニ 原動機との連結方法

(6)

イ	冷却設備に係る 次の事項
イ	熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）
イ	最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）
イ	最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）
イ	伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ロ	ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに

原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	ハ）ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	ニ）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
---------------------------------------	---	--

主要寸法、個数	ト 送風機の名称、種類、容量、	記載すること。 び可搬型の別 付箇所（常設及 、個数並びに取 温度、主要寸法 温度、設計外気 温度、冷却水標準 口の冷却水標準 量、入口及び出 却池の種類、容	へ 冷却塔又は冷 こと。 箇所を付記する の場合は、取付 記載し、可搬型 び可搬型の別に び材料（常設及 、外径、厚さ及 、最高使用温度	ホ 主配管の名称 、最高使用圧力 、最高使用温度
---------	-----------------	--	--	--------------------------------

、主要寸法、個数	量、電圧、周波数	の名称、種類、容	無停電電源装置	(1)項	る。	(非常用のものに限	3	その他の電源装置	こと。)	の別に記載する	常設及び可搬型	及び取付箇所(類、出力、個数	及び取付箇所並	及び取付箇所並	主要寸法、個数	種類、容量、	排風機の名称	こと。)	の別に記載する	常設及び可搬型	及び取付箇所(類、出力、個数	及び取付箇所並	及び取付箇所並
----------	----------	----------	---------	------	----	-----------	---	----------	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

2 |
用 | 常 |
電 |

事項	1 (5)(4)(3)(2) 発電機に係る次の 保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善	(1) 品質保証の実施 に関する事項	5 設計及び工事に係 る品質管理の方法等	4 非常用電源設備の 基本設計方針、適用 基準及び適用規格	(2) 電力貯蔵装置の 名称、種類、容量 、電圧、主要寸法 、個数及び取付箇 所（常設及び可搬 型の別に記載する こと。）	及び取付箇所（常 設及び可搬型の別 に記載すること。
備に係る機	常用電源設					

<p>もの場合は、電 調整装置を有する 別に記載し、電圧 二次及び三次の 容量、電圧（一次 、二次及び三次の 別に記載し、電圧 調整装置を有する もの場合は、電 算書</p>	<p>短絡強度計</p>	<p>る。）</p>	<p>む場合に限</p>	<p>の工事を含</p>	<p>点接地装置</p>	<p>に係る中性</p>	<p>の電力系統</p>	<p>ポルト以上</p>	<p>電圧十七万</p>	<p>圧計算書（</p>	<p>電磁誘導電</p>	<p>明書</p>	<p>に関する説</p>	<p>備の健全性</p>	<p>常用電源設</p>	<p>と。）</p>	<p>記載するこ</p>	<p>物を含めて</p>	<p>（支持構造</p>	<p>する説明書</p>	<p>耐震性に関</p>	<p>面</p>	<p>明示した図</p>	<p>器の配置を</p>
<p>（1）</p>	<p>容量、力率、電圧</p>	<p>相、周波数、回</p>	<p>転速度、結線法及</p>	<p>び冷却法並びに発</p>	<p>電電動機の場合は</p>	<p>出力</p>	<p>励磁装置の種類</p>	<p>容量、回転速度</p>	<p>、駆動方法及び個</p>	<p>数（常用及び予備</p>	<p>の別に記載するこ</p>	<p>と。）</p>	<p>（3）</p>	<p>保護継電装置の</p>	<p>種類</p>	<p>（4）</p>	<p>原動機との連結</p>	<p>方法</p>	<p>2 </p>	<p>（1）事項</p>	<p>変圧器の種類、</p>	<p>容量、電圧（一次</p>	<p>、二次及び三次の</p>	<p>別に記載し、電圧</p>

<p>5 に関する次の事項 に 関 する 次 の 事 項</p>	<p>4 本設計方針、適用基 準及び適用規格</p>	<p>3 遮断器に係る次の 事項</p>	<p>(2) 常用及び予備の別 保護継電装置の 種類</p>	<p>(1) 遮断器の種類、 電圧、電流、遮断 電流、遮断時間、 個数及び取付箇所 保護継電装置の 種類</p>	<p>圧調整範囲及びタ ップ数を付記する こと。）、相、周 波数、結線法、冷 却法、個数及び取 付箇所並びに電気 事業の用に供する ものにあつては、</p>	<p>三相短絡容 量計算書</p>	<p>設計及び工 事に係る品 質管理の方 法等に關す る説明書</p>
--	----------------------------------	----------------------------	--	--	--	-----------------------	---

3 |
 1 | イ | 助 |
 ラ | ボ | 補

(1) 給水ポンプの種 書	6 ボイラーに附属す る給水設備に係る次 の事項	5 安全弁の種類、吹 出圧力、吹出量、個 数及び取付箇所 の構造図	4 胴、管寄せ及び管 の主要寸法及び材料 燃料系統図	3 節炭器の伝熱面積 補助ボイラ ーに属する	2 再熱器の通過蒸気 量、最高使用圧力、 最高使用温度及び伝 熱面積 水循環系統 図	1 補助ボイラーの種 類、最大蒸発量、最 高使用圧力、最高使 用温度、伝熱面積、 排出ガス量及び個数 を明示した 図面及び系 統図	(5) 保安活動の改善	(4) 保安活動の評価	(3) 保安活動の実施	(2) 保安活動の計画 に係る組織	(1) 品質保証の実施
関する説明	の基礎に	補助ボイラ	強度に關す	補助ボイラ	水循環系統	補助ボイラ	補助ボイラ				

8	熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 ボイラーに附属す	(2) 蒸気を発生する材料並びに個数 ）、主要寸法、材料	高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。 ）、最高使用温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。 ）、最	(1) の事項 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。 ）、最	7 (2) 貯水設備の種類、容量及び個数 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項 ）、 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 安全弁の吹出量計算書 （パネ式のものに限る
---	---	-------------------------------------	---	--	--

9 の種類及び個数 する通風設備の通風機 の種類及び個数	9 ボイラーに附属す る空気圧縮設備及び ガス圧縮設備に係る 次の事項	(1) 空気だめ及びガ スだめの種類、容 量、最高使用圧力 、主要寸法、材料 及び個数	(2) 空気だめ及びガ スだめの安全弁の 種類、吹出圧力、 吹出量、個数及び 取付箇所	10 (3) 空気圧縮機及び ガス圧縮機の種類 、容量、吐出圧力 及び個数	(1) 項 主配管の最高使 用圧力、最高使用 する管等に係る次の事 10 ボイラーに附属す る管等に係る次の事
---	---	--	--	--	--

(3) 熱交換器の種類	発熱量	(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出し圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	(2) 温度、外径、厚さ及び材料
(3) 原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の	(2) 輸送装置及びパイプの種別	(1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）用の別	11) 油燃焼用機器に係る次の事項	
(3) 原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量	(2) 輸送装置及びパイプの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の	(1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）用の別	11) 油燃焼用機器に係る次の事項	

<p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p>	<p>16 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p>	<p>15 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>14 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数</p>	<p>13 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>12 及び個数 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量</p>
-------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	--

4 |
 備 護 災 |
 設 防 火 |

(2) 主配管の名称、 最高使用圧力、最 高使用温度、外径) 搬型の別に記載す 箇所（常設及び可 力、個数及び取付 原動機の種類、出 び取付箇所並びに 法、材料、個数及 使用温度、主要寸 高使用圧力、最高 又は吐出圧力、最 種類、容量、揚程 (1) ポンプの名称、	2 消火設備に係る次 法及び材料	1 火災区域構造物及 び火災区画構造物の 名称、種類、主要寸 法及び材料	(5) 保安活動の改善	(4) 保安活動の評価	(3) 保安活動の実施	(2) 保安活動の計画	火災防護設
								備に係る機

設 護 水	5
施 防 浸	

の名称、種類、主 (1) 防水区画構造物 図	2 に係る次の事項 内郭浸水防護設備 寸法及び材料	1 の名称、種類、主要 外郭浸水防護設備 (5) (4) (3) (2) 保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善 (1) 品質保証の実施 に係る組織	4 設計及び工事に係 る品質管理の方法等 に関する次の事項	3 火災防護設備の基 本設計方針、適用基 準及び適用規格	厚さ及び材料（ 常設及び可搬型の 別に記載し、可搬 型の場合は、取付 箇所を付記するこ と。）
	耐震性に関	器の配置を 明示した図 面及び系統	浸水防護施 設に係る機		

取付箇所（常設	方法、個数及び	法、材料、駆動	用温度、主要寸	用圧力、最高使	、種類、最高使	口 主要弁の名称	。)	に記載すること	及び可搬型の別	取付箇所（常設	出力、個数及び	原動機の種類、	取付箇所並びに	材料、個数及び	度、主要寸法、	力、最高使用温	力、最高使用圧	揚程又は吐出圧	、種類、容量、	イ ポンプの名称	係る次の事項	(2) 区画排水設備に	取付箇所	要寸法、材料及び
																								する説明書
																								強度に關す
																								る説明書
																								構造図
																								設計及び工
																								事に係る品
																								質管理の方
																								法等に關す
																								る説明書

及び可搬型の別に記載すること	。	八 主配管の名称	、最高使用圧力	、最高使用温度	、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）	3	浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	4	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	(1) 品質保証の実施に係る組織	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善
----------------	---	----------	---------	---------	--	---	--------------------------	---	---------------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

6	補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）	1	<p>燃料貯蔵設備に係る次の事項</p> <p>(1) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p>	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	耐震性に関する説明書	強度に関する説明書	構造図	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
1	<p>燃料貯蔵設備に係る次の事項</p> <p>(1) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p>	3						

8	7
土 地 敷 木 内 敷	設 取 常 非 備 水 用 非

1	3	2	1	(5) (4) (3) (2)	(5) (4) (3) (2)
崩壊の防止措置を 実 行 す る に 関 する 説 明 書 （ 地 震 に よ る 斜 面 の 崩 壊 の 防 止 措 置 を 実 行 す る に 関 する 説 明 書	(1) 品質保証の実施 に 係 る 組 織	基本設計方針、適用 基準及び適用規格 設計及び工事に係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 する 説 明 書	取水設備（非常用 の 冷 却 用 海 水 を 確 保 す る 構 築 物 に 限 る。 の 名 称 、 種 類 、 容 量 、 主 要 寸 法 、 材 料 及 び 個 数 ） 耐 震 性 に 関 する 説 明 書	保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善	保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善
(5) (4) (3) (2)	保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善	基本設計方針、適用 基準及び適用規格 設計及び工事に係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 する 説 明 書	取水設備（非常用 の 冷 却 用 海 水 を 確 保 す る 構 築 物 に 限 る。 の 名 称 、 種 類 、 容 量 、 主 要 寸 法 、 材 料 及 び 個 数 ） 耐 震 性 に 関 する 説 明 書	保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善	保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善

										9		物 構 造	
										所 対 急 策 策 時 緊			
										3		2	
										1		(1)	
										(5)		(4)	
										(3)		(2)	
										(1)		(1)	
										に係る組織		に係る組織	
										品質保証の実施		品質保証の実施	
										に関する次の事項		に関する次の事項	
										品質管理の方法等		品質管理の方法等	
										設計及び工事に係		設計及び工事に係	
										準及び適用規格		準及び適用規格	
										本設計方針、適用基		本設計方針、適用基	
										緊急時対策所の基		緊急時対策所の基	
										緊急時対策所機能		緊急時対策所機能	
										保安活動の計画		保安活動の計画	
										保安活動の実施		保安活動の実施	
										保安活動の評価		保安活動の評価	
										保安活動の改善		保安活動の改善	
										品質保証の実施		品質保証の実施	
										に関する事項		に関する事項	
										設計及び工事に係		設計及び工事に係	
										用基準及び適用規格		用基準及び適用規格	
										の基本設計方針、適		の基本設計方針、適	
										敷地内土木構造物		敷地内土木構造物	
										数		数	
										類、設置場所及び個		類、設置場所及び個	
										限る。) の名称、種		限る。) の名称、種	
										施するためのものに		施するためのものに	
										による斜面		による斜面	
										の崩壊の防		の崩壊の防	
										止措置を実		止措置を実	
										施する場合		施する場合	
										のものに限		のものに限	
										設計及び工		設計及び工	
										事に係る品		事に係る品	
										質管理の方		質管理の方	
										法等に関する		法等に関する	
										る説明書		る説明書	
										緊急時対策		緊急時対策	
										所の設置場		所の設置場	
										所を明示し		所を明示し	
										た図面及び		た図面及び	
										機能に關す		機能に關す	
										る説明書		る説明書	
										耐震性に関		耐震性に関	
										する説明書		する説明書	
										緊急時対策		緊急時対策	
										に係る組織		に係る組織	

別表第三（第一百七条、第一百八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に 関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に係るものに限る。）		(5)(4)(3)(2) 保安活動の計画 保安活動の実施 保安活動の評価 保安活動の改善	所の居住性に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
再結合装置	1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数並びに電熱器の名称、種類	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書			

（新設）

装置 圧力逃がし	
1 容器の名称、種類、容量、最高使用	2 再結合装置の基準及び適用規格 、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第一百六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
型式証明を受けた設計との整合性に	

用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。	関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書
2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。	強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力量及び効率の設定根拠に関する説明書
3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数	圧力逃がし装置が使用される条件下における健全性に関する説明書 第六六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料及び可搬型の別に記載すること	申請に係る型式設

ガスタービン を原動力	
1 ガスタービンに 係る次の事項	<p>5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
設計との整合性に 型式証明を受けた	<p>計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

と す る 発 電 設 備	
(1)	<p>ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
(2)	<p>主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
(3)	<p>調速装置及び非常調速装置の種類</p>
(4)	<p>ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧</p>
	<p> 関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備 に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計 </p>

搬型の別に記	(常設及び可	材料及び個数	、主要寸法、	最高使用圧力	種類、容量、	びガスだめの	イ 空気だめ及	の事項	圧縮機に係る次	圧縮機及びガス	に附属する空気	(5) ガスタービン	と。)	別に記載するこ	設及び可搬型の	並びに個数(常	主要寸法、材料	すること。)、	次側の別に記載	(一次側及び二	、最高使用温度	載すること。)	二次側の別に記	力(一次側及び
							知書の写し	式証明変更承認通	書又は特定機器型	機器型式証明通知	計特定機器の特定	申請に係る型式設	該契約書の写し	者にあつては、当	約を締結している	第百六条の購入契	書	全性に関する説明	件の下における健	備が使用される条	動力とする発電設	ガスタービンを原	のに限る。)	算書(パネ式のも

載すること。
ロ) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。
ハ) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。
ニ) 空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

型の別に記載	常設及び可搬	さ及び材料（	度、外径、厚	、最高使用温	最高使用圧力	イ 主要な管の	係る次の事項	に附属する管に	(7)	ガスタービン	及び材料	力、主要寸法	の最高使用圧	口 中間冷却器	載すること。	搬型の別に記	（常設及び可	度並びに個数	及び出口の温	種類、入口	イ 種類、入口	係る次の事項	(6)	空気冷却器に	載すること。

2 |

口 安全弁及び
逃がし弁の種
類、吹出力
、吹出量及び
個数（常設及
び可搬型の別
に記載するこ
と。）

（1）の事項
発電機に係る次
、種類、容量、
主要寸法、力率
、電圧、相、周
波数、回転速度
、結線法、冷却
方法及び個数（
常設及び可搬型
の別に記載する
こと。）

（2）励磁装置の名
称、種類、容量
及び個数（常設
及び可搬型の別

に記載すること。	(3) 保護継電装置の名称及び種類	3 (4) 原動機との連結方法	(1) 次の事項 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）	、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）	使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）	、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）	(2) ポンプの名称、種類、容量、
----------	-------------------	-----------------	--	---------------------------	------------------------	-------------------------------------	-------------------

方法及び個数（	法、材料、駆動	用温度、主要寸	用圧力、最高使	、種類、最高使	(4)	と。）	別に記載するこ	設及び可搬型の	料及び個数（常	、主要寸法、材	、最高使用温度	、最高使用圧力	称、種類、容量	(3)	すること。）	搬型の別に記載	数（常設及び可	類、出力及び個	びに原動機の種	材料及び個数並	度、主要寸法、	力、最高使用温	力、最高使用圧	揚程又は吐出圧
					主要弁の名称									ろ過装置の名										

常設及び可搬型の別に記載すること。	(5)	主配管の名称	、	最高使用圧力	、	最高使用温度	、	外径、厚さ及び材料	(6)	冷却塔の種類	、	容量、入口及び出口の冷却水	標準温度、設計	外気温度、主要	寸法並びに個数	(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(7)	送風機の名称	、	種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)
-------------------	-----	--------	---	--------	---	--------	---	-----------	-----	--------	---	---------------	---------	---------	---------	---------------------	-----	--------	---	---

<p>内燃機関を 原動力とす る発電設備</p>	
<p>1 内燃機関に係る 次の事項 (1) 機関の名称、 種類、出力、回 転速度、燃料の 種類及び使用量 、個数並びに過 給機の種類、出 口の圧力、回転</p>	<p>4 ガスタービンを 原動力とする発電 設備の基本設計方 針、適用基準及び 適用規格</p> <p>(8) 排風機の名称 、種類、容量、 主要寸法及び個 数並びに原動機 の種類、出力及 び個数（常設及 び可搬型の別に 記載すること。</p>
<p>型式証明を受けた 設計との整合性に 関する説明書 内燃機関を原動力 とする発電設備に 係る機器の配置を 明示した図面及び 系統図 内燃機関を原動力</p>	

速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 调速装置及び非常调速装置の名称及び種類	(3) 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項 イ 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常	とする発電装置の出力の決定に関する説明書	耐震性に関する説明書	強度に関する説明書	構造図	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	第一百六条の購入契
---------------------------	-------------------------	--	---	----------------------	------------	-----------	-----	--	------------------------	--	-----------

(5)

燃料 データ ン	載 事 載 事 載 事	搬 型 の 別 に 記 載 す る こ と 。	載 事 載 事 載 事	搬 型 の 別 に 記 載 す る こ と 。	八 ハ 圧 縮 機 の 名 称 、 種 類 、 容 量 、 吐 出 圧 力 、 主 要 寸 法 及 び 個 数 並 び に 原 動 機 の 種 類 、 出 力 及 び 個 数 （ 常 設 及 び 可 搬 型 の 別 に 記 載 す る こ と 。	口 空 気 だ め の 安 全 弁 の 名 称 、 種 類 、 吹 出 圧 力 、 吹 出 量 、 主 要 寸 法 、 材 料 及 び 個 数 （ 常 設 及 び 可 搬 型 の 別 に 記 載 す る こ と 。	設 及 び 可 搬 型 の 別 に 記 載 す る こ と 。	約 を 締 結 し て い る 者 に あ つ て は 、 当 該 契 約 書 の 写 し	申 請 に 係 る 型 式 設 計 特 定 機 器 の 特 定 機 器 型 式 証 明 通 知 書 又 は 特 定 機 器 型 式 証 明 変 更 承 認 通 知 書 の 写 し
----------------	----------------------------	--	----------------------------	--	--	--	--	---	---

ク又はサービス タンクの名称、 種類、容量、最 高使用圧力、最 高使用温度、主 要寸法、材料及 び個数（常設及 び可搬型の別に 記載すること。 ）	2	発電機に係る次 の事項	(1)	発電機の名称 、種類、容量、 主要寸法、力率 、電圧、相、周 波数、回転速度 、結線法、冷却 方法及び個数（ 常設及び可搬型 の別に記載する こと。）	(2)	励磁装置の名 称、種類、容量 及び個数（常設
--	---	----------------	-----	--	-----	------------------------------

(2) ポンプの名称	に記載すること	及び可搬型の別	及び個数（常設	主要寸法、材料	）、伝熱面積、	記載すること。	及び胴側の別に	使用温度（管側	こと。））、最高	の別に記載する	（管側及び胴側	、最高使用圧力	称、種類、容量	(1) 熱交換器の名	次の事項	3	(4) 冷却設備に係る	結方法	(4) 原動機との連	(3) 保護継電装置	の名称及び種類	に記載すること	及び可搬型の別
-----------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	--------------	------	---	---------------	-----	--------------	--------------	---------	---------	---------

法、材料、駆動	用温度、主要寸	用圧力、最高使	種、種類、最高使	(4) 主要弁の名称	と。	別に記載するこ	設及び可搬型の	料及び個数（常	、主要寸法、材	、最高使用温度	、最高使用圧力	称、種類、容量	(3) ろ過装置の名	搬型の別に記載	数（常設及び可	類、出力及び個	びに原動機の種	材料及び個数並	度、主要寸法、	力、最高使用温	力、最高使用圧	揚程又は吐出圧	、種類、容量、
---------	---------	---------	----------	------------	----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

方法及び個数（ 常設及び可搬型 の別に記載する こと。）	(5) 主配管の名称 、 最高使用圧力 、 最高使用温度 、 外径、厚さ及 び材料	(6) 冷却塔の種類 、 容量、入口及 び出口の冷却水 標準温度、設計 外気温度、主要 寸法並びに個数 （常設及び可搬 型の別に記載す ること。）	(7) 送風機の名称 、 種類、容量、 主要寸法及び個 数並びに原動機 の種類、出力及 び個数（常設及 び可搬型の別に
---------------------------------------	---	---	---

	無停電電源装置
<p>4) 内燃機関を原動機とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。</p>	<p>1) 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。</p> <p>2) 無停電電源装置</p>
	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>

	電力貯蔵装置
<p>の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適</p>
<p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>

用基準及び適用規格

容量の設定根拠に関する説明書
電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第百六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

様式第一（第64条関係）

様式第一（第64条関係）

運転計画

年 月 日

原子力規制委員会 殿
住所

様式第一（第4条関係）

様式第一（第4条関係）

運転計画

年 月 日

原子力規制委員会 殿
住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 17 及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 64 条第 1 項（第 2 項、第 3 項）の規定により次のように届け出ます。

備考

1 この表は、発電用原子炉ごとに、かつ、年度毎に作成することとし、電気事業者以外の者にあつては、月別の記載を省略することができる。

2～9 （略）

10 発電用原子炉の燃料取替え、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために、発電の機能が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。

11 発電用原子炉内における燃料の配置替え又は、核燃料物質の再処理を行う場合は、その説明書を添付すること。

電力株式会社（株一モ）（株電送）

様式第 2（第 136 条関係）

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 136 条第 1 項の規定により次のとおり報

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 30 条及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 4 条第 1 項（第 2 項、第 3 項）の規定により次のように届け出ます。

備考

1 この表は、原子炉ごとに、かつ、年度毎に作成することとし、電気事業者以外の者にあつては、月別の記載を省略することができる。

2～9 （略）

10 原子炉の燃料取替え、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために、発電の機能が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。

11 原子炉内における燃料の配置替え又は、核燃料物質の再処理を行う場合は、その説明書を添付すること。

電力株式会社（株ニチ）（株電送）

様式第 2（第 24 条関係）

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 24 条第 1 項の規定により次のとおり報告

告します。

3 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を**発電用原子炉設置者**に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

4 運転時間及び熱出力（注5）

〔**発電用原子炉**の名称： 〕

注1（略）

2～4（略）

5 **発電用原子炉ごと**に記載すること。

6（略）

様式第3（第138条関係）

様式第3（第138条関係）

表面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の

24第6項において準用する同法第12条第7項の規定による

身分証明書

（略）

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第十二条の二（略）

します。

3 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を**原子炉設置者**に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

4 運転時間及び熱出力（注5）

〔**原子炉**の名称： 〕

注1（略）

2～4（略）

5 **原子炉ごと**に記載すること。

6（略）

様式第2（第26条関係）

様式第2の2（第26条関係）

表面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条

第6項において準用する同法第12条第7項の規定による

身分証明書

（略）

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第十二条の二（略）

2～5 (略)

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の3の24 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この

2～5 (略)

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の3の24 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

5 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十七条第五項」と読み替へるものとする。

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円

場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の3の24第5項」と読み替えるものとする。

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二 第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の3の27第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三 第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二 第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三 第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第4（第138条関係）

表面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の
27第2項において準用する同法第12条の2第7項の規定による
身分証明書
（略）

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第十二条の二（略）

2～5（略）

- 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- 7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第2の3（第26条関係）

表面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条
第2項において準用する同法第12条の2第7項の規定による
身分証明書
（略）

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第十二条の二（略）

2～5（略）

- 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- 7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 43 条の 3 の 27 (略)

2 第 12 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第 6 項から第 8 項までの規定はこの項において準用する同条第 5 項の検査について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 43 条の 3 の 27 第 1 項」と、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四 第 12 条の 2 第 6 項（第 22 条の 6 第 2 項、第 43 条の 2 第 2 項、第 43 条の 3 の 27 第 2 項、第 43 条の 25 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項、第 51 条の 23 第 2 項及び第 57 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は暫間に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 5 (第 138 条関係)

様式第 5 (第 138 条関係)

表面

(略)

裏面

第 43 条の 2 (略)

2 第 12 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第 6 項から第 8 項までの規定はこの項において準用する同条第 5 項の検査について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 43 条の 3 の 27 第 1 項」と、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四 第 12 条の 2 第 6 項（第 22 条の 6 第 2 項、第 43 条の 2 第 2 項、第 43 条の 25 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項、第 51 条の 23 第 2 項及び第 57 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は暫間に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第 3 (第 26 条関係)

様式第 3 (第 26 条関係)

表面

(略)

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 3 の 13 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第 1 項の規定による立入検査のほか、第 43 条の 3 の 9 第 1 項、第 43 条の 3 の 10 第 1 項、第 43 条の 3 の 11 第 1 項、第 43 条の 3 の 12

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の 4 第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項、第 43 条の 10 第 1 項、第 46 条の 2 第 1 項、第 51 条の 9 第 1 項若しくは第 55 条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第 62 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小

- 第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項及び第43条の3の30第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 5 (略)
- 6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機種の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8～11 (略)
- 12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 三十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3

- 限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加鑑定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第13項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
- 5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機種の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 7～10 (略)
- 11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 三十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

第1項各号のいずれかに該当する場合には、同
第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実
施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み
、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の
陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3
第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同
第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実
施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第十三項の規定に
よる立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問
に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為
をした機種の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者
を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金を、その人に対して
各本条の罰金を科する。

- 一 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除
く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、
第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、
第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2
(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研

陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 十一 第86条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一
条の三第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者
、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活
動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第十二項の規
定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は
質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為
をした機種の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第68条第5項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者
を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金を、その人に対して
各本条の罰金を科する。

- 一 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除
く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、
第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、
第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(。
試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究
炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置
者に係る部分を除く。)、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号
、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除
く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及

研究等設置者に係る部分を除く。)、第 11 号、第 12 号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 13 号の 3 から第 13 号の 7 まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第 30 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条(第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

様式第六(様 139 米監連)

様式第 6 (第 139 条関係)

フレキシブルディスク提出票

様式第七(様 139 米監連)

様式第 7 (第 139 条関係)

< HEAD > < TITLE > 原子炉等規制法第 43 条 3 の 17 < /TITLE > < /HEAD >

【適用条文】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条 3 の 17
備考

び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第 30 号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 一億円以下の罰金刑

三 第 77 条(第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

様式第四(様 27 米監連)

様式第 4 (第 27 条関係)

フレキシブルディスク提出票

様式第五(様 27 米監連)

様式第 5 (第 27 条関係)

< HEAD > < TITLE > 原子炉等規制法第 30 条 < /TITLE > < /HEAD >

【適用条文】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 30 条
備考

<p>1 「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この表は、<u>発電用原子炉</u>ごとに、かつ、年度ごとに作成することとし、電気事業者以外の者にあつては、月別の記録を省略することができる。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>15 <u>発電用原子炉の燃料取替え</u>、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために、発電の機能が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。</p> <p>16 <u>発電用原子炉</u>内における燃料の配置換え又は核燃料物質の再処理を行う場合は、その説明書を添付すること。</p>
--

様式第八(第139条関係)

<p><u>様式第8(第139条関係)</u></p> <p>【運転時間及び熱出力】(注6)(注8)</p> <p>【<u>発電用原子炉の名称</u>…】</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 注5については、妊娠不能と診断された女子及び妊娠の意思のない旨を<u>発電用原子炉設置者</u>に書面で申し出た女史を除くこと。</p> <p>6 注6については、<u>発電用原子炉</u>ごとに記録すること。</p>

<p>1 「【氏名又は名称】」の欄には、法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その欄に代表者の氏名を記録すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この表は、<u>原子炉</u>ごとに、かつ、年度ごとに作成することとし、電気事業者以外の者にあつては、月別の記録を省略することができる。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>15 <u>原子炉の燃料取替え</u>、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために、発電の機能が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。</p> <p>16 <u>原子炉</u>内における燃料の配置換え又は核燃料物質の再処理を行う場合は、その説明書を添付すること。</p>

様式第九(第27条関係)

<p><u>様式第6(第27条関係)</u></p> <p>【運転時間及び熱出力】(注6)(注8)</p> <p>【<u>原子炉の名称</u>…】</p> <p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 注5については、妊娠不能と診断された女子及び妊娠の意思のない旨を<u>原子炉設置者</u>に書面で申し出た女史を除くこと。</p> <p>6 注6については、<u>原子炉</u>ごとに記録すること。</p>

